簡易版

宗派規則・宗制

（付禅林寺規則、その他の規程）

簡易版「宗派規則・宗制」凡例

- 通常版（印刷版）を底本とし、簡易版のレイアウト、ページ番号は底本に合わせた。
- 電子ファイルの軽量化のため、底本の白紙、および「索引」は割愛した。このため、簡易版の実際のページ数はページ番号と一致しない。
- 簡易版に収録の「目次」は底本の目次であり、ページ番号は底本のページを示す。
- 簡易版のレイアウト上、一行に底本の文字数が収らない場合は適宜改行し、底本の１ページが簡易版の１ページに収らない場合は、枝番を付したページを追加した。
- 簡易版は、底本を OCR（光学文字認識）でテキスト化した原稿を利用し、ワードで編集・作成した。フォントは游明朝、游ゴシックを使用した。文字化け、誤字等があった場合は、底本の記述を優先する。
- 索引の省略にともない、PDF ファイルには適宜ブックマークを付し、また、PDF 閲覧ソフトの文字検索機能で PDF ファイル内の文字列を検索可能とした。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

令和３年４月１日　　第１版発行
令和３年８月１日　　更新
令和７年５月１日　　改訂第１版発行

●総目次

宗教法人「浄土宗西山禅林寺派」規則.....9
浄土宗西山禅林寺派宗制.....23
別　　記.....77
施行細則及び規程.....91
宗教法人「禅林寺」規則.....119
宗教法人「　　」規則（寺院標準規則）.....139
宗制による諸書式.....151
索引（宗派規則・宗制・別記・施行細則及び規程）.....199

●細目次

宗教法人「浄土宗西山禅林寺派」規則 9

第１章　総則（第１条－第４条）13／⑤
第２章　役員その他の機関（第５条－第 25 条）13／⑤
　第１節　代表役員及び責任役員（第５条－第８条）13／⑤
　第２節　代務者（第９条－第 12 条）14／⑥
　第３節　仮代表役員及び仮責任役員（第 13 条）15／⑦
　第４節　宗務所（第 14 条－第 17 条）15／⑦
　第５節　宗務出張所及び宗務支所（第 18 条）16／⑧
　第６節　宗会（第 19 条－第 25 条）16／⑧
第３章　寺院及び教会（第 26 条－第 28 条）18／⑩
第４章　財務（第 29 条－第 42 条）19／⑪
第５章　補則（第 43 条－第 46 条）21／⑲

浄土宗西山禅林寺派宗制 23

第 1 章　総則（第 1 条－第 3 条）27／⑤
第 2 章　教義及び儀式（第 4 条－第 10 条）27／⑤
第 3 章　管長及び役員その他の機関（第 11 条－第 104 条）29／⑦
　第 1 節　管長（第 11 条－第 15 条）29／⑦
　第 2 節　代表役員及び責任役員（第 16 条－第 17 条）29／⑦
　第 3 節　宗務所（第 18 条－第 26 条）30／⑧
　第 4 節　宗務出張所（第 27 条－第 28 条）32-1／⑩-2
　第 5 節　宗務支所（第 29 条－第 53 条）33／⑪
　第 6 節　宗会（第 54 条－第 79 条）35／⑬
　第 7 節　参事会（第 80 条－第 88 条）38／⑯
　第 8 節　その他の機関（第 89 条－第 104 条）39／⑰
第 4 章　選挙（第 105 条－第 194 条）41／⑲
　第 1 節　選挙管理（第 105 条－第 106 条）41／⑲
　第 2 節　選挙権及び被選挙権（第 107 条－第 110 条）41／⑲
　第 3 節　選挙の区域（第 111 条－第 114 条）42／⑳
　第 4 節　選挙人名簿（第 115 条－第 124 条）42／⑳
　第 5 節　選挙期日（第 125 条－第 131 条）43／㉑
　第 6 節　選挙長（第 132 条－第 140 条）43／㉑
　第 7 節　投票（第 141 条－第 147 条）44／㉒
　第 8 節　開票（第 148 条－第 152 条）45／㉓
　第 9 節　選挙会（第 153 条－第 158 条）46／㉔
　第 10 節　候補者（第 159 条－第 169 条）47／㉕
　第 11 節　当選人（第 170 条－第 184 条）48／㉖
　第 12 節　特別選挙（第 185 条－第 187 条）50／㉘
　第 13 節　任期その他（第 188 条－第 194 条）51／㉙

第５章　寺院及び教会（第 195 条－第 242 条）52／㉚
　第１節　寺院及び教会（第 195 条－第 219 条）52／㉚
　第２節　住職及び主管者（第 220 条－第 235 条）56／㉞
　第３節　代表役員及び責任役員（第 236 条－第 242 条）58／㊱
第６章　教師及び僧侶（第 243 条－第 310 条）59／㊲
　第１節　教師（第 243 条－第 276 条）59／㊲
　第 2.節　教師の養成機関（第 277 条－第 281 条）64／㊷
　第３節　㑊曽侶（第 282 条－第 310 条）65／㊸
第７章　檀信徒（第 311 条－第 313 条）68／㊻
　第１節　檀信徒総代（第 311 条）68／㊻
　第２節　檀信徒（第 312 条－第 313 条）68／㊻
第８章　褒賞及び懲戒（第 314 条－第 334 条）69／㊼
　第１節　褒賞（第 314 条－第 319 条）69／㊼
　第２節　懲戒（第 320 条－第 334 条）70／㊽
第９章　財務（第 335 条－第 360 条）73／㊶
　第１節　資産（第 335 条－第 337 条）73／㊶
　第２節　賦課及び徴収（第 338 条－第 351 条）73／㊶
　第３節　予算及び決算（第 352 条－第 355 条）75／㊸
　第４節　その他（第 356 条－第 360 条）76／㊹
第 10 章　補則（第 361 条－第 362 条）76／㊹

　別　記 77

第１号　宗務支所　79/③
第２号　選挙区及び選出議員定数　79／③
第３号　選挙発令様式　80／④
第４号　投票様式　80／④
第５号　宗学院　学科課程　81／⑤

宗学研究所　講座課程　81／⑤
布教講究所　講座課程　82／⑥
住職研修会　学科課程　82／⑥
法式講究所　講座課程　82／⑥
第 6 号　教師の座次　83／⑦
第 7 号　度牒の様式　84／⑧
第 8 号　法服の種類、色章　85／⑨
第 9 号　等級による袈裟等の種類　86／⑩
第 10 号　本派の紋章　87／⑩
第 11 号　教学資金及び特別教学資金　87／⑪
第 12 号　寺院及び教会の賦課口数　88／⑫
第 13 号　教師賦課金　88／⑫
第 14 号　義納金　89／⑬

施行施行細則及び.....91

宗学院施行細則　95／⑤
宗学研究所施行細則　97／⑦
布教講究所施行細則　100 ／⑩
選抜生に関する施行細則　102／⑫
試験検定施行細則　103／⑬
浄土宗西山禅林寺派宗宝保護規程　104／⑭
宗会議事細則　105／⑮
僧侶褒賞査定基準細則　109／⑲
教階審査基準細則　112／㉒
僧正研修会施行細則　112-2/㉒-2
住職研修会施行細則　113／㉓
浄土宗西山禅林寺派法事部施行細則　114／㉔
現行の細則の廃止(宗教法人「禅林寺」管理運営細則)　116／㉖
管長推戴委員会規程　117／㉗

浄土宗西山禅林寺派慰労及び慶弔等に関する規程　118-1／㉙
浄土宗西山禅林寺派人権擁護推進規程　118-2／㉚
浄土宗西山禅林寺派綜合教化センター規程　118-4／㉜
会計規程　118-5／㉝
役職員退職基金規程　118-16／㊹
禅林寺平成大規模改修事業基金規程　118-18／㊻
非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する規程　118-20／㊽
禅林図書館規程　118-22／㊿
浄土宗西山禅林寺派及び総本山禅林寺役職員給与規程　118-24／(52)
浄土宗西山禅林寺派特別災害対策規程　118-31／(59)
浄土宗西山禅林寺派特別災害対策基金使用規程　118-36／(64)
准教職規程　118-37／(65)
法式講究所施行細則　118-38／(66)
法階審査基準細則　118-40／(68)
檀林規程　118-42／(70)
一般寺院救済基金規程　118-43／(71)
浄土宗西山禅林寺派教育振興基金規程　118-44／(72)
浄土宗西山禅林寺派助成金及び奨学金支給規程　118-45／(73)
特別災害対策規程細則　118-48／(76)
宗派・禅林寺施設建設改修基金規程　118-51／(79)

宗教法人「禅林寺」規則 119

第１章　総則（第１条－第５条）121／⑤
第２章　役員その他の機関（第６条－第 18 条）121／⑤
　第１節　代表役員及び責任役員（第６条－第 10 条）121／⑤
　第２節　代務者（第 11 条－第 14 条）122／⑥
　第３節　仮代表役員及び仮責任役員（第 15 条）123／⑦
　第４節　寺務所（第 16 条－第 17 条）123／⑦
　第５節　総代（第 18 条）124／⑧

第 79 宗会/第 81 宗会/第 85 宗会/第 86 宗会
第 87 宗会/第 88 宗会/第 91 宗会/第 93 宗会
第 95 宗会/第 99 宗会/第 100 宗会/第 104 宗会
第 107 宗会

第３章　財務（第 19 条－第 31 条）124／⑧
第４章　補則（第 32 条－第 34 条）126／⑩

宗教法人「　　」規則（寺院標準規則）.....139

第１章　総則（第１条－第５条）143／⑤
第２章　役員その他の機関（第６条－第 16 条）143／⑤
第１節　代表役員及び責任役員（第６条－第９条）143／⑤
第２節　代務者（第 10 条－第 12 条）144／⑥
第３節　仮代表役員及び仮責任役員（第 13 条－第 14 条）145／⑦
第４節　総代（第 15 条－第 16 条）146／⑧
第３章　財務（第 17 条－第 29 条）146／⑧
第４章　補則（第 30 条－第 34 条）148／⑩

凡　例

1　改訂に当たって、本文を横組に変更した。

1　送りがなは、原則として、内閣告示に従った。

1　句点に関しては、（　　）及び号の中の文章が名詞で終わっているときは、句点を付さないが、「こと」「とき」などは例外とした。

1　読点に関しては、主語の次に付した。ただし、副文章、条件文、対句の中の主語に関しては、原則として省略した。

1　「及び」「並び」、また「又は」「若しくは」などの用語の使用は、法令用語の原則に従った。

1　書式は、一部訂正し、届出書式として使用できるようにした。

1　書式には、申請書一覧を付した。

1　浄土宗西山禅林寺派と一般寺院との規則の関係を示すものとして、宗派規則、宗制、別記、施行細則及び規程に関しては索引を付した。

細目次の/の前の数字は、本書の通しページを、〇内の数字は各規程内のページを表す。

宗教法人「浄土宗西山禅林寺派」規則

目　次

第 1 章　総則（第 1 条一第 4 条）　5
第 2 章　役員その他の機関（第 5 条一第 25 条）　5
　第 1 節　代表役員及び責任役員（第 5 条一第 8 条）　5
　第 2 節　代務者（第 9 条一第 12 条）　6
　第 3 節　仮代表役員及び仮責任役員（第 13 条）　7
　第 4 節　宗務所（第 14 条一第 17 条）　7
　第 5 節　宗務出張所及び宗務支所（第 18 条）　8
　第 6 節　宗会（第 19 条一第 25 条）　8
第 3 章　寺院及び教会（第 26 条一第 28 条）　10
第 4 章　財務（第 29 条一第 42 条）　11
第 5 章　補則（第 43 条一第 46 条）　13

宗教法人「浄土宗西山禅林寺派」規則

第１章　総　　則

（名称）

第１条　この宗派は、宗教法人法による宗教法人であって「浄土宗西山禅林寺派」という。

（事務所の所在地）

第２条　この宗教法人（以下「法人」という。）は、事務所を京都市左京区永観堂町 48 番地　総本山禅林寺内に置き、これを「宗務所」という。

（目的）

第３条　この法人は、高祖善導大師、宗祖源空上人、派祖証空上人の教旨に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、僧侶及び檀信徒を教化育成し、寺院及び教会を包括し、その他この宗派の目的を達成するための業務及び事業を行うことを目的とする。

（公告の方法）

第４条　この法人の公告は、機関誌「禅林」に１回掲載して行う。

第２章　役員その他の機関

第１節　代表役員及び責任役員

（員数）

第５条　この法人には、５人の責任役員を置き、そのうち１人を代表役員とする。

（資格及び任命）

第６条　代表役員は、宗務総長の職にある者をもって充てる。

２　代表役員以外の責任役員は、部長の職にある者につき、代表役員が任命する。

（任期）

第７条　代表役員及びその他の責任役員の任期は、それぞれ宗務総長、部長の在任中とする。

２　代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

（職務権限）

第８条　代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

２　責任役員は、この法人の事務を決定する。この場合においては、その定数の過半数で決し、その議決権は、各々平等とする。

第２節　代　務　者

（置くべき場合）

第９条　代表役員又は責任役員が次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

一　死亡、辞任その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかに後任者を選ぶことができないとき。

二　病気、旅行その他の事由に因って３月以上その職務を行うことができないとき。

（選任）

第10条　代務者は、前条第一号に該当するときは、責任役員の合議によって選定し、同条第二号に該当するときは代表役員が選定し、この宗派の規定たる宗制による管長が任命する。

（職務権限）

第11条　代務者は､代表役員又は責任役員に代ってその職務権限の全部を行う。

（退職）

第12条　代務者は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

第3節　仮代表役員及び仮責任役員

第13条　代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、他の責任役員の合議によって仮代表役員を選定しなければならない。

2　責任役員は、その責任役員と特別関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、宗務所職員のうちから、他の責任役員の合議により、その議決権を有しない責任役員の員数だけ、仮責任役員を選定しなければならない。但し、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数であるときは、仮責任役員を選定しなくてもよい。

第4節　宗　務　所

（役職員の種類及び員数）

第14条　宗務所に次に掲げる役員及び職員を置く。

役　員

宗務総長　　1人

部　　長　　4人

職　員

録　　事　　若干名

録事補　　若干名

一般職員　　若干名

（資格及び選任）

第15条　宗務総長は、宗制の選挙規定によって、権少僧正以上の教師のうちから選挙せられた者につき、管長が認証する。

2　部長は、宗務総長が推薦した者につき、管長が任命する。

3　録事、録事補及び一般職員は、宗務総長が選任する。

（任期）

第 16 条　宗務総長の任期は 4 年とし、その他の役員の任期は宗務総長の在任中とする。但し、再任を妨げない。

2　現宗務総長が、任期途中で死亡又は辞任等により欠けたとき、後任の宗務総長の任期は前任者の残任期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

（職務権限）

第 17 条　宗務総長は、代表役員としてこの法人の事務を総理する外、管長を補佐してその他の宗務を統理する。

2　宗務総長は、この法人の事務及び宗務に関し全責任を負う。

3　部長は、宗務総長の命を受けて、この法人の事務及び宗務を分掌する。

第 5 節　宗務出張所及び宗務支所

第 18 条　東京都に宗務出張所を、地方に宗務支所を設ける。

2　宗務出張所に、所長 1 人を置き、官公署及び他の宗派との連絡事務を行わせる。

3　宗務支所に、支所長及び副支所長各々 1 人を置き、当該宗務支所の事務を処理させる。

4　出張所長、宗務支所長及び副支所長の任期は、3 年とする。但し、再任を妨げない。

第 6 節　宗　　会

（議員）

第 19 条　宗会は、各選挙区から選出された議員 18 人で組織する。

2　議員の任期は、4 年とし、再選を妨げない。但し、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第 20 条　宗会は、毎年度２回、代表役員が招集する。但し、代表役員が必要と認めるとき、又は総議員の３分の２以上の要求があるときは、臨時にこれを招集する。

（議長及び副議長）

第 21 条　宗会に議長及び副議長各々１人を置き、議員が互選した者につき、管長が任命する。

２　議長及び副議長の任期は、議員の在任中とする。

３　議長は、議場の秩序を維持し、議争を整理し、宗会を代表する。

４　議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

（議事及び議決の定足数）

第 22 条　宗会は、総議員の定数の３分の２以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

２　宗会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（権限）

第 23 条　宗会は、この規則及び宗制の制定及び変更、予算及び決算その他この規則の規定により宗会の権限に属する事項及びこの宗派に関し重要と認める事項を議決し、又は承認する。

（参事会員）

第 24 条　宗会に参事会を置き、宗会の議長及び副議長並びに議員の互選による５人の参事会員で組織する。

２　参事会員の任期は、議員の在任中とする。但し、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

（参事会の権限）

第 25 条　参事会は、宗会の閉会中、次に掲げる事項を議決する。

一　宗会から委任された事項。

二　その他宗務総長が参事会の議決を必要と認める事項。

２　参事会の議決事項は、次期宗会に於て報告しなければならない。

第３章　寺院及び教会

（寺院の種類）

第 26 条　この法人が包括する宗教団体は、寺院及び教会とし、寺院は、総本山及び檀林並びに一般寺院に区別する。

（設立、規則の変更等）

第 27 条　寺院若しくは教会を設立しようとするとき、又は寺院若しくは教会が次に掲げる行為をしようとするときは、この法人の代表役員の承認を受けなければならない。

一　宗教法人となること。

二　規則を変更すること（この法人と被包括関係を設定することを含む。）。

三　合併又は解散をすること。

（財産の処分等）

第 28 条　寺院又は教会は、次に掲げる行為をしようとするときは、この法人の代表役員の承認を受けなければならない。但し、第三号から第五号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第五号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

一　不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

二　借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。)又は保証をすること。

三　主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

四　境内地の著しい模様替をすること。

五　主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該寺院若しくは教会の主たる目的以外の目的のために供すること。

第４章　財　　務

（宗費の賦課徴収）

第29条　この法人は、その目的達成の経費に充てるため、寺院及び教会に対し、宗費その他の賦課金を賦課徴収する。

（資産の区分）

第30条　この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。

２　基本財産は、次に掲げる財産のうちから設定する。

一　土地、建物その他の不動産

二　公債、社債その他の有価証券

三　永遠保存の目的で積み立てた財産

四　基本財産として指定された寄付金

３　普通財産は、基本財産以外の財産及び財産から生ずる果実、宗費その他の収入とする。

（基本財産の設定及びその変更）

第31条　基本財産の設定又はその変更をしようとするときは、宗会の議決を経なければならない。

（基本財産の管理）

第32条　基本財産たる現金は、不動産又は確実な有価証券に替え、確実な銀行に預け、その他適当に管理しなければならない。

（基本財産の処分等）

第33条　次に掲げる行為をしようとするときは、宗会の議決を経なければならない。

一　基本財産を処分し、又は担保に供すること。

二　借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。)又は保証をすること。

（財産目録の作成）

第 34 条　財産目録は、毎会計年度終了後 3 月以内に、前年度末現在によって作成しなければならない。

（経費の支弁）

第 35 条　この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

（予算の編成）

第 36 条　予算は、毎会計年度開始前に編成し、宗会の議決を経なければならない。

2　予算を議決せず、又は予算が成立しないときは、前年度の予算を施行する。

（予算の区分）

第 37 条　予算は、経常及び臨時の 2 部に分け、各々これを款項目に区分して、収入の性質及び支出の目的を明示しなければならない。

（予備費の設定及び使用）

第 38 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用したときは、参事会の承認を受けなければならない。

（予算の追加及び更正）

第 39 条　予算作成後に、やむを得ない事由が生じたときは、宗会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（決算）

第 40 条　決算は、毎会計年度終了後 3 月以内に作成し、次の宗会に提出してその承認を受けなければならない。

（収支計剰余金及び予算外収入の処置）

第 41 条　収支計に剰余を生じたとき、又は予算外に収入があったときは、これを特別会計に繰り入れ又は宗会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第 42 条　この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第５章　補　　則

（規則の変更及び合併）

第 43 条　この規則を変更しようとするときは、第８条第２項及び第 22 条の規定にかかわらず、宗会議員の定数の過半数及び責任役員の定数の３分の２以上の議決を経て、文部科学大臣の認証を受けなければならない。この法人が合併しようとするときも、また同様とする。

（解散）

第 44 条　この法人が解散しようとするときは、第８条第２項及び第 22 条の規定にかかわらず、宗会議員の定数の３分の２以上及び責任役員の定数の全員の議決を経て、文部科学大臣の認証を受けなければならない。

２　この法人が解散したときは、その残余財産は、解散の時における宗会の決議によって処分する。

（被包括団体に対するこの規則の効力）

第 45 条　この規則及び宗制中の寺院又は教会に関係がある事項に関する規定は、当該寺院又は教会に別段の定がなければ、当然当該寺院又は教会についても、その効力を有する。

（施行細則）

第 46 条　この規則を施行するために必要な事項は、宗会の議決を経て、宗制で定めることができる。

附　則

この規則の変更は、文部大臣の認証書の交付を受けた日（平成９年 11 月 19 日）から施行する。

附　則

この規則の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成 15 年５月 16 日）から施行する。

⑭宗派規則

附　則

この変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成 17 年 10 月 14 日）から施行する。

附　則

この変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成 23 年 2 月 25 日）から施行する。

浄土宗西山禅林寺派宗制

目　次

第１章　総則（第１条一第３条）　5
第２章　教義及び儀式（第４条一第 10 条）　5
第３章　管長及び役員その他の機関（第 11 条一第 104 条）　7
　第１節　管長（第 11 条一第 15 条）　7
　第２節　代表役員及び責任役員（第 16 条一第 17 条）　7
　第３節　宗務所（第 18 条一第 26 条）　8
　第４節　宗務出張所（第 27 条一第 28 条）10－1
　第５節　宗務支所（第 29 条一第 53 条）11
　第６節　宗会（第 54 条一第 79 条）13
　第７節　参事会（第 80 条一第 88 条）16
　第８節　その他の機関（第 89 条一第 104 条）17
第４章　選挙（第 105 条一第 194 条）19
　第１節　選挙管理（第 105 条一第 106 条）19
　第２節　選挙権及び被選挙権（第 107 条一第 110 条）19
　第３節　選挙の区域（第 111 条一第 114 条）20
　第４節　選挙人名簿（第 115 条一第 124 条）20
　第５節　選挙期日（第 125 条一第 131 条）21
　第６節　選挙長（第 132 条一第 140 条）21
　第７節　投票（第 141 条一第 147 条）22
　第８節　開票（第 148 条一第 152 条）23
　第９節　選挙会（第 153 条一第 158 条）24
　第 10 節　候補者（第 159 条一第 169 条）25
　第 11 節　当選人（第 170 条一第 184 条）26
　第 12 節　特別選挙（第 185 条一第 187 条）28
　第 13 節　任期その他（第 188 条一第 194 条）29
第５章　寺院及び教会（第 195 条一第 242 条）30

第 1 節　寺院及び教会（第 195 条一第 218 条）30
第 2 節　住職及び主管者（第 220 条一第 235 条）34
第 3 節　代表役員及び責任役員（第 236 条一第 242 条）36
第 6 章　教師及び僧侶（第 243 条一第 310 条）37
第 1 節　教師（第 243 条一第 276 条）37
第 2 節　教師の養成機関（第 277 条一第 281 条）42
第 3 節　イ曽侶（第 282 条一第 310 条）43
第 7 章　檀信徒（第 3n 条一第 313 条）46
第 1 節　檀信徒総代（第 311 条）46
第 2 節　檀信徒（第 312 条一第 313 条）46
第 8 章　褒賞及び懲戒（第 314 条一第 334 条）47
第 1 節　褒賞（第 314 条一第 319 条）47
第 2 節　懲戒（第 320 条一第 334 条）48
第 9 章　財務（第 335 条一第 360 条）51
第 1 節　資産（第 335 条一第 337 条）51
第 2 節　賦課及び徴収（第 338 条一第 351 条）51
第 3 節　予算及び決算（第 352 条一第 355 条）53
第 4 節　その他（第 356 条一第 360 条）54
第 10 章　補則（第 361 条一第 362 条）54

第１章　総　　則

第１条　この宗派は、宗教法人「浄土宗西山禅林寺派」規則（以下「宗派規則」という。）及びこの宗制により宗派を構成し、その宗務を統理する。

第２条　この宗派の目的、公告の方法等は、宗派規則第３条及び第４条に定めるところによる。

第３条　この宗派の事務所は、宗派規則第２条の規定により京都市左京区永観堂町 48 番地　総本山禅林寺内に置き、「浄土宗西山禅林寺派宗務所」という。

第２章　教義及び儀式

第４条　この宗派の教義は、釈迦牟尼仏の教えを仰ぎ宗祖源空、派祖証空が示す偏依善導の教義に従って、至心に阿弥陀仏に帰命し、本願力に乗託して、浄土往生を期するを立教の要旨とする。

第５条　この宗派の伝灯は、龍樹、天親の列祖の教相をうけ高祖善導の証道により源空、証空と宗脈を伝え、舎那、釈迦乃至源空、証空と戒脈を伝える。この宗脈、戒脈を伝えるを法脈相承という。また証空己証の当麻曼荼羅の秘髄を伝えるを曼荼羅相承とする。この２種の相承は、総本山禅林寺法主により法灯を伝える。

第６条　この宗派は、阿弥陀仏を本尊とし、観世音菩薩、大勢至菩薩を二脇士として、高祖、宗祖、派祖等の影像を安置する。ただし、寺院創立の縁由により、他の仏、菩薩を本尊として安置することができる。

第７条　この宗派の所依の経論釈は、次のとおりとする。

仏説無量寿経　　康僧鎧訳

⑥宗　制

仏説観無量寿経　　畺良耶舎訳
仏説阿弥陀経　　鳩摩羅什訳
往生論　　天親菩薩造
観経四帖疏　具疏　　善導集記
選択本願念仏集　　源空撰集
観経疏観門要義鈔　　証空記
当麻曼荼羅註記　　証空記

第８条　この宗派の教式の主たるものは、次のとおりとする。

得度式
法脈相承
曼荼羅相承
五重会
授戒会

第９条　この宗派の儀式行事の主たるものは、次のとおりとする。

御忌会
涅槃会
高祖忌
彼岸会
灌仏会
盂蘭盆会
十夜会
派祖降誕会
西山忌
その他の法要

第 10 条　この宗派の儀式行事は、寺院、教会及び地方の慣例により適宜に行ない、布教とあいまって檀信徒を教化育成することを主眼とする。

第３章　管長及び役員その他の機関

第１節　管　　長

第 11 条　管長は、この宗派の象徴にして、法主という。

第 12 条　管長は、推戴制とし、任期は５年とする。

第 13 条　管長は、中僧正以上の教師の中から、管長推戴委員会により推戴された者とし、その規程は別に定める。

第 14 条　管長は、宗派規則及び宗制に定めるところにより、次の宗務を宗務総長に処理させる。

１　宗義の正義を判ずる事項

２　宗会及び参事会に関する事項

３　教育及び儀式に関する事項

４　寺院、教会及び教師に対する宗費の賦課及び徴収に関する事項

５　度牒、僧階、学階、教階及び法階の授与に関する事項

６　法服着用許可に関する事項

７　役員、住職及び主管者又はその代務者の任免に関する事項

８　褒賞、懲戒及び復権に関する事項

９　宗告及び達示に関する事項

10　寺院、教会、僧侶及び檀信徒の紛争調停に関する事項

11　その他必要と認める重要事項

第 15 条　管長が欠けたときは、宗務総長がその職務を行なう。

第２節　代表役員及び責任役員

第 16 条　この宗派に、宗派規則第５条の規定により代表役員及び責任役員を置く。

②　代表役員及び責任役員の員数、資格、任命、任期及び職務権限は、宗派規則第５条から第８条までの規定によるものとする。

第17条　前条の代表役員及び責任役員に代務者又は仮代表役員若しくは仮責任役員を置く場合が生じたときは、宗派規則第9条から第13条までの規定によるものとする。

第3節　宗　務　所

第18条　宗務所に、宗派規則第14条に定められた役員及び職員を置く。その資格、選任、任期及び職務権限は、同規則第15条から第17条までの規定によるものとする。

第19条　宗務総長の選挙は、第105条から第194条までの規定によるものとする。

第20条　宗務総長に事故があるとき、又は欠けたときは、代務者がその職務を行なう。ただし、後任の選挙により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第21条　部長は、この宗派の教師のうちから宗務総長が推薦し、管長が任命する。

第22条　宗務所に、教学、庶務、財務及び本山の4部を置く。

第23条　各部の所管事務は、次のとおりとする。

教学部

1　相承に関する事項
2　布教及び教化に関する事項
3　法式に関する事項
4　教育機関に関する事項
5　学階、教階及び法階に関する事項
6　教師検定に関する事項
7　選抜生に関する事項
8　教師及び布教師養成に関する事項
9　講習会に関する事項
10　公益事業に関する事項

11　公益事業従事者養成に関する事項
12　人権擁護推進及び人権侵害に関ずる事項
13　主務に属する調査及び統計に関する事項

庶務部

1　宗派規則、宗制等の設定及び変更に関する事項
2　令達、諭告等に関する事項
3　度牒及び僧籍に関する事項
4　僧階及び法服に関する事項
5　役員及び職員の任命そめ他の進退に関する事項
6　住職及び主管者又はその代務者の任命その他の進退に関する事項
7　法類に関する事項
8　寺院及び教会の規則に関する事項
9　寺院及び教会の設立又は解散等に関する事項
10　褒賞及び懲戒並びに請願に関する事項
11　選挙に関する事項
12　宗会その他の諸会議に関する事項
13　各種書類及び帳簿に関する事項
14　書類の収受及び発送に関する事項
15　公印の保管に関する事項
16　各種記録に関する事項
17　機関雑誌及び図書の編さん並びに刊行に関する事項
18　官公署、他宗派及び各種団体との交渉に関する事項
19　主務に属する調査及び統計に関する事項

財務部

1　予算及び決算に関する事項
2　金銭出納に関する事項
3　財産の管理に関する事項
4　寺院及び教会の財務に関する事項
5　寺院及び教会の等級査定に関する事項

6　物品の調査及び保管に関する事項
7　教学資金に関する事項
8　特別会計に関する事項
9　宗費の賦課及び徴収に関する事項
10　義納金に関する事項
11　寄付金に関する事項
12　主務に属する調査及び統計に関する事項

本山部
1　御忌会に関する事項
2　降誕会に関する事項
3　六阿弥陀功徳目に関する事項
4　納骨に関する事項
5　回向に関する事項
6　寺宝展に関わる業務
7　修行僧の指導
8　禅林寺行事及び法務に関する業務
9　主務に属する調査及び統計に関する事項

第 24 条　宗務所役員及び職員の服務及び事務処理等に関する規定は、令達をもって定める。

第 25 条　宗務所に、宗務所会を置く。宗務所会は、宗務総長及び部長をもって組織し、宗務総長がこれを主裁する。

第 26 条　宗務所会の議に付すべき事項は、次のとおりとする。
1　宗派規則、宗制等の変更及び施行に関する事項
2　令達、論告及び告示の発布に関する事項
3　予算及び決算に関する事項
4　予算外又は予算超過の支出に関する事項
5　役員及び職員の任免その他の進退に関する事項
6　給与に関する事項

7　６級以上の教師任命に関する事項
8　選挙に関する事項
9　官公署、他宗派及び諸団体に関する事項
10　特命住職の任命に関する事項
11　褒賞及び懲戒に関する事項
12　寄付募集に関する事項
13　その他、緊急を要する事項

第４節　宗務出張所

第 27 条　宗派規則第 18 条に定める宗務出張所を東京都世田谷区大蔵２丁目２－１　円光寺内に置く。

②　宗務出張所に所長を置き、所長は、宗務総長の推薦した者を管長が任命する。

第 28 条　宗務出張所長は、代表役員の命により諸官公署との連絡事務を掌り、宗務に参画し、意見を述べることができる。

第 5 節　宗務支所

第 29 条　寺院若しくは教会が 10 寺以上ある道府県又は特別地区に、宗務支所を置く。宗務支所名及び管轄区域は、別記第 1 号に定める。

②　別記第 1 号の宗務支所無所属寺院についての取扱いは、宗令をもって別に定める。

第 30 条　宗務支所は、事務所を支所長の所在寺院に置く。ただし、支所長が必要と認めたときは、管内寺院及び教会の承認を得て、他の寺院又は教会に置くことができる。

第 31 条　宗務支所に、支所長、副支所長（以下「宗務正副支所長」という。）及び組長若干名を置く。

②　宗務支所に、書記を置くことができる。

第 32 条　宗務正副支所長の選挙は、第 105 条から第 194 条までの規定によるものとする。

第 33 条　組長は、その組内教師が互選し、支所長が委嘱する。

第 34 条　宗務正副支所長及び組長の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行なうものとする。

第 35 条　支所長は、宗務総長の監督を受け、管内の事務を処理する。

②　副支所長は、支所長を補佐し、支所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行なう。

第 36 条　支所長は、その管内における次の事務を掌る。

1　令達、諭告等の伝達及び施行に関する事項

2　布教及び公益事業の奨励に関する事項

3　法式、法服及び座次の監査に関する事項

4　諸書類の査閲、進達及び保管に関する事項

5　地方講習会に関する事項

6　管内寺院及び教会の財産の移動並びに住職、主管者及び僧侶の異動その他に関する事項

7　賦課金、義納金等の徴収に関する事項
8　宗務支所の財産に関する事項
9　管内寺院及び教会の紛議、訴訟の和解又は調停に関する事項
10　徒弟及び教師の養成又は教育に関する事項
11　支所会及び教化団に関する事項
12　人権擁護推進に関する事項
13　宗務支所に備える書類及び帳簿に関する事項

第 37 条　住職、主管者、教師等から宗務所に提出する書類は、すべて所轄宗務支所を経由しなければならない。

第 38 条　宗務支所の予算は、支所長が編成し、支所会の議決を経なければならない。

第 39 条　支所長は管内寺院、教会及び教師に対し、支所費を賦課し徴収する。

第 40 条　支所費の賦課、徴収その他の財務については、賦課徴収規定によるものとする。

第 41 条　宗務支所の決算は、予算と同一区分によって作成し、毎会計年度終了後 3 月以内に支所会の承認を得、宗務所に報告しなければならない。

第 42 条　支所長は、毎年 5 月末日までに前年度における次の事項を宗務総長に報告しなければならない。

1　教師及び僧侶の数
2　檀信徒の数
3　定時及び臨時布教の日数その他教化の状況
4　収益事業を行っている寺院及び教会の事業内容と規模
5　その他

第 43 条　宗務支所に、支所会を置く。支所会は宗務正副支所長及び組長で組織する。

第 44 条　支所会は、通常支所会、臨時支所会の 2 種とし、その会期及び日数は、支所長が定める。通常支所会は、毎年 1 回支所長が召集する。臨時支所会は、支所長が必要と認めたとき召集する。

第 45 条　支所会に、議長及び副議長各 1 人を置く。議長は、支所長とし、副

議長は副支所長をもって充てる。

第 46 条　支所会の開会及び閉会は、支所長が行なう。支所会の議事は、出席人員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 47 条　支所長が必要と認めたときは、前条の規定にかかわらず支所総会の開催又は文書をもって支所会員の同意を得て、議決に変えることができる。

第 48 条　支所会の議に付すべき事項は、次のとおりとする。

1　支所費をもって支弁すべき事項

2　宗務支所の予算及び決算

3　支所費の賦課及び徴収に関する事項

4　その他重要な事項

第 49 条　支所会が決定した事項は、宗務総長の承認を受けなければ施行することができない。

第 50 条　宗務支所に、布教教化を担当する教化団を置く。教化団は、その管内の教師で組織する。

第 51 条　教化団は、支所長が管理し、団長及び副団長各 1 人並びに幹事若干名を置く。

②　団長、副団長及び幹事は、団員の互選による。その任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 52 条　教化団は、毎年 1 回総会を開き、その年度における布教教化の計画を定めなければならない。ただし、支所長又は団長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

第 53 条　教化団の運営及び団員の活動に関する規程は、別に定める。

第 6 節　宗　　会

第 54 条　宗会に関する規定は、宗派規則第 19 条から第 23 条までの規定によるものとする。

第 55 条　宗会議員（以下「議員」という。）の選挙は、第 105 条から第 194 条までの規定によるものとする。

第 56 条　宗会の招集は、宗告をもって開会期日の 20 日前に告示し、議員に通告する。ただし、臨時宗会については、この限りでない。

第 57 条　宗会に、書記若干名を置き、議長が任命する。

第 58 条　宗会開会に当り議長及び副議長ともに事故があるときは、議員の互選により選出した仮議長がその職務を代理する。

②　議長及び副議長が未定の場合は、臨時議長が行なう。

第 59 条　宗会の議事は、宗務所が提出した議案を先にしなければならない。ただし、緊急の議案がある場合は、宗務総長の同意を得て審議することができる。

第 60 条　動議は、議員 3 人以上の賛成を得て提出することができる。

第 61 条　宗会は、公開する。ただし、議長は、宗務総長の要請又は宗会の議決により、秘密会とすることができる。

第 62 条　秘密会の議事は、公開しない。

②　出席者は、守秘の義務を負うものとする。

第 63 条　議員は、その議員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。

第 64 条　議員が次の各号の一に該当するときは、議員の動議又は議長の発意により懲戒に処することができる。

1　議場の職責上過誤があったとき。

2　無届欠席をしたとき。

3　人身上の誹毀又は侮辱したとき。

4　我意を主張し、議事の妨害をしたとき。

5　宗会の秩序を紊す行為があったとき。

第 65 条　議員の懲戒は、次のとおりとする。

1　除　名　　議員の資格をはく奪する。

2　停　止　　一定の期間出席を停止する。

3　陳　謝　　公開の議場で陳謝させる。

4　けん責　　公開の議場でけん責する。

第 66 条　除名は、出席議員の 4 分の 3 以上の同意をもって決する。

第 67 条　削　除

第 68 条　宗会は、議長の指名又は議員の互選により委員を定め、議案を審議することができる。

第 69 条　宗務所役員は、宗会又は委員会に出席して意見を述べることができる。

第 70 条　宗会は、僧侶の請願を受けるものとする。ただし、請願は、委員会に付託し、委員の採否により決する。

第 71 条　宗会において否決した請願は、その会期には審議することができない。

第 72 条　宗会は、宗派規則及び宗制の範囲内で議事整理に必要な細則を定めることができる。

第 73 条　宗務総長が必要と認めたときは、2 日を限り宗会の休会を命ずることができる。この場合において、宗会休会後再び開会するときは、前回の議事を継続するものとする。

第 74 条　宗会において議決に至らない議案は、次回に継続しないものとする。

第 75 条　議長は、書記に宗会の議事録を作成させる。議事録は、議長の指名した議員 3 人が署名押印のうえ保存する。

第 76 条　宗会の決議事項は、議長が宗務総長を経て、管長に報告しなければならない。

第 77 条　議員及び宗務所役員は、宗会において発言した意見及び表決については、宗会外において責任を負うものではない。

第 78 条　宗派規則第 23 条に定めた宗会の議決及び承認事項は、次のとおりとする。

1　宗派規則、宗制の変更及び施行細則に関する事項

2　合併及び解散に関する事項

3　寺院及び教会の等級昇降に関する事項
4　予算に関する事項
5　賦課及び徴収に関する事項
6　決算の承認に関する事項
7　基本財産に関する事項
8　財産を処分し、又は担保に供する事項
9　借入又は保証に関する事項
10　請願に関する事項
11　宗教法人「禅林寺」規則の変更及びその規則に定めた議決又は承認に関する事項
12　公益事業に関する事項
13　その他この宗派に関し重要と認める事項

第 79 条　宗会は、閉会中その権限に属する事項の一部を参事会に委任することができる。

第 7 節　参　事　会

第 80 条　参事会は、宗派規則第 24 条及び第 25 条の規定により定めるものとする。

第 81 条　参事会に、会長 1 人を置く。会長は、参事会員の互選により選定された者につき、管長が任命し、任期は会員の在任中とする。

第 82 条　参事会は、毎年宗会の前に宗務総長が招集し、宗務所で開会する。ただし、宗務総長が必要と認めたときは、臨時参事会を招集することができる。

第 83 条　参事会は、会員 4 人以上の出席がなければ開会することができない。

第 84 条　参事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 85 条　参事会の議決する事項は、宗派規則第 25 条に定めるほか、次の各号とする。

1　予算項目流用に関する事項

2　特別会計及び予備費の使用に関する事項

3　宗会提出議案に関する事項

第 86 条　参事会は、必要と認めたとき、宗務所の諸帳簿の閲覧及び調査を宗務総長に求めることができる。

第 87 条　特別の理由により参事会を招集することができないときは、宗務総長は、文書をもって会員 4 人以上の同意を得て、議決に代えることができる。

第 88 条　会長は、参事会の議事録を作成し、年長者の会員 1 人とともに署名押印しなければならない。

第 8 節　その他の機関

第 89 条　この宗派に、宗機顧問 3 人を置く。

第 90 条　宗機顧問は、宗会の推薦により、管長が任命し、任期は 4 年とする。ただし、再任を妨げない。

②　補欠により選任された宗機顧問の任期は、前任者の残任期間とする。

③　宗機顧問は、各種委員を兼ねることはできない。

第 91 条　宗機顧問は、この宗派の重要事項について管長又は宗務総長の諮問に応じる。

第 92 条　この宗派に、監査委員会を置く。

第 93 条　監査委員会は、監査委員 3 人で組織し、その任期は 4 年とする。ただし、再任を妨げない。

②　委員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行なうものとする。

③　委員は、次に規定する職務を行う。

1　この宗派の財産状況を監査すること。

2　代表役員または責任役員の業務執行の状況を監査すること。

3　財産の状況又は業務の執行に付き不正のあることを発見したときは、遅滞なく宗会又は主務官庁に報告すること。

4　前号の報告を為すために参事会の招集を代表役員に要請することができる。なお、代表役員は監査委員の要求を正当な事由なくして拒むことはできない。

第 94 条　監査委員は、宗会の選出した者 2 人及び宗会の推薦した派内有識者 1 人を管長が任命する。

②　監査委員が欠けたときは、補欠委員を任命する。補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 95 条　監査委員は、互選で委員長 1 人を定める。委員長は、監査委員会を掌理する。委員長に事故があるときは、委員のうちから年長者がその任務を行なう。

第 96 条　監査委員会は、毎会計年度終了後 3 月以内に宗務総長が招集する。ただし、委員の定数の 3 分の 2 以上の要求があったときは、臨時に委員会を招集しなければならない。

第 97 条　監査委員会は、委員の定数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

第 98 条　委員長は、監査委員会の開会及び閉会を行ない、監査の結果を宗会に報告しなければならない。

第 99 条　この宗派に、法事部を置く。式務分掌についての細則は、施行細則に定める。

第 100 条　この宗派に、次の審査会を置く。

1　資格審査会　　教師、僧侶、役職員、議員、委員その他の資格を審査議決する。
2　褒賞審査会　　教師、僧侶及び檀信徒の褒賞を審査議決する。
3　等級審査会　　寺院及び教会の等級を審査議決する。
4　学階審査会　　教師の論文、著述、学識等を審査議決する。
5　布教師審査会　布教師の学徳及び実績を審査議決する。
6　法事司審査会　法式において教師の範となる者の資格を審査議決する。
7　懲戒審査会　　教師、僧侶及び檀信徒の懲戒を審査議決する。
8　特別審査会　　この宗派が決定した事項又は不作為により不利益を受けた者について及び特別な問題が発生したとき、その問題について審査議決する。

②　審査会は、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

第 101 条　この宗派に、次の調査会を置くことができる。

1　制度調査会　　この宗派の制度に関して調査報告する。
2　法式調査会　　寺院及び教会の法要儀式に関して調査報告する。
3　教育調査会　　教師及び僧侶の教育並びにその機関を調査報告する。

4　布教調査会　　教義の布教状況その他に関して調査報告する。
5　宗宝調査会　　寺院及び教会の宝物のうちから宗宝として指定すべきものに関して調査報告する。
6　営繕調査会　　境内建物その他営繕全般に関して調査報告する。

第 102 条　審査会及び調査会については、次の各号の外、監査委員会に関する規定を準用する。
1　委員は、6人以内とし、任期は4年とする。
2　委員は、住職及び派内有識者から宗務総長の推薦により管長が任命するただし、派内有識者は、委員の定数の3分の1以下とする。
3　審査会及び調査会は、宗務総長が必要と認めたとき、又は委員の定数の3分の2以上の要求があったときは、招集しなければならない。
4　宗務正副支所長は、審査会委員を兼ねることはできない。

第 103 条　審査会及び調査会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第104条　この宗派に､宗会の承認を得て特別諮問委員会を置くことができる。
②　特別諮問委員会の委員は、9名以内とし、宗務総長の推薦により管長が任命する。また、その任期は、2年とする。

第4章　選　　挙

第1節　選挙管理

第 105 条　この規定は、宗務総長、議員及び宗務正副支所長選挙について適用する。

第 106 条　選挙に関する事務は、宗務総長の選挙については宗務所が管理し、議員及び宗務正副支所長の選挙については宗務支所が管理する。

第2節　選挙権及び被選挙権

第 107 条　教師は、選挙権を有する。

第 108 条　教師は、次の各号に従い、被選挙権を有する。
1　宗務総長は、権少僧正以上であって、10 年以上の住職経験がある者

2　議員及び宗務支所長は、25 歳以上であって住職経験がある者、宗務副支所長は、25 歳以上の教師

第 109 条　議員及び宗務正副支所長の選挙は、当該選挙区に在籍する者に限り選挙権及び被選挙権を有する。

第 110 条　次の第 1 号及び第 2 号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を、第 3 号に掲げる者は被選挙権を有しない。

1　懲戒処分により選挙権及び被選挙権を停止された者

2　宗費滞納の寺院又は教会に在籍する者

3　宗費未納の寺院又は教会に在籍する者

第 3 節　選挙の区域

第 111 条　議員及び宗務正副支所長は、それぞれ各選挙区において選挙する。

第 112 条　議員の選挙区及び議員の定数は、別記第 2 号に定める。

第 113 条　住職又は主管者でない教師は、在籍する寺院又は教会の選挙区に所属する。

第 114 条　議員及び宗務正副支所長は、任期中にその所属する選挙区外に転住、転籍若しくは転出したとき、又は宗務所役員に就任したときは、その職を失うものとする。

②　宗務正副支所長は、議員を兼ねることができない。

第 4 節　選挙人名簿

第 115 条　宗務所は、毎年 5 月 10 日及び 11 月 10 日現在の宗務所賦課台帳により選挙資格を調査し、5 日以内に選挙人名簿を作成しなければならない。

第 116 条　宗務所は、選挙を行なうときは、その選挙の発令日現在の補充選挙人名簿を作成しなければならない。

第 117 条　宗務所は、選挙人名簿（補充選挙人名簿を含む。）を作成したときは、すみやかにその抄本を選挙事務を管理する各宗務支所に送付し、あわせて告示しなければならない。

第 118 条に選挙人名簿には、選挙人の氏名及び在籍寺院又は教会名及びその所

在地を記載しなければならない。

第119条　宗務所及び選挙事務を管理する各宗務支所は、7日間の期間を定め、選挙人名簿を閲覧に供しなければならない。

第 120 条　宗務所は、閲覧開始の日から少なくとも 5 日前に閲覧の期日及び場所を告示しなければならない。

第 121 条　選挙人は、選挙人名簿に脱漏又は誤戴があると認めたときは、閲覧期間内にその理由書及び証拠書類を具して、宗務所に修正の申立てをすることができる。

第 122 条　宗務所は、前条の申立てを受けたときは、すみやかにその申立てが正当であるか否かを決定しなければならない。その申立てを正当であると決定したときは、直ちにこれを修正し、申立人及び関係者に通知し、あわせて告示しなければならない。その申立てを正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。

第 123 条　選挙人名簿は、閲覧期日後 3 日をもって確定する。

第 124 条　再選挙を行なう場合は、補充選挙人名簿を改めて作成しない。

第 5 節　選挙期日

第 125 条　任期満了による選挙は、任期の終る日の 30 日前までに行う。

第 126 条　議員及び宗務正副支所長が欠けた場合又は辞任した場合の選挙は、これを行なうべき事由が生じた日から 50 日以内に行なう。

第 127 条　削除

第 128 条　選挙は、少なくとも投票日の 40 日前に別記第 3 号様式をもって派内に告示しなければならない。

第 129 条　再選挙又は補欠選挙は、これを行なうべき事由が生じた日から 50 日以内に行なう。

第 130 条　前条の選挙は、第 128 条に準じて告示しなければならない。

第 131 条　補欠選挙は、任期満了前 6 月以内は行なわない。ただし、議員の数がその定数の 3 分の 1 に達しなくなったときは、この限りでない。

第６節　選　挙　長

第 132 条　各選挙ごとに、選挙長を置く。宗務総長選挙の選挙長は、宗務総長とする。宗務総長が欠けたとき、又は事故があるときは、代務者をもって充てる。

第 133 条　議員選挙の選挙長は、当該選挙区内における選挙権を有する者が最も多い道府県の支所長をもって充てる。支所長が欠けたとき、又は事故があるときは、副支所長をもって充てる。

②　宗務正副支所長選挙の選挙長は、当該支所長とする。支所長が欠けたとき、又は事故があるときは、副支所長をもって充てる。

③　宗務正副支所長ともに事故があるときは、宗務総長が選挙長を決定する。

第 134 条　選挙長は、投票及び選挙会に関する事務を担当する。

第 135 条　選挙長は、当該選挙の選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

第 136 条　選挙長は、選挙期日 10 日前に当該選挙区で選挙権を有する者のうちから選挙立会人３人を任命しなければならない。ただし、当該選挙区で選挙立会人の定数を充たせない状況が生じた場合は、宗務総長が委嘱する。

第 137 条　宗務総長選挙の選挙立会人は、前条の規定にかかわらず部長、議長、副議長及び参事会長をもって充てる。

第 138 条　選挙長は、当該選挙区に於いて選挙権を有する者のうちから選挙事務従事者を委嘱しなければならない。

②　宗務総長選挙の選挙事務従事者は、５人とする。

第 139 条　選挙立会人及び選挙事務従事者は、開票に関する職を兼ねて行なう。

第 140 条　選挙長、選挙立会人及び選挙事務従事者は、在職中、当該選挙の候補者となることができない。

第７節　投　　票

第 141 条　選挙は、別記第４号により、単記無記名で、１人１票に限る。

②　宗務正副支所長選挙は、前項の規定にかかわらず宗務正副支所長候補者の

氏名を連記する。

第 142 条　宗務総長選挙の投票所は、宗務所とし議員及び宗務正副支所長選挙の投票所は、第 133 条の規定により選挙長の属する宗務支所とする。

第 143 条　選挙人は、所定の投票用紙に候補者氏名を記載し、所定の内封筒によりこれを厳封し、さらに外封筒に記名押印して、投票日に本人が持参又は書留郵便にて投票日前日までに到達するよう差し出さねばならない。

第 144 条　一寺院又は教会に 2 人以上の選挙人があるときは、同封した書留郵便をもって投票することができる。この場合においては、外封筒に投票者の氏名を連記押印しなければならない。

第 145 条　選挙人は、投票後に投票用紙を取戻すこと、又は取消すことはできない。

第 146 条　何人も、投票した被選挙人の氏名を陳述する義務はない。

第 147 条　選挙長は、選挙人名簿により投票受理簿を作成し、投票を受理したときは、すみやかに月日及び番号を記入しなければならない。

第 8 節　開　　票

第 148 条　開票の事務は、選挙会場において選挙会にあわせて行なう。

第 149 条　開票は、選挙立会人立会のもとに、選挙長が行なう。

第 150 条　選挙長は、選挙立会人立会のもとに投票受理簿と受理投票の総数とを照合計算し、選挙人の記名した外封筒を除いたのち開票し、投票を点検しなければならない。

第 151 条　投票の効力に関し疑義があるときは、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。

②　前項の決定が第 152 条の規定に反しない限り、投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効としなければならない。

第 152 条　次の投票は、無効とする。

1　候補者でない者の氏名を記載したもの

2　一投票に 2 人以上の候補者の氏名を記載したもの。ただし、宗務正副支所長選挙の投票については、この限りでない。

3　候補者の氏名が確認し難いもの。

4　候補者の氏名の外、他事を記載したもの。ただし、身分敬称の類を記載したものは、この限りでない。

第９節　選　挙　会

第 153 条　選挙長は、選挙立会人立会のもとに開票し、各候補者の得票数を計算しなければならない。

第 154 条　選挙長は、選挙録２通を作成し、選挙立会人とともにこれに署名押印し、その１通を宗務所に提出しなければならない。

②　開票に関する次第は、選挙録に記載するものとする。

第 155 条　選挙録に、次の事項を記載する。

1　選挙会の顛末

2　有権者の総数

3　投票総数

4　有効投票の総数及び無効投票数

5　第 170 条ただし書の得票数

6　候補者氏名及び得票数

7　投票者及び次点者

第 156 条　選挙長は、投票用紙、投票外封筒及び選挙録を宗務総長選挙では宗務所に、議員及び宗務正副支所長選挙では当該選挙を管理する宗務支所に、次期選挙終了まで保存しなければならない。

第 157 条　天災その他避けることのできない事故により開票又は選挙会を行なうことができないときは、選挙長は、開票又は選挙会をその事故の止んだ日の翌日に行なう。

第 158 条　選挙人は、投票、開票及び選挙会の参観を選挙長に申し出ることができる。ただし、秩序の保持ができないと判断したときは、選挙長は、その参観人に対して退場を命じることができる。

第 10 節　候　補　者

第 159 条　候補者は、候補者届出期間内に文書でその旨を当該選挙区の選挙長に届け出なければならない。

第 160 条　当該選挙の選挙権を有する者が他人を候補者とするときは、本人の承諾書を添えて、前条の期間内に文書でその推薦届出をすることができる。

第 161 条　宗務総長及び宗務正副支所長選挙は、前 2 条に定める期間後に候補者に欠員が生じ当該選挙区の定数に満たないときは、当該選挙の期日前 15 日までに候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

第 162 条　議員選挙は、第 159 条又は第 160 条に定める期間内に届出のあった候補者がその選挙における議員の定数を超えた後に候補者に欠員が生じ当該選挙区の定数に満たないときは、当該選挙の期日前 15 日までに候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

第 163 条　第 159 条から第 162 条までに規定する届出及び推薦届出は、所定書式により供託金を添えて、届出人持参又は書留郵便でしなければならない。

第 164 条　第 159 条又は第 160 条に規定する候補者が辞退するときは、投票日前 20 日までに、第 161 条又は第 162 条に規定する候補者が辞退するときは、投票日前 15 日までに、文書でその旨を選挙長に届出なければならない。ただし、推薦届出による候補者の場合は、本人の承諾書を添えなければならない。

②　辞退届は、所定書式による。

第 165 条　選挙長は、投票日前 10 日までに、候補者氏名を告示しなければならない。

第 166 条　候補者の届出又は推薦届出をする者は、候補者 1 人につき、次の各号の区分による金額を当該選挙長
に供託しなければならない。

1	宗務総長選挙	15 万円
2	議員選挙	5 万円
3	宗務正副支所長選挙	5 万円

第 167 条　供託金は、当選者が決定した日から 20 日以内に、当該選挙長が供託者に返還する。

②　選挙が行なわれなくなったとき、選挙が無効となったとき、又は候補者が死亡したときは、供託金は、供託者に返還する。

第 168 条　宗務総長選挙の候補者の得票数が有効投票の 10 分の 1 に達しないときは、第 166 条に規定する供託金は、宗派会計に繰入れる。

②　議員選挙の候補者の得票数が当該選挙区の議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の 4 分の 1 に達しないときは、第 166 条に規定する供託金は、当該選挙区の宗務支所に帰属する。ただし、2 宗務支所以上を包括する選挙区又は直轄寺院を含む選挙区においては、寺院及び教会数に按分して帰属金を決定する。

第 169 条　前条の規定は、第 164 条に規定する期日以後に候補者を辞した場合に適用する。

第 11 節　当　選　人

第 170 条　各選挙において有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票数がなければならない。

1　宗務総長選挙は、有権者総数の 4 分の 1 以上の得票

2　議員選挙は、当該選挙区の定数で有権者の総数を除して得た数の 4 分の 1 以上の得票

3　宗務正副支所長選挙は、第 1 号の規定を適用する。

②　当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、僧籍編入の順序とし、僧籍編入が同じであるときは、年齢の順序による。

第 171 条　選挙又は当選の効力に関し異議がある選挙人又は候補者は、選挙に関しては開票の日から、当選に関しては告示のあった日からそれぞれ 7 日以内に、宗務総長に異議の申立てができる。宗務総長は、その申立てを受けたときは、すみやかに資格審査会の議により選挙又は当選の効力を決定し、そ

の旨を申立人に通知しなければならない。

② 前項の決定に対して、不服の申立てはできない。

第 172 条　前条第 1 項の場合において、当該選挙区における選挙又は当選の効力を全部又は一部無効と決定したときは、再選挙を行なう。ただし、一部無効の場合において、当選の効力に影響しない限りは再選挙を行なわない。

第 173 条　前条の規定により、再選挙を行なわないで当選人を定めることができる場合には、当該選挙長は、直ちに選挙会を開き、当選人を定めなければならない。

第 174 条　当選人がなくなったときは、当該選挙長は、直ちに選挙会を開き、次点者をもって当選人と定めるものとする。ただし、第 170 条ただし書の得票数がなければならない。

第 175 条　次点者の繰上当選有効期間は、当該選挙の選挙会の日から 1 年以内とする。

第 176 条　第 174 条及び第 175 条の規定により、次点者が当該選挙後、被選挙権を有しなくなったときは、これを当選人と定めることができない。

第 177 条　第 159 条から第 162 条までの規定により、宗務総長及び宗務正副支所長選挙の場合は、候補者が 1 人又は 1 人になったときは、投票を行なわない。

② 議員選挙の場合は、当該選挙区の議員の定数を超えないとき、又は超えなくなったときも、また前項と同様とする。

③ 前 2 項の場合において、選挙長は、すみやかに選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

第 178 条　前条の規定により投票を行なわないときは、選挙長は、直ちにその旨を派内に告示しなければならない。

第 179 条　当選人が定まったときは、選挙長は、遅滞なくその旨を当選人に通知しなければならない。

第 180 条　当選人が当選の通知を受けたときは、直ちに当選受諾書を選挙長に

提出しなければならない。

② 当選通知を受けた者が当選通知を受けた日から 7 日以内に当選受諾書を提出しないときは、当選を辞したものとみなす。

第 181 条　宗務総長選挙において当選人が当選を受諾したときは、選挙長は、管長又はその代務者に具申して、当選人に認証書を交付し、すみやかに派内に告示しなければならない。

第 182 条　議員及び宗務正副支所長選挙において、当選人が当選を受諾したときは、選挙長は、選挙録を添え、宗務総長に申告しなければならない。

第 183 条　前条の申告を受理したときは、宗務総長は、管長に具申して、当選人に認証書を交付し、すみやかに告示しなければならない。

第184条　当選人がないとき､又は当選人がその選挙の定数に満たないときは、選挙長は、直ちにその旨を宗務総長に報告しなければならない。

② 前項の報告があったときは、宗務総長は、すみやかに告示しなければならない。

第 12 節　特別選挙

第 185 条　各選挙について、次の各号に掲げる事由の一が生じた場合には、第 174 条の規定により当選人を定めることができるときを除く外、宗務総長は、選挙の期日を定めて告示し、再選挙を行なわせなければならない。

1　当選人がなくなったとき。

2　当選人が死亡又は辞退したとき。

3　第 171 条の規定による異議の申立ての結果、当選人がなくなったとき。

第 186 条　議員及び宗務正副支所長に欠員が生じた場合には、第 174 条の規定により当選人を定めることができるときを除く外、宗務総長は、選挙の期日を定めて告示し、補欠選挙を行なわせなければならない。ただし、第 131 条の規定に該当する場合は、この限りでない。

第 187 条　宗務総長が欠け、又は辞任した場合は、選挙長は、選挙の期日を定めて告示し、選挙を行なわせなければならない。ただし、任期満了前 6 月以内は行なわないものとする。

第 13 節　任期その他

第 188 条　宗務総長、議員及び宗務正副支所長の任期は、認証の日から起算する。ただし、任期満了の日前に行なわれたときは、前任者の任がなくなった日の翌日から起算する。

②　繰上当選及び補欠選挙の場合は、前任者の残任期間とする。

第 189 条　選挙長、選挙立会人及び選挙事務従事者は、在職中、選挙運動をすることができない。

第 190 条　次の各号の一に該当する行為をした者は、懲戒に処する。

1　詐偽その他不正の行為により選挙人名簿に登録させたとき。

2　正当な理由がなく選挙人の投票に干渉したとき。

3　不正な方法により選挙人を教唆、誘導又は煽動したとき。

4　当選するため、又は当選させ、若しくは当選させない目的で、候補者の身分又は経歴に関し虚偽の事項を吹聴したとき。

5　投票用紙を偽造したとき。

6　選挙長及び選挙立会人に暴行又は脅迫を加え、選挙場を騒擾し、又は選挙関係書類若しくは投票函を抑留、毀損若しくは奪取したとき。

7　選挙人、候補者及び選挙事務従事者に対し暴行、脅迫又は威迫を加えたとき。

8　選挙事務に関係ある役員及び職員で、故意に職務の執行を怠り、若しくは職権を濫用して選挙を妨害したとき、又は投票若しくは選挙を無効としたとき。

9　選挙立会人が正当な理由がなくその義務を行なわないとき、又はその義務を欠いたために、投票若しくは選挙が無効となったとき。

第 191 条　選挙長は、前条の行為をした者があると認めたときは、詳細にその事情を調査し、証拠書類を添えて、宗務総長に届け出なければならない。

第 192 条　宗務総長は、前条の申出を受けたときは、懲戒審査会の議に付し、懲戒することができる。

第 193 条　選挙に関する費用で選挙区に属するものは、当該選挙区の負担とする。

第 194 条　選挙人及び候補者が選挙に関する諸届出、請求又は申立てをするときは、その期間内の午前 10 時から午後 4 時までとする。

②　投票における期日及び時間も、また前項と同様とする。

第 5 章　寺院及び教会

第 1 節　寺院及び教会

第 195 条　この宗派が包括する寺院及び教会は、宗派規則第 26 条の規定によるものとする。

第 196 条　寺院とは、次に掲げる要件を備え、この宗派と被包括関係を設定し、宗務所備付の寺院台帳に登録された宗教法人をいう。

1　礼拝の施設

2　教義の宣布及び儀式行事の執行並びに僧侶及び檀信徒の育成教化

3　住職、代表役員、責任役員及び檀信徒総代

②　教会とは、寺院に準ずる宗教団体で、宗務所備付の教会台帳に登録されたものをいう。ただし、住職に代えて主管者を置く。この場合において、宗教法人でない教会においては、代表役員及び責任役員は除く。

第 197 条　総本山は、京都市左京区永観堂町 48 番地　禅林寺とする。

②　次に掲げる寺院は、檀林とする。

愛知県愛知郡東郷町大字春木字屋敷 3417 番地　祐福寺

岐阜県岐阜市西荘 3 丁目 7 番地 11 号　　立政寺

③　その他の寺院は、一般寺院とする。

第 198 条　総本山禅林寺は、法脈相承の道場であるから、宗派並びに僧侶及び檀信徒はこれを護持しなければならない。

②　檀林は、教学振興の地方拠点であるから、宗派及び僧侶は、護持しなければならない。

第 199 条　総本山禅林寺の規則は、宗教法人「禅林寺」規則による。

②　宗務所役員は、総本山禅林寺の運営に当るものとする。

第 200 条　寺院及び教会の等級は、20 に区分する。ただし、宗費賦課対象外と思料される寺院及び教会は、等級審査会及び宗会の議決を経て、等級外寺院とする。

第 201 条　宗務総長は、4 年ごとに等級審査会の審査及び宗会の議決を経て、寺院及び教会の等級を定めなければならない。

②　天災その他やむを得ない事由が生じたときは、寺院及び教会は、等級変更の申請を宗務総長に提出することができる。

第 202 条　寺院及び教会の等級査定は、次に掲げる各号の事項を参酌しなければならない。

1　檀信徒の数

2　所有財産の状況

3　寺院及び教会の所在地の状況

4　由緒

5　堂宇その他の建物の状況

第 203 条　寺院及び教会相互間の契約及び慣例は、宗派規則及び宗制に抵触しない限り認める。

第 204 条　法類とは、法縁関係にある寺院及び教会並びに住職と法縁関係にある縁類者をいう。

第 205 条　法類及び支所長は、法類寺院とその檀信徒との間に紛議が生じ、当事者より要請があったときは、調停に努めなければならない。ただし、調停が成立しないときは、その理由を宗務総長に上申して仲裁を請わなければならない。

②　前項の報告を受けたときは、宗務総長は、参事会に諮り仲裁をしなければならない。

③　当事者は、前項の仲裁に従わなければならない。

第 206 条　法類は、法類の住職又は主管者が死亡したときは、その徒弟に対し、保護の道を講じなければならない。

第 207 条　寺院又は教会の移転の承認は、次の各号の一に該当する場合に限る。

1　寺院又は教会が維持不可能な場合。

2　寺院及び教会の発展又は財産保護のため必要な場合。

3　寺院及び教会が密集し、又は所在が僻地のため教化上必要のない場合。

4　道路開設その他公益事業上やむを得ない場合。

②　寺院又は教会の解散に関する承認は、前項第 1 号又は合併の場合に限る。

第 208 条　寺院及び教会の設立並びに解散又は寺院及び教会の規則変更に関して所轄庁の認証を得ようとするときは、この宗派の代表役員の承認を受けなければならない。

②　代表役員は必要と認めたとき、宗会の同意を得るものとする。

第 209 条　寺院又は教会が次に掲げる各号の一を行なうときは、遅滞なくその旨をこの宗派の代表役員に届け出なければならない。

1　寺院又は教会を設立するとき。

2　寺院又は教会が重要な財産を登記するとき。

3　寺院又は教会が登記を変更するとき。

第 210 条　寺院又は教会が次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員の同意を得て、この宗派の代表役員の承認を受けなければならない。

1　不動産及び前条により登記をした財産を処分し、又は担保に供すること。

2　借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）又は保証をすること。

②　前項の承認を得たときは、宗教法人法第 23 条の規定により、公告しなければならない。

第 211 条　寺院及び教会は、当該寺院又は教会の規則に規定する各種書類及び帳簿を備えなければならない。

第 212 条　寺院又は教会が災害等により著しく損害を蒙ったときは、住職又は主管者は、遅滞なくその旨を宗務総長に報告しなければならない。

第213条　寺院又は教会は、その実情に応じて公益事業を行なうことができる。

第 214 条　公益事業を行なうときは、次の事項を宗務総長に届け出なければならない。その事項に変更が生じたときも、また同様とする。

1　所在地
2　名称
3　代表者氏名
4　経営の目的
5　組織
6　事業に関する事項
7　基本金及び寄付金
8　経費の支弁方法
9　予算書及び決算書

第 215 条　宗務総長は、前条の届出を受けたときは、これを公益事業簿に記載しなければならない。

第 216 条　寺院又は教会が訴願又は訴訟を提起されたときは、住職又は主管者は、責任役員の連署をもって、宗務総長に報告しなければならない。

第 217 条　寺院又は教会相互間に紛議を生じたときは、住職又は主管者は、その詳細を支所長に報告して調停を請うことができる。

第 218 条　支所長は、前条の報告を受けたときは、調停をしなければならない。ただし、支所長の調停が成立しないときは、その理由を宗務総長に上申して仲裁を請わなければならない。

②　前条の報告を受けたときは、宗務総長は、参事会に諮り仲裁をしなければならない。

③　当事者は、前項の仲裁に従わなければならない。

第 219 条　削除

第 2 節　住職及び主管者

第 220 条　総本山禅林寺の住職は、管長をもって充てる。

第 221 条　檀林の住職は、檀林規程により選出された者につき、管長がこれを任命する。

第 222 条　一般寺院の住職及び教会の主管者は、その寺院又は教会の規則により選定し、管長が任命する。

②　寺院又は教会に名誉住職、副住職、副主管者又は准教職を置くことができる。

③　名誉住職、副住職又は副主管者は、当該寺院又は教会に在籍する教師のうちから、住職又は主管者の申請により資格審査会の議を経て、管長がこれを任命する。名誉住職、副住職又は副主管者は、住職又は主管者を補佐する。

④　任命を受けた一般寺院の住職及び教会の主管者並びに副住職又は副主管者は、3 年以内に住職研修会を受講しなければならない。

⑤　住職又は主管者は、当該寺院又は教会以外の他の寺院又は教会の住職若しくは主管者又は副住職若しくは副主管者になったときは、当該寺院又は教会の住職又は主管者の地位を失うものとする。

⑥　副住職又は副主管者は、当該寺院又は教会以外の他の寺院又は教会の住職若しくは主管者又は副住職若しくは副主管者になったときは、当該寺院又は教会の副住職又は副主管者の地位を失うものとする。

⑦　一般寺院の住職及び教会の主管者の候補者の順位は、次のとおりとする。

1　副住職又は副主管者

2　当該寺院の徒弟

3　法類

⑧　准教職は、兼務住職の申請により、管長がこれを任命する。

第 223 条　一般寺院の住職が転任又は辞任するときは、住職は、その後任者を推薦し、責任役員の同意を得て、宗務所に申請しなければならない。

②　住職は、辞任するときは後任者へ財産目録等に基づく決裁書によって事務の引継ぎを遅滞なく行い、責任役員から引継ぎが完了したことの承認を得なければならない。

③　懲戒処分により住職が欠けた場合は、支所長は、その寺院の責任役員と協議のうえ、後任者を推薦することができる。

第 224 条　住職は、懲戒処分によらない限り、その職を免ぜられることがない。

第 225 条　次の各号の一に該当するときは、責任役員は、延滞なくその旨を管長に届け出なければならない。

1　住職が死亡したとき。

2　住職がその寺院を退去し、2月以上行方不明であるとき。

第 226 条　檀林を除き、住職が欠けた場合において、次の各号の一に該当するときは、兼務住職を置くことができる。ただし、准教職は、兼務住職の指導のもと法務の執行及び寺務取り扱いをすることができる。

1　すみやかに後任者を選ぶことができない理由があるとき。

2　徒弟が住職資格を得る見込みがあるとき。

第 227 条　兼務住職の資格及び任命には、第 222 条の規定を適用する。

第 228 条　兼務住職の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合は、第 348 条の規定による義納金を免除する。

第 229 条　兼務住職は、本務住職を解かれたときは、その職を失う。

第 230 条　住職の選定に関して、責任役員の間に異議が生じたときは、法類は、所轄支所長に調停を求めることができる。

②　前項の調停が成立しないときは、支所長は、その旨を管長に上申しなければならない。

③　前項の場合において、管長は、宗務総長にこれを裁決させる。

第 231 条　前条の裁決を受けた日から 14 日以内に、住職任命の出願その他適当な措置がなされないときは、管長は、宗務総長の具申により、住職又は兼務住職を特命することができる。

②　前項の特命に期限を設けることができる。

第 232 条　住職が次の各号の一に該当するときは、住職代務者を置かなければならない。

1　死亡その他の事由により欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。ただし、任期は、1年以内とする。

2　病気、旅行その他の事由により3月以上その職務を行なうことができないとき。

②　前項の規定にかかわらず、住職が欠けた日から6月以内に後任者任命の出願がされないときは、管長は、宗務総長の具申により、住職代務者を特命することができる。

第 233 条　住職代務者の任命の申請は、当該寺院の規則によるものとする。

第 234 条　住職代務者の任命に関しては、別段の定めがある場合を除く外、住職任命に関する規定を適用する。

第 235 条　第 233 条から第 234 条までの規定は、主管者及び兼務主管者に適用する。

第3節　代表役員及び責任役員

第 236 条　寺院及び教会（非宗教法人を除く。）に、宗教法人法第 18 条の規定による3人以上の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

②　代表役員は、住職又は主管者の職にある者をもって充てる。

③　代表役員以外の責任役員は、その寺院又は教会の規則により選定した者を、代表役員又は代務者の申請により、この宗派の代表役員が任命する。

第 237 条　代表役員又は責任役員の代務者は、その寺院又は教会の規則により置く。

第238条　仮代表役員又は仮責任役員は、その寺院又は教会の規則により置く。

第 239 条　次の各号の一に該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。

1　未成年者

2　心身の故障によりその職務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

第 240 条　代表役員及び責任役員は、常に法令並びに宗派規則及び宗制に従い、宗教上の規律、慣習及び伝統を考慮して、当該寺院又は教会の業務及び事業の適切な運営を図り、その保管する財産については目的外の使用に供してはならない。

②　代表役員及び責任役員は、徒弟を養成しなければならない。

第 241 条　代表役員が責任役員を選定したときは、遅滞なくこの宗派の代表役員に任命の申請をしなければならない。

②　責任役員任命の申請をするときは、責任役員の印鑑登録証明書を宗務所に届け出なければならない。ただし、再任の場合は除く。

第 242 条　責任役員は、宗派規則及び宗制に定める請願書又は届出書に連署しなければならない。

第 6 章　教師及び僧侶

第 1 節　教　　師

第 243 条　教師は、年齢 20 歳以上の法脈相承者であって、教師検定に合格した者でなければならない。

②　20 歳以上の法脈相承者は、願により准教職の資格を得ることができる。

第 244 条　次の各号の一に該当する者は、教師となることができない。

1　廃疾者

2　禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、刑の執行を終え、又はその刑の執行を受けることがなくなった後、それぞれ 3 年を経過した者は、この限りでない。

3　破産者で復権を得ない者
4　禁治産者及び準禁治産者
5　公民権停止以上の懲戒処分を受けて復権しない者
6　性行不良又は思想及び信仰において不適当と認められる者

②　前項の決定に異議のある者は、特別審査会に訴願することができる。

第 245 条　教師の等級及び僧階は、次のとおりとする。

教師等級	僧　　階
1　級	大 僧 正
2　級	権大僧正
3　級	中 僧 正
4　級	権中僧正
5　級	少 僧 正

教師等級	僧　　階
6　級	権少僧正
7　級	大 僧 都
8　級	権大僧都
9　級	中 僧 都
10　級	権中僧都

教師等級	僧　　階
11　級	少 僧 都
12　級	権少僧都
13　級	擬　　講
14　級	准 擬 講
15　級	准擬講補

第 246 条　管長は、辞令を用いないで大僧正に陞る。

第 247 条　管長は、宗務総長の推薦により、教師のうちから、宗学に精通した者に、次の学階を授与する。

1　勧　学
2　已　講
3　准已講
4　得　業

第 248 条　管長は、宗務総長の推薦により、教師のうちから、布教に堪能な者に次の教階を授与する。

1　司　教
2　司教輔
3　准司教
4　讃　教
5　准讃教
6　補　教

②　管長は、前項の各号に該当する者を公的な巡教師とすることができる。

第 249 条　管長は、宗務総長の推薦により、教師のうちから、法式に精通した者に、次の法階を授与する。

1　法　監
2　監　事
3　知　堂
4　座　司
5　殿　司

第 250 条　教師検定は、無試験検定及び試験検定の 2 種とする。ただし、次の各号の一に該当する者には、無試験検定又は試験検定により、第 259 条に定める僧階を付与することができる。

1　宗学院卒業者
2　宗学研究所学年修了者
3　京都西山短期大学仏教コース卒業者
4　試験検定合格者

第 251 条　試験検定は、教師第 14 級に限り行ない、試験科目の程度を宗学院第 2 学年修了程度とする。ただし、細則は、試験検定施行細則に定める。

第 252 条　試験検定は、各科目 100 点を満点とし、各科目 45 点以上であって平均 60 点以上をもって合格とする。ただし、不合格の科目については、翌年度再試験を行なう。

第 253 条　年齢 20 歳以上の僧侶は、願により試験検定を受けることができる。

第 254 条　試験検定は、4 年ごとに宗務所で行ない、試験期日は 5 月以前に告示する。

第 255 条　試験検定を行なうため試験検定委員会を置く。

②　試験検定委員会に、委員長 1 人及び委員若干名を置く。

第 256 条　委員長は、宗務総長をもって充て、委員は宗学院講師のうちから、宗務総長の推薦により、管長が任命する。

第 257 条　委員長は、合格者に対し、合格証明書を授与しなければならない。

第 258 条　無試験検定又は試験検定を受けようとする者は、願書に履歴書、証明書及び義納金を添え、宗務所に提出しなければならない。

第 77 宗会/第 79 宗会/第 95 宗会
第 109 宗会

第 259 条　教師検定の合格者に対する教師の任命は、次のとおりとする。

1　無試験検定

イ　宗学院卒業者　　権少僧都

ロ　宗学研究所

1 学年修了者　　少僧都

2 学年修了者　　権中僧都

3 学年終了者　　中僧都

ハ　京都西山短期大学仏教コース卒業者　　権少僧都

2　試験検定

イ　教師 14 級検定試験合格者　　准擬講

第 260 条　宗学院及び宗学研究所の入所資格は、次のとおりとする。

1　宗学院　　義務教育を修了した僧侶

2　宗学研究所　　宗学院卒業者又は権少僧都以上の者

第 261 条　次の各号の一に該当する者は、その修了若しくは卒業又は合格の日から 4 年以内に教師検定願を提出しなければならない。ただし、第 243 条に規定する資格未取得者は、資格具備の日から起算する。

1　宗学院卒業者

2　宗学研究所学年修了者

3　京都西山短期大学仏教コース卒業者

4　試験検定合格者

②　資格具備の日から 4 年以上経過後に教師検定願を提出するものは、資格具備の日にさかのぼり教師賦課金を加算納入しなければならない。

第 262 条　管長は、現級にあること 5 年以上を経過し、教学講習会（地方講習会を含む。）又は安居に出席し、その講習証を 2 枚以上所持する教師を、支所長の具申により大僧都に至るまで累次昇進させることができる。ただし、安居の受講資格は、教師とする。

②　講習証の有効期限は、10 年とする。

第 263 条　管長は、講習証を 5 枚以上所持する教師を、在位年限にかかわらず大僧都に至るまで累次昇進させることができる。

第 264 条　管長は、大僧都以上であって、年齢 50 歳に達し、曼荼羅を相承した者について、支所長又は宗務総長の推薦により、褒賞審査会の議を経て、権少僧正より権大僧正に至るまで累次昇進させることができる。ただし、少僧正への昇進は、僧正研修会の受講を条件とする。

②　権大僧正への昇進は、宗会の承認を得なければならない。

③　学階の得業以上、教階の准讃教以上又は法階の座司以上の者は、前項の規定において、年齢「50 歳」とあるのは「45 歳」と読み替えるものとする。

④　僧正研修会は 3 年ごとに本山において実施する。

第 265 条　管長は、次の各号の一に該当する教師には、得業の称号を授与することができる。

1　得業論文に合格した者

2　宗学研究所を卒業した者

3　この宗派の教義に関する有益な著述をした者

第 266 条　管長は、得業の称号を有し、曼荼羅を相承し、次の各号の一に該当する者には、准已講の称号を授与することができる。

1　仏教学の教職にあって功績顕著な者

2　教学振興のため有益な著述をした者

3　得業の称号を授与された後 10 年以上を経過し、教学に関し功績顕著な者

第 267 条　管長は、准已講の称号を有し、次の各号の一に該当する者には、已講の称号を授与することができる。

1　10 年以上仏教学の教職にあって功績顕著な者

2　教学振興のため有益な著述をした者

3　准已講の称号を授与された後 10 年以上を経過し、教学に関し功績顕著な者

第 268 条　管長は、已講の称号を有し、この宗派の教義及び余乗学に精通した者には、勧学の称号を授与することができる。ただし、宗会の承認を得ればならない。

第 269 条　学階授与の該当者があるときは、学階審査会において論文及び資格を審査し、宗務総長が管長に推薦する。

第 90 宗会/第 93 宗会/第 96 宗会
第 109 宗会/第 111 宗会

第 270 条　管長は、布教講究所において全科目を修得した者に補教の称号を授与する。

②　教師でない僧侶は、教師任命の後に称号を授与する。

第 271 条　管長は、宗務総長の推薦により、現教階を有すること 5 年以上を経過し、教階審査基準細則に該当する者に対して、布教師審査会の議を経て、准讃教より司教に至るまで累次教階の称号を授与することができる。

ただし、司教への昇進は、宗会の承認を得なければならない。

第 272 条　管長は、法式講究所修了者に講師会の推薦により法事司審査会の議を経て、殿司の称号を授与する。

②　法式講究所において、全単位を修得した者には、修了証を授与する。

第 273 条　管長は、宗務総長の推薦により、現法階を有すること 5 年以上を経過し、法階審査基準細則に該当する者に対して、法事司審査会の議を経て、座司より法監に至るまで累次法階の称号を授与することができる。ただし、法監への昇進は、宗会の承認を得なければならない。

第 274 条　授戒会の伝戒師は、法主、檀林住職又は権中僧正以上の教師とし、五重会の伝灯師は、曼荼羅相承者以上の教師とする。

第 275 条　本宗他派の教師がこの宗派に転入しようとするときは、履歴書、戸籍抄本及び当該宗務総長の承認書を添え、あらかじめ宗務総長の承認を受けなければならない。

②　前項の者が転入時既に有する資格については、これを認める。

第 276 条　他宗派に転籍しようとする僧侶及び教師は、宗務総長の承認を受けなければならない。

第 2 節　教師の養成機関

第 277 条　教師は、次に掲げる機関で養成する。

1　宗学院

2　宗学研究所

3　布教講究所

4　法式講究所

5　京都西山短期大学仏教コース

②　宗学院、宗学研究所、布教講究所及び法式講究所の学科課程は、別記第５号による。ただし、細則は、それぞれの施行細則に定める。

第 278 条　宗学院若しくは京都西山短期大学仏教コースを卒業した者又は宗学研究所生であって成績優秀、志操堅固及び身体強健な者には、管長が選抜生として、仏教学その他の研究を命ずることができる。

第 279 条　教師、宗学院在籍者及び京都西山短期大学在籍者に対して、宗義の精要、教化の要綱及び法式行儀を修練させ、解行を策励させる目的をもって、毎年１回以上の教学講習会を開催する。

第 280 条　教学講習会は、中央講習会及び地方講習会の２種とする。

②　中央講習会は、宗務所が主催し、地方講習会は宗務所の承認を得て、宗務支所が主催する。

第 281 条　教学講習会の受講資格及び講習科目等必要な事項は、令達をもって定める。

第３節　僧　　侶

第 282 条　僧侶とは、得度を終え、度牒を授与され、僧籍編入を終った者をいう。僧侶は、僧名を公称する。

第 283 条　僧侶の称号は、次の８種とする。ただし、伝戒師及び伝灯師は、大和尚と称することができる。

僧　　階	権大僧正以上	権少僧正以上	准擬講補以上	法脈相承者	僧籍編入者
僧侶の称号	大 和 尚	老 和 尚	和　尚	西　堂	沙　弥
	大 法 尼	老 法 尼	法　尼		

第 284 条　得度は、年齢８歳に達し、行儀法式を修得した者に行なう。

②　得度は、得度式により戒師が行ない、責任役員及び檀信徒を会同させ、証明師を列席させなければならない。証明師には、法類住職又は他の寺院の住職もしくは住職経験者をもって充てる。

③　集団得度式を 4 年ごと本山にて実施する。

④　集団得度式の場合は、証明師は、宗務総長をもって充てる。

第 285 条　得度を終った者は、延滞なく管長に度牒授与の申請をしなければならない。

第 286 条　前条の申請があったときは、管長は、度牒を授与し、僧籍簿に登録する。

第 287 条　年齢 15 歳以上で、僧籍編人後 1 年以上経過した僧侶は、宗務総長の承認を得て、法脈相承を受けることができる。

第 288 条　法脈相承を受けようとする者は、2 日間の加行前研修を受けた後、総本山禅林寺で加行をしなければならない。加行前研修及び加行の期日は、あらかじめ宗務所が告示する。ただし加行前研修の修了者が 4 名未満の場合は宗務所会の議を経てその年度の加行の実施を取りやめることができる。

第 289 条　曼荼羅相承を受けようとする者は、権少僧都以上の教師でなければならない。

第 290 条　曼荼羅相承は、総本山禅林寺法主が行ない、その期日は 5 日以内とする。修行期日は、あらかじめ宗務所が告示する。

第 291 条　教師補とは、年齢 20 歳以上の寺族であって剃度を受け、教師補講習会を受講した者をいう。

②　教師補講習会を 5 回以上修了した者は、准教職の資格を得ることができる。

第 292 条　前条の難度及び教師補講習会は、総本山禅林寺で行なう。

②　期日は、あらかじめ宗務所が告示する。

第 293 条　教師補は、寺院又は教会に属し、住職を補佐するものとする。ただし、第 244 条の各号の一に該当する者は、教師補になることができない。

第 294 条　教師の座次は、別記第 6 号による。

第 295 条　僧侶は、一寺院又は教会に属さなければならない。

第 296 条　僧籍の設定は、次のとおりとする。

1　住職及び主管者の僧籍は、本務寺院又は教会に置く。

2　住職又は主管者であった者の僧籍は、最後に僧籍があった寺院又は教会に置く。

3　徒弟の僧籍は、師僧在籍の寺院又は教会に置く。

4　住職及び主管者が、遷化又は退任した場合において後継住職は、前任職及び前主管者の徒弟と師弟関係を結はなければならない。

5　推戴及び選挙により就任した寺院の住職又は教会の主管者がその職を退任したときは、就任前に在籍した一般寺院又は教会に置く。

6　第 300 条により、所属する寺院または教会から離籍する僧侶は、他の寺院又は教会へ僧籍の一時的な転籍を願い出ることができる。ただし、転籍先の寺院又は教会の住職又は主管者の同意を得なければならない。

7　本条の 1 号を除く各号に規定する僧籍を置く寺院または教会、もしくは師弟関係の設定が、特別の事由により行えないときは、第 295 条の規定にかかわらず、当該僧侶は寺院又は教会に置くべき僧籍の設定または削除の留保（以下、僧籍の留保という）を宗務総長に願い出ることができる。

8　前号により、僧籍留保の願が出されたときは、宗務総長は資格審査会に諮り、僧籍の留保及びその期間を認めることができる。

9　僧籍の留保が認められた教師は、留保期間中においても教師賦課金は納入しなければならない。ただし、選挙権及び被選挙権を有することはできない。

10　本条第 7 号に規定する特別の事由が解消したときは、当該僧侶は本条 1 号乃至 5 号の規定により、僧籍及び師弟関係の再設定をすみやかに行い、宗務総長の承認を得なければならない。

第 297 条　住職又は主管者であった者が転籍するときは、その理由を具し、宗務総長の承認を受けなければならない。

第 88 宗会/第 90 宗会/第 102 宗会
第 109 宗会/第 126 宗会

第 298 条　僧侶が師僧換をするときは、新旧師僧連署のうえ、その旨を願い出て宗務総長の承認を受けなければならない。

第 299 条　僧侶が他の宗務支所管内に転籍したときは、前所轄支所長は、その僧籍の写を転籍した所轄支所長に送付しなければならない。

第300条　住職が徒弟及び前住職を離籍するときは､徒弟及び前住職と連署し、離籍しようとする教師の１年分の教師賦課金を納入の上、宗務総長の承認を受けなければならない。ただし、徒弟及び前住職が連署を拒んだときは、その理由を具して、宗務総長の承認を求めることができる。

②　徒弟及び前住職が別の寺院の場合も同様とする。

第 301 条　僧侶が次の各号の一に該当するときは、宗務総長は、住職、支所長又は当該寺院の責任役員若しくは徒弟の届出により僧籍を削除しなければならない。ただし、４号並びに５号は、届出によらず宗務総長は当該僧侶の僧籍を削除することができる。

１　死亡したとき。

２　失踪の宣告を受けたとき、又は５年以上行方不明であるとき。

３　無届で転宗転派したとき。

４　被包括関係を廃止した寺院及び教会の住職及び主管者、またはその代務者。

５　前号の寺院及び教会に僧籍を置く住職及び主管者以外の僧侶が、被包括関係の廃止後１年以内に僧籍の異動の請願等を宗派に申し立てることがなかったとき。

第 302 条　除籍された者の僧籍は、除籍簿に登載し、機関誌「禅林」に公告しなければならない。

第 303 条　僧籍を削除された者が、在籍した寺院もしくは教会に復籍するときは、住職もしくは主管者の同意を得て、その教師の除籍された次の年から復帰しようとする年までの教師賦課金を納付の上、僧籍復帰願を宗務総長に提出しなければならない。

② 僧籍を削除された者が、師僧を換えて他の寺院もしくは教会に復籍するときは、新たに在籍する寺院の住職もしくは教会の主管者の同意を得て、前項に定める教師賦課金を納付の上、僧籍復帰願を宗務総長に提出しなければならない。

③ 第 301 条の 2 号から 5 号によって僧籍削除された者が復籍するときは、削除前に有した一切の資格は復活することができない。ただし宗務総長が特別の理由があると認める場合は資格審査会に諮り、復籍する僧侶の資格を定めることができる。

第 304 条　法服の種類及び色章は、別記第 8 号に定める。

第 305 条　教師は、別記第 9 号により、法服を着用することができる。ただし、権中僧都以上の者は、許可を得て、藤色法衣を着用することができる。

第 306 条　次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず 2 級服を着用することができる。

1　現職の宗務総長及び檀林住職

2　前号の退職者及び現級にあること 10 年以上の中僧正であって、宗務総長の推薦により、褒賞審査会の議を経て、義納金を納めた者。

第 307 条　初めて教師任命を出願する者は、同時に転衣願を提出しなければならない。

第 308 条　教師でない僧侶は、次の表により法服を着用することができる。ただし、伝導袈裟については、色章を問わない。

法服／称号	袈　裟	法　衣	座　具
西　堂	顕色、木蘭	黒	顕　色
沙　弥	黒、鼠	黒	鼠

②　教師補及び准教職の法服は、沙弥に準ずる。

第 309 条　この宗派の紋章は、久我龍瞻（コガリンドウ）とし、別記第 10 号に定める。

第 310 条　この宗派の紋章を付けた次の 3 種の袈裟は、第 2 項に規定された者の外、これを着用することはできない。

1　茶地

2　萌黄色

3　褒賞袈裟

②　前項第 1 号は、法主、第 2 号は檀林住職、第 3 号は褒賞された者とする。

第７章　檀　信　徒

第１節　檀信徒総代

第 311 条　寺院又は教会に、檀信徒総代（以下「総代」という。）若干名を置く。

②　総代は、檀信徒であって衆望の帰する者のうちから選挙し、又は代表役員が選任する。

③　総代の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

④　総代は、責任役員に協力して、当該寺院又は教会の興隆に努め、その目的を達成するため財産の維持管理その他の業務について助言することができる。

第２節　檀　信　徒

第 312 条　檀信徒とは、この宗派の宗義を信奉し、所属寺院若しくは所属教会に葬儀又は法要を委託し、その寺院又は教会の永続維持を扶ける者をいう。

第 313 条　住職及び主管者は、次の各号の一に該当する檀信徒を宗務総長の承認を得て、檀信徒名簿から削除することができる。

１　宗義に違反し異議を唱えた者

２　住職若しくは主管者の職務を妨害し、又は妨害させた者

３　寺院又は教会の財産に干渉し、不正の行為をした者

４　懲戒に処せられた僧侶を曲庇し、管長の命に反する者

５　寺院又は教会の興隆を妨害した者

６　住職又は主管者の進退につき私意を挟み、これを妨害した者

７　第 205 条第３項による仲裁に従わない者

第８章　褒賞及び懲戒

第１節　褒　　賞

第 314 条　僧侶及び檀信徒に対する褒賞は、次のとおりとする。

1　僧　　侶

イ　僧階昇進

ロ　中興号授与

ハ　法服特許

ニ　賞品授与

ホ　賞状授与

2　檀信徒

イ　院号授与

ロ　賞品授与

ハ　賞状授与

第 315 条　僧侶であって次の各号の一に該当する者は、これを褒賞する。

1　寺院又は教会を設立した者

2　総本山禅林寺又は寺院若しくは教会の維持及び運営に関し功績顕著な者

3　この宗派の宗務又は運営事業に関し功績顕著な者

4　学徳秀抜で、衆人の師表と仰ぐに足る者

5　教旨宣布のため、有益な著述又は編輯をした者

6　この宗派の教育に従事し教師養成に関し功績顕著な者

7　師弟の養育に従事し功績顕著な者

8　この宗派の布教に従事し功績顕著な者

9　社会教育又は公益事業に従事し功績顕著な者

10　住職就任後 30 年及び 50 年以上に達し法務を怠らない者

11　教学資金又は特別教学資金を献納した者。ただし、遷化者を除き、講習証を２枚以上所持することを必要とする。

第316条　檀信徒であって次の各号の一に該当する者は、これを褒賞する。

1　堂宇若しくは会堂の新築又は増築について功績顕著な者

2　寺院又は教会の設立、合併又は移転に際して功績顕著な者

3　檀信徒として他の模範になる者

4　浄財を寄付した者

5　社会教育上有益な図書を著述した者

第317条　前２条各号の一に該当する者であって生前褒賞を受けなかった者には、褒賞を追賞することができる。

第318条　僧侶又は檀信徒であって褒賞に該当する者があるときは、支所長は、宗務総長を経て、その旨を管長に上申しなければならない。

第319条　僧侶の褒賞は、褒賞審査会の審査を経て行なう。

第２節　懲　　戒

第320条　僧侶に対する懲戒は、次のとおりとする。

1　除　籍　　僧籍を削除する。

2　免　職　　住職又は主管者を罷免し、寺院又は教会より退去させる。

3　降　級　　僧階を１級又は数級降下させる。

4　停　権　　３月以上２年以内において選挙権及び被選挙権又は身分資格に相当する法服の着用を停止する。

5　けん責　　叱責して謹慎を命ずる。

第321条　次の各号の一に該当する者は、懲戒に処する。

1　仏祖に対し冒瀆の行為があった者

2　宗旨に異議を唱えた者

3　宗派の規定に違反し、宗内の秩序をびん乱した者

4　故なく管長の命令に反した者

5　役員又は職員であって宗派の財産を私消した者

6　管長、総本山禅林寺、宗務所その他の印章若しくは文章を毀棄し、又は不法に行使した者

7　寺院又は教会の財産を横領した者

8　檀信徒の帰依を失った者

9　寺院若しくは教会の建物を荒廃に至らしめ、又は住職若しくは主管者の職務を放棄した者

10　身分資格を詐り服制を乱した者

11　住職若しくは主管者又は僧侶の進退に関し、私意をもって事実を詐り、他の請願を妨げた者

12　禁錮以上の刑に処せられた者

13　第 190 条の各号の一に該当する者

14　故意又は正当な理由なくして、宗費を滞納した者

15　第 205 条第 3 項又は第 218 条第 3 項の規定による仲裁に従わない者

第 322 条　懲戒は、宗務総長が懲戒審査会の議を経て行なう。

②　懲戒審査会は、あらかじめ懲戒の理由を明示するとともに、審査に先立ち当事者に発言の機会を与えなければならない。ただし、当事者が理由なくして出席しないときは、この限りでない。

第 323 条　懲戒に処すべき僧侶があるときは、支所長は、その理由及び証拠を具し、宗務総長を経て、管長に上申しなければならない。

第 324 条　支所長であって懲戒に処すべき者があるときは、宗務総長は、管長に上申しなければならない。

第 325 条　宗務総長は、懲戒状を支所長を経て本人に交付しなければならない。ただし、本人の所在が不明で交付し難いときは、師僧又は責任役員に交付しなければならない。

第 326 条　支所長は、前条の懲戒状を交付したときは、遅滞なくその交付の日、場所及び被交付者を宗務総長に報告しなければならない。

第 327 条　次の各号の一に該当する者は、懲戒を減免することができる。

1　事犯が発覚する前に自首した者

2　損害を弁償した者

3　情状酌量すべき者

4　刑の執行を猶予された者

第 328 条　懲戒事犯併発のときは、その重きによりて処分し、再犯のときは、その処分を加重する。

第 329 条　懲戒に処せられた者が次の年限を経過し、改悛の情顕著なときは、その懲戒を特免することができる。ただし、6 年以上の懲役に処せられた者は、この限りでない。

1　除籍に処せられた者で 3 年以上を経過したとき。ただし、教師であって除籍された者の僧階は、准擬講を越えて復帰させることはでない。

2　免職に処せられた者で 3 年以上を経過したとき。ただし、1 年以上の刑に処せられた者は、刑の執行を終えた後 2 年以上を経過しなければならない。

3　降級に処せられた者で 2 年以上を経過したとき。

第 330 条　次の各号の一に該当するときは、懲戒を赦免することができる。

1　大赦又は特赦があったとき。

2　宗内に重要な法要式典があったとき。

第 331 条　分限の復得は、停権に処せられた者に対して行ない、その資格を将来に向かって回復する。

第 332 条　宗務総長は、懲戒審査会の議を経て、懲戒処分の特免若しくは赦免をし、又は分限の復得をさせることができる。

第 333 条　減免又は赦免があったときは、宗務総長は、懲戒処分の言渡しを受けた者の所轄支所長を経て、減免状又は赦免状を本人に交付しなければならない。

第 334 条　この宗制により懲戒処分された者は、懲戒状の交付の日から 30 日以内に、宗務総長に不服の申立てをすることができる。

②　前項により不服の申立てがあったときは、特別審査会が裁決する。この場合においては、さらに異議又は不服の申立てをすることができない。

第９章　財　　務

第１節　資　　産

第 335 条　この宗派の資産は、宗派規則第 30 条の規定により、基本財産及び普通財産の２種とする。

第 336 条　基本財産の設定又は変更は、宗派規則第 31 条の規定により、基本財産の管理は同第 32 条の規定により、基本財産の処分は同第 33 条の規定によるものとする。

第 337 条　この宗派の経費は、基本財産以外の財産及び財産から生ずる果実、宗費その他の普通財産をもって支弁する。

第２節　賦課及び徴収

第 338 条　宗務並びに布教、教育及び公益事業に必要な経費を支弁するため、宗会の議決を経て、寺院、教会及び教師に対し宗費を賦課する。ただし、等級外寺院に対しては、宗費を賦課しない。

第 339 条　総本山禅林寺に対しては、宗費を賦課しない。ただし、管長を除き総本山禅林寺に僧籍を置く教師に対する宗費は、本人が宗務所に直接納付しなければならない。

第 340 条　宗費は、寺院及び教会の賦課金と教師賦課金の２種とする。

②　賦課金は、経常賦課金及び臨時賦課金の２種とする。

第 341 条　寺院及び教会の賦課口数は、別記第 12 号により、教師に対する賦課金は別記第 13 号による。

②　寺院及び教会が他の寺院及び教会と合併する場合、合併される寺院及び教会の賦課金は原則として合併した寺院及び教会が負うこととする。ただし、その等級及び口数は等級審査会が議決し、宗会の承認を得なければならない。

第 342 条　寺院及び教会の賦課金は、当該年度寺院教会賦課金１口単位に、寺院教会の等級賦課口数を乗じて得た数に、その年度均等額を加えた金額とする。

第 88 宗会/第 114 宗会/第 118 宗会
第 120 宗会

第 343 条　宗費は、毎年 4 月 30 日及び 10 月 31 日までに徴収する。

②　宗費の納金義務者は、寺院及び教会、教師とし、住職または主管者は、寺院及び教会と、教師に賦課された宗費を納付する責務を負うものとする。

③　僧籍を置く寺院及び教会に居住していない教師は、教師賦課金を当該寺院及び教会または宗務所に直接納付しなければならない。

第 344 条　前条の第 1 項に規定された期限までに宗費を納付しない寺院及び教会、教師に対しては、督促状を発することができる。

第 345 条　納金義務者が前条の督促状を受けたときは、督促状を受理した日から 14 日以内に納金しなければならない。

②　前項の督促に応じないときは、宗務所は、これを滞納者と決定し、納期の翌日から所定の滞納利子を徴収することができる。

第 346 条　宗務所は、宗費及び義納金未納者並びに第 244 条の各号の一に該当する者が提出した諸願書及び諸届出書を受理しない。ただし、官公署に提出するものは除く。

第 88 宗会/第 114 宗会/第 118 宗会
第 120 宗会

第 347 条　住職又は主管者が死亡、免職その他の事由により欠けたときは、その寺院又は教会の賦課金納付義務は、後任の住職又は主管者が継承しなければならない。

第 348 条　住職、主管者、兼務住職、兼務主管者及び住職代務者の任命願を提出しようとする者は、その寺院又は教会のその年度賦課金額に相当する義納金を納付しなければならない。ただし檀林住職は除く。

第 349 条　義納金の種類は、次のとおりとし、その金額は、毎年度宗会の議決を経て定める。

1　僧籍編入義納金
2　法脈相承義納金
3　曼荼羅相承義納金
4　僧籍訂正義納金
5　教師検定義納金
6　検定試験義納金
7　再試験義納金
8　教師昇任義納金
9　僧侶及び教師転宗派義納金
10　僧侶及び教師転派加入及び僧籍復帰義納金
11　２級服特許義納金
12　藤色法衣特許義納金
13　転衣義納金
14　兼務住職及び兼務主管者再任義納金
15　財産処分承認義納金
16　名誉住職任命義納金
17　副住職任命義納金
18　准教職任命義納金及び更新義納金
19　承認書、証明書その他の義納金

第 350 条　寺院及び教会又は教師及び僧侶が非常の災害その他の事由により宗費を納付することができないときは、所轄支所長の証明書を添えて、その減免又は延期を宗務総長に申請することができる。

②　宗費減免の申請が非常の災害を事由としない場合は、次の書類をすべて提出しなければならない。

1　財産目録

2　収支報告書

3　再建計画書

4　宗費の減免を申請することを議決した責任役員会の議事録

③　宗務総長は、宗費の減免が認められた寺院及び教会に対し、減免後の財務状況について報告を求めることができる。

第 351 条　宗務総長が必要と認めたときは、宗会の議決を経て、臨時賦課金を賦課することができる。

②　前項の場合の賦課及び徴収は、経常賦課金の賦課及び徴収の方法に準ずる。

第 3 節　予算及び決算

第 352 条　予算は、宗務総長が編成し、宗会の議決を経て決定する。予算が成立したときは、遅滞なく告示しなければならない。

第 353 条　支出予算の各款は、流用することができない。

第 354 条　特別の必要があるときは、宗会の議決を経て、継続費を設けることができる。

第 355 条　決算は、予算と同一区分により毎会計年度終了後 3 月以内に作成し、次の各号の書類及び帳簿とともに監査を経て、次の宗会の承認を受け、告示しなければならない。

1　収入簿

2　支出簿

3　収入及び支出の証拠書類

4　財産目録

第４節　そ　の　他

第 356 条　会計年度の収入及び支出に関する出納閉鎖は、４月末日とする。

第 357 条　基本財産は、これを消費し、又は担保に供してはならない。ただし、非常の災害又は特にやむを得ない事由があるときは、宗会の議決を経て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

第 358 条　借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）をするときは、あらかじめ次に掲げる各号について宗会の議決を経なければならない。

１　事由

２　借入れようとする金額

３　利率

４　償還方法

５　その他必要な事項

第 359 条　収支計に剰余を生じたとき、又は予算外に収入があったときは、宗派規則第 41 条の規定により、特別会計に繰り入れる。ただし、宗会の議決を経て、基本財産に編入することができる。

第 360 条　特別会計の収支決算は、参事会の審査を経て、宗会の承認を受けなければならない。

第 10 章　補　　則

第 361 条　宗派規則及び宗制を施行するために必要な細則は、宗会の議決を経て、宗告をもって公布することができる。

第 362 条　この宗制第４章の規程を施行するために必要な期間、日時等は、宗告をもって公布するものとする。

附　則

この宗制は、平成７年４月１日から施行する。

附　則
この宗制は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
1　この宗制は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
2　現に管長にある者の任期は、従前の規程による。
附　則
この宗制は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第 90 宗会/第 91 宗会/第 93 宗会
第 94 宗会/第 95 宗会/第 96 宗会
第 98 宗会/第 99 宗会/第 101 宗会

附　則
この宗制は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この宗制は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 102 宗会/第 105 宗会/第 108 宗会
第 109 宗会/第 111 宗会/第 112 宗会
第 113 宗会/第 114 宗会/第 118 宗会
第 119 宗会/第 120 宗会/第 121 宗会
第 122 宗会/第 125 宗会/第 126 宗会
第 127 宗会

別　記

別記第１号　宗務支所

宗務所出張所及び宗務支所並びに宗務支所無所属寺院

宗務出張所	東京都　円光寺

支　所　名	管　轄　区　域
北海道宗務支所	北海道
愛知県宗務支所	愛知県　三重県
岐阜県宗務支所	岐阜県
北陸地方宗務支所	石川県　福井県
滋賀県宗務支所	滋賀県
京都府宗務支所	京都府
阪奈地方宗務支所	大阪府　奈良県
兵庫県宗務支所	兵庫県（但馬を除く）
但馬地方宗務支所	但馬　鳥取県
広島県宗務支所	広島県
山口県宗務支所	山口県
四国地方宗務支所	高知県　香川県　徳島県
九州地方宗務支所	大分県　熊本県

宗務支所無所属寺院	

別記第２号　選挙区及び選出議員定数

選　挙　区	区　　域	定　数
第１選挙区	北海道	１　人
第２選挙区	東京都　愛知県　三重県	４　人
第３選挙区	石川県　福井県	１　人
第４選挙区	岐阜県	２　人
第５選挙区	滋賀県　大阪府　奈良県	１　人
第６選挙区	京都府	４　人
第７選挙区	兵庫県　鳥取県	３　人
第８選挙区	広島県　山口県	１　人
第９選挙区	高知県　香川県　徳島県　大分県　熊本県	１　人

④別　記

別記第３号

選挙発令様式

１．投票期日　ただし、書留郵便による場合は、投票日前日までに到達するように差し出さねばならない。

１．候補者届出期間

１．投票所

１．選挙人名簿閲覧期間及び閲覧場所

１．開票及び選挙会期日

１．選挙区、定数及び選挙長

別記第４号

投票様式

投票用紙

被選挙人

内封筒表

第　選挙区

宗会議員投票

内封筒裏

封

外封筒表

所在地

第　選挙区

宗会議員選挙長宛

外封筒裏

封

所在地

氏　名　㊞

別記第 5 号

1. 宗学院　学科課程

学年／科目	第 1 学年	時間数	第 2 学年	時間数	第 3 学年	時間数
宗乗学	三経大意	40	西山要義 I	35	西山要義 II	35
余乗学	仏教概論	20	各宗要義 I	15	各宗要義 II	15
仏教史	祖 師 伝	20	宗 祖 伝	20	派 祖 伝	20
宗教学	宗教概論	10				
法　式	日常勤行	20	日常勤行	10	日常勤行	10
			法要法式	15	法要法式	15
布　教			概論実習	15	概論実習	15
基礎講座	一般教養	6	一般教養	6	一般教養	6

2. 宗学研究所　講座課程（時間）

第 1 講座	演習 I （西山教義）	10
第 2 講座	演習 II （事相教旨）	10
第 3 講座	文　献　研　究	8
第 4 講座	特　殊　研　究 I	8
第 5 講座	特　殊　研　究 II	8
計		44

⑥別　記

3. 布教講究所　講座課程

講　　座	科　　目	時間
布教学第１講座	布教学概論	3
	布教法	3
布教学第２講座	五重・授戒布教	3
	布教史	3
仏教学第１講座	布教宗乗学	5
仏教学第２講座	布教余乗学	5
布教社会学講座	社会学概論	10
副　　科	布教法式	
演　　習	布教実習	
特　別　講　座	宗教心理学又はカウンセリング等	

4. 住職研修会　学科課程

科　　目	時間
西 山 教 旨	3
法 要 法 式	3
宗 教 法 規	2
社 会 教 養	2

5. 法式講究所　講座課程

講　　座	科　　目	時間
第１講座　総論	法　式　総　論	4
第２講座　概説	威　儀・荘　厳	4
	法　要　概　説	3
	本 山 の 法 要	3
第３講座　演習	音声・楽器奏法	6
	特　殊　作　法	6
	葬儀・年忌法要	6
	日　常　法　務	3
	本　山　作　法	3

6. 僧正研修会　学科課程

科　　目	時間
人　　権	1.5
宗 教 法 人 法 宗 規・宗 制	1.5
寺院会計・税務	1.5

この別記の変更は令和６年４月１日から施工する。

別記第６号　教師の座次

資格／座次等級	寺院・教会等　級	僧　階	待　遇　座　次			
			役　職	学　階	教　階	法　階
第１階		大僧正	宗務総長			
第２階	１等		宗会議長	勧　学	司　教	法　監
第３階	２等	権大僧正	宗機顧問　檀林		司教補	
第４階	３等	中僧正	部長　副議長 参事会長			
第５階	４等	権中僧正		已　講	准司教	監　事
第６階	５等		執事　出張所長 １等支所長			
第７階	６等	少僧正	議員　支所長 １等副支所長			
第８階	７等		副支所長	准已講	讃　教	知　堂
第９階	８等	権少僧正				
第10階	９等			得　業		
第11階	10等	大僧都			准讃教	座　司
第12階	11等12等					
第13階	13等14等	権大僧都				
第14階	15等16等				補　教	殿　司
第15階	17等18等	中僧都 権中僧都				
第16階	19等20等	少僧都 権少僧都				
第17階		擬　講 准擬講 准擬講補				

備考　座次等級中、資格が同じときは、次の順序による。
1. 寺院教会等級が同じときは、僧階により、僧階なお同じときは、待遇座次による。
2. 僧階が同じときは、寺院教会等級により、等級なお同じときは、待遇座次による。
3. 待遇座次が同じときは、寺院教会等級により、等級なお同じときは、僧階による。
4. 上記によるもなお同じときは、僧階任命の年月日により、以上なお同じときは、僧籍編入の順とし、僧箱編入年月日が同じときは、年齢の順序による。
5. １等支所は、京都、愛知、岐阜、兵庫とする。
6. 講讃導師の座次等級は第７階かつ僧正以上、始経師の座次等級は第９階以上とする。

この別記の変更は平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
この別記の変更は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この別記の変更は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この別記の変更は平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
この別記の変更は令和元年 7 月 1 日から施行する。

⑧別　記

別記第７号

　度牒の様式

度　牒

所在寺院名
師僧氏名
僧　名　　徒弟
　　氏　名
　　年　月　日生

年　月　日　何寺道場で得度したことを認め
僧籍簿に登載し度牒を授与する

年　月　日

浄土宗西山禅林寺派管長　某　　㊞

別記第８号

法服の種類、色章

法　服　の　種　類		色　　章
袈　裟	二十五条　九条　七条 五条　威儀細　大師五条 折五条　大五条　伝導袈裟	金紋章　金欄　顕色　木蘭 黒　鼠
法　衣	略衣　直綴　素絹　道具衣 洋服法衣	緋　紅梅　紫　藤色 香（茶、萌黄）　黒
法　冠	水冠　誌公帽子	金紋章　金欄
領　帽		純白羽二重
袴	差貫袴　切袴	純素八ツ藤、浅黄緯白八ツ藤 紫八ツ藤
座　興		金紋章　金側　木蘭　鼠

⑩別記

別記第９号

等級による袈裟等の種類

等　級	僧　階	袈　裟	法衣	法　冠	領帽	袴	座　具
１級服	大 僧 正	金紋章	緋	金紋章	純白	純素八ツ藤	金紋章
２級服	権大僧正	金紋章	紅梅	金紋章	純白	純素八ツ藤	金紋章
３級服	中 僧 正	金　欄	紫	金　欄	純白	浅黄緯白八ツ藤	金　欄
	権中僧正	金　欄	紫	金　欄	純白	浅黄緯白八ツ藤	金　欄
	少 僧 正	金　欄	紫	金　欄	純白	浅黄緯白八ツ藤	金　欄
	権少僧正	金　欄	紫	金　欄	純白	浅黄緯白八ツ藤	金　欄
４級服	大 僧 都	金　欄	香	金　欄	純白	浅黄緯白八ツ藤	金　欄
	権大僧都	金　欄	香	金　欄	純白	浅黄緯白八ツ藤	金　欄
	中 僧 都	金　欄	香	金　欄	純白	浅黄緯白八ツ藤	金　欄
	権中僧都	金　欄	香	金　欄	純白	浅黄緯白八ツ藤	金　欄
	少 僧 都	金　欄	香	金　欄	純白	浅黄緯白八ツ藤	金　欄
	権少僧都	金　欄	香	金　欄	純白	浅黄緯白八ツ藤	金　欄
５級服	擬　　講	顕　色	香	金　欄	純白	紫八ツ藤	金　欄
	准 擬 講	顕　色	香	金　欄	純白	紫八ツ藤	金　欄
	准擬講補	顕　色	香	金　欄	純白	紫八ツ藤	金　欄

別記第 10 号

本派の紋章



コガリンドウ
久 我 龍 朧

別記第 11 号

教学資金及び特別教学資金

1. 11 級までへ昇進の場合

教学資金	80,000	現級にあること３年以上５年未満の者
特別教学資金	500,000	現級にあること１年以上３年未満の者

2. 10 級より７級までへ昇進の場合

教学資金	150,000	現級にあること３年以上５年未満の者
特別教学資金	1,000,000	現級にあること１年以上３年未満の者

３．５，６級へ昇進の場合

教学資金	200,000	現級にあること５年以上の者
特別教学資金	3,000,000	現級にあること２年以上５年未満の者

４．４級へ昇進の場合

教学資金	300,000	現級にあること５年以上の者
特別教学資金	4,000,000	現級にあること２年以上５年未満の者

5. ３級へ昇進の場合

教学資金	400,000	現級にあること５年以上の者
特別教学資金	5,000,000	現級にあること２年以上５年未満の者

６．２級へ昇進の場合

教学資金	3,000,000	現級にあること５年以上の者
特別教学資金	10,000,000	現級にあること２年以上５年未満の者

⑫別　記

別記第 12 号

寺院及び教会の賦課口数

等 級	口　数
1 等	1,000
2 等	800
3 等	700
4 等	600
5 等	550

等 級	口　数
6 等	500
7 等	450
8 等	400
9 等	350
10 等	300

等 級	口　数
11 等	270
12 等	240
13 等	210
14 等	180
15 等	150

等 級	口　数
16 等	130
17 等	110
18 等	90
19 等	70
20 等	50

別記第 13 号

教師賦課金

等 級	僧　階	賦 課 金	等 級	僧　階	賦 課 金
2	権大僧正	150,000 円	9	中 僧 都	30,000 円
3	中 僧 正	100,000 円	10	権中僧都	25,000 円
4	権中僧正	80,000 円	11	少 僧 都	15,000 円
5	少 僧 正	70,000 円	12	権少僧都	13,000 円
6	権少僧正	60,000 円	13	擬　講	10,000 円
7	大 僧 都	40,000 円	14	准 擬 講	9,000 円
8	権大僧都	35,000 円	15	准擬講補	8,000 円

備考

この別記の変更は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この別記の変更は平成 20 年 4 月 1 []から施行する。

別記第 14 号

義　納　金

1.	僧籍編入義納金	20,000 円
2.	法脈相承義納金	20,000 円
3.	曼荼羅相承義納金	40,000 円
4.	僧籍訂正義納金	7,000 円
5.	教師検定義納金	23,000 円
6.	検定試験義納金	60,000 円
7.	再試験義納金	30,000 円
8.	教師昇任義納金	20,000 円
9.	僧侶及び教師転宗派義納金	60,000 円
10.	僧侶及び教師転宗派加大義納金	40,000 円
11.	2 級服特許義納金	600,000 円
12.	藤色法衣特許義納金	75,000 円
13.	転衣義納金	40,000 円
14.	兼務住職及び兼務主管者再任義納金	15,000 円
15.	財産処分承認義納金	7,000 円
	冥加金は譲渡価格の 100 分の 1 ただし，実状により減免することができる。	
16.	名誉住職任命義納金	6,000 円
17.	副住職任命義納金	25,000 円
18.	准教職任命義納金及び更新義納金	25,000 円
19.	承認書・証明書その他義納金	6,000 円
20.	僧籍削除義納金	除籍する教師の 1 年分の教師賦課金
21.	僧籍復帰義納金	復籍する教師の除籍された次の年から復帰しようとする年までの教師賦課金

施行細則及び規程

目　次

宗学院施行細則　5
宗学研究所施行細則　7
布教講究所施行細則　10
選抜生に関する施行細則　12
試験検定施行細則　13
浄土宗西山禅林寺派宗宝保護規程　14
宗会議事細則　15
僧侶褒賞査定基準細則　19
教階審査基準細則　22
僧正研修会施行細則　22-2
住職研修会施行細則　23
浄土宗西山禅林寺派法事部施行細則　24
現行の細則の廃止（宗教法人「禅林寺」管理運営細則）26
管長推戴委員会規程　27
浄土宗西山禅林寺派慰労及び慶弔等に関する規程　29
浄土宗西山禅林寺派人権擁護推進規程　30
浄土宗西山禅林寺派綜合教化センター規程　32
会計規程　33
役職員退職基金規程　44
禅林寺平成大規模改修事業基金規程　46
非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する規程　48
禅林図書館規程　50
浄土宗西山禅林寺派及び総本山禅林寺役職員給与規程　52
浄土宗西山禅林寺派特別災害対策規程　59
浄土宗西山禅林寺派特別災害対策基金使用規程　64
准教職規程　65
法式講究所施行細則　66
法階審査基準細則　68

第 75 宗会/第 77 宗会/第 79 宗会/第 81 宗会
第 85 宗会/第 86 宗会/第 87 宗会/第 88 宗会
第 90 宗会/第 91 宗会/第 93 宗会/第 95 宗会/
第 99 宗会/第 110 宗会

檀林規程　70
一般寺院救済基金規程　71
浄土宗西山禅林寺派教育振興基金規程　72
浄土宗西山禅林寺派助成金及び奨学金支給規程　73
特別災害対策規程細則　76
宗派・禅林寺施設建設改修基金規程　79

宗学院施行細則

第１条　宗制第 277 条第２項ただし書の規程により、宗学院施行細則は、次のとおり定める。

第２条　宗学院は、京都市左京区永観堂町 48 番地　総本山禅林寺内に置く。

第３条　宗学院は、この宗派の教師に必要な宗学、仏教学、法式等を教えることを目的とする。

第４条　宗学院に次の教職員を置く。教職員は、宗務総長の推薦により、管長が任命する。

院　　長	１　人
舎　　監	１　人
幹　　事	１　人
講　　師	若干名
年度講師	若干名

②　副院長、副舎監及び副幹事を置くことができる。

第５条　院長は、宗学院を代表し、業務を統理し、宗学院の運営を図る。

②　舎監は、院生の宿舎生活の指導に当る。

③　幹事は、宗学院に関する事務を処理する。

④　講師は、担当の学科を教授する。

第６条　教職員（年度講師を除く。）の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

②　年度講師は、毎年度始めに任命する。

第７条　宗学院は、毎年一定期間開講する。開講の時期は、宗告をもって告示する。

第８条　宗学院の入所資格及び卒業者に対する教師任命は、宗制第 260 条及び第 259 条の規定によるものとする。

第９条　宗学院に入所する者は、入学願書に学校長の在学証明書又は卒業証明書を添えて、宗務支所を経て院長に提出しなければならない。

②　２年以上の院生は、毎年開講期日１月前までに出席の有無を届け出なければならない。

⑥施行細則

第 10 条　宗学院の修業年限は、3 年とし、院生は、毎年 100 時間以上の学科を受講し、履修した科目の試験を受けなければならない。

第 11 条　試験は、各科目 100 点を満点とする。各科目 45 点以上であって、平均 60 点以上をもって合格とする。ただし、不合格な成績を得た科目については、補習のうえ再試験をすることができる。

第 12 条　院生は、開講期間中、総本山禅林寺で宿泊しなければならない。

ただし、社会情勢に鑑み、特別な事情がある場合は、この限りではない。

第 13 条　宗学院の学科課程は、別記第 5 号－ 1 による。

附　則

この細則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

宗学研究所施行細則

第１条　宗制第 277 条第２項ただし書の規定により、宗学研究所施行細則は、次のとおり定める。

第２条　宗学研究所は、西山教学の研究、教旨の振興及び普及並びに教師の養成を目的とし、総本山禅林寺内に置く。

第３条　宗学研究所は、次の教職員及び研究所生をもって組織する。

所　　長　　１　人

幹　　事　　１　人

講　　師　　若干名

研究所員　　若干名

第４条　教職員は、宗務総長の推薦により管長が任命する。

②　教職員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

第５条　所長は、研究所を代表し、業務を統理し、研究所の運営を図る。

第６条　幹事は、研究所に関する事務を処理する。

第７条　講師は、研究所の事業に協力し、あわせて研究に従事する。

第８条　研究所員は、研究所の事業に協力し、あわせて研究に従事する。

第９条　研究所生とは、宗制第 260 条の規定による入所生又は第 278 条の規定による選抜生をいう。

第 10 条　宗学研究所は、第２条に規定する目的を達成するために次の事業を行なう。

１　西山教義の研究、教旨の振興及び普及を図るための著述、文書及び研究資料の刊行並びにその援助

２　研究会

３　講座

４　出張講座

第 11 条　前条第１号に規定する事業は、所長及び講師が研究所員の協力のもとに行なう。

⑧施行細則

第 12 条　第 10 条第 2 号に規定する研究会は、講師及び研究所員が研究所生、教師及び僧侶の参加のもとに随時宗義研究、購読又は座談会を開設する。

第 13 条　第 10 条第 3 号に規定する講座は、研究所生修学のため、宗制別記第 5 号－ 2 の規定による講座を設ける。

②　講座は、毎年 8 日以上適当な時期に開講する。開講の時期は、宗告をもってする。

第 14 条　出張講座は、研究所生及び地方教学振興のため、所長又は講師が出張して講座を開く。

②　出張講座は、研究所員の研究発表をあわせて行ない、又は地方講習会とあわせて行なうことができる。

第 15 条　研究所生の修業年限は、 3 年とし、講座開設の際は、毎年 35 時間以上受講しなければならない。

第 16 条　研究所生の試験は、学年試験及び卒業試験とする。

②　学年試験は、研究報告とする。毎年指示された各講座の課題について研究報告を、開講講座終了後 120 日以内に提出しなければならない。

③　卒業試験は、第 3 学年を修了し、卒業論文を提出した上で口頭試問を受けるものとする。但し、卒業論文は宗学に限る。

第 17 条　学年修了者又は卒業者に対する教師任命は、宗制第 259 条の規定によるものとする。

第 18 条　宗学研究生は、得業論文を提出することができる。

第 19 条　研究所員には、その研究成果によって所長の推薦により、学階審査会に諮り相当の学階を授与することができる。

附　則

この細則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

布教講究所施行細則

第１条　宗制第 277 条第２項ただし書の規定により、布教講究所施行細則は、次のとおり定める。

第２条　布教講究所は、教師及び僧侶が布教師にふさわしい素養を修得するとともに、この宗派の教旨を探究し、各自の信仰を高め、布教学術の要諦を究めることを目的とする。

第３条　布教講究所は、総本山禅林寺内に置く。

第４条　布教講究所は、毎年４日間以上開催する。開設期日及び場所は、宗務総長が告示する。

②　布教講究所は、講座の一部を出張開講することができる。

１　講座の一部とは、布教社会学講座、副科、演習及び特別講座とする。

２　講師謝礼、会場費並びに所長及び幹事の日当は、宗派より支出する。

３　宿泊費、食費その他実費に限り、徴収することができる。

４　宗告にて期日、場所、宿泊、食事等を詳細明記する。

第５条　布教講究所に、次の教職員を置く。

所　長　　１　人

幹　事　　１　人

講　師　　若干名

第６条　所長は、宗務総長又は宗務総長の推薦する者を管長が任命し、任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

②　幹事及び講師は、所長の推薦する者を毎年管長が任命する。

第７条　布教講究所に関する事務は、所長以下各教職員が取り扱う。

第８条　布教説究所の講座は、宗制別記第５号－３の規定による。

第９条　布教講究所の入所資格は、僧侶とする。

第 10 条　布教講究所履修の者には、そのつど受講証を与え、その教化実習の成果によって所長の推薦により、布教師審査会に諮り相当の教階を授与することができる。

附　則

この細則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成 15 年４月１日から施行する。

選抜生に関する施行細則

第１条　宗制第 278 条の規定により、この宗派の教学興隆のため宗学その他の仏教学を研究させる選抜生に関する施行細則は、次のとおり定める。

第２条　選抜生となる者は、その資格、専攻課題、指導機関、研究期間及び補助金の有無、希望を記入し、毎年２月末日までに履歴書を添えて宗務所に提出しなければならない。

第３条　宗務総長は、この宗派の教育関係者と協議して選抜生として採用の適否、専攻課題の指定と変更、指導機関の指定と変更、研究費の補助額の有無、増減等をすることができる。

第４条　選抜生は、その年度末までに専攻した研究課題について報告論文を宗務所に提出しなければならない。

②　その研究が２年度以上にわたり継続する場合は、その年度中の研究概要を報告し、終年度において報告論文を提出しなければならない。

第５条　宗務総長は、選抜生の研究態度又はその成果によっては関係者に諮り、いつでも選抜生たることを取り消し、又は研究補助金の中止若しくは全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

第６条　選抜生の研究成果により、学階審査会の議を経て学階を授与し、又は教師級位の昇任をさせることができる。

附　則

この細則は、平成７年４月１日から施行する。

試験検定施行細則

第１条　宗制第 251 条ただし書の規定により、試験検定施行細則は、次のとおり定める。

第２条　宗制第 255 条第２項の規定により、委員長は、試験検定に関する業務を統理し、代表する。

②　委員は、運営に関する業務を執行し、議決する。

③　委員の任期は、２年とする。

第３条　委員会に幹事１人を置き、試験検定に関する業務を処理する。

第４条　試験検定を受ける者は、試験期日の３月前に願書に履歴書及び義納金を添えて宗務支所を経て委員長に提出しなければならない。

第５条　願書を受理された者に対しては、委員会により決定された教科書を速やかに指示し、受験者はこれを自習しなければならない。

第６条　受験者は、試験期日前５日間、総本山禅林寺に宿泊し、指示された学科を受講しなければならない。

第７条　学科課程は、宗制第 251 条及び別記第５号の規定によるものとする。

附則

この細則は、平成７年４月１日から施行する。

浄土宗西山禅林寺派宗宝保護規程

第１条　浄土宗西山禅林寺派宗宝保護規程は、次のとおり定める。

第２条　この規程は、浄土宗西山禅林寺派に属する寺院及び教会が保有する国宝及び重要文化財（地方自治体の指定するもの。）及び宗宝調査会の審査により指定した物件の保護規定とする。

第３条　この規程は、宗宝補修の補助及び維持保護を目的とする。

第４条　宗宝調査会の事務は宗務所庶務部が担当する。

第５条　この規程により宗宝に指定された物件の維持保護は、宗派の予算範囲内において助成する。

第６条　寺院及び教会所有の宗宝は、すべて宗宝台帳に登録し、この台帳は宗務所において保管する。

第７条　寺院及び教会より登録申請を受けた物件の調査は、宗宝調査会の審議を経て登録する。

第８条　この規程による助成は、宗宝調査会で調査し、宗務総長が執行する。

附　則

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。

宗会議事細則

第１章　総　　則

第１条　宗削第 72 条の規定により、宗会議事細則は、次のとおり定める。

第２条　議員の議席は、宗会ごとに招集の日に抽選で決める。

②　議席には、それぞれ番号及び氏名を標示する。

第３条　会期は、毎会期の初めに宗会の議決で定める。

第４条　宗制第 58 条第２項の臨時議長は、最年長の議員をもって充てる。

第５条　宗会は、９人の委員による予算・決算委員会及び制度委員会を設ける。

②　前項のほか、特別な議題の調査及び審査のため、宗会の議決により特別委員会を設置することができる。

第２章　会　　議

第１節　会議時間

第６条　会議時間は、午前 10 時から午後５時までとする。ただし、宗会において議決したとき、又は議長が必要であると認めたときは、変更することができる。

第２節　開議、散会及び延会

第７条　開議の時刻になったときは、議長は議長席につき、会議を開くことを宣告し、諸般の通知をした後、議事を開始する。

第８条　議事日程に定めた議事が終わったときは、議長は散会を宣告する。

② 議事日程に定めた議事が会議時間内に終わらないときは、議長は延会を宣言することができる。

第９条 議長が散会、延会又は休憩を宣告したあとは、議事について発言することができない。

第３節 議事日程

第 10 条 議長は、宗務総長と協議のうえ、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。

第 11 条 緊急動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで諮り、宗務総長の同意を得て議事日程を変更することができる。

第４節 選　　挙

第 12 条 選挙を行なうときは、議長はその旨宣告する。

第13条 選挙を行なう際､議場にいない議員は､選挙に加わることができない。

第 14 条 選挙の方法は単記無記名投票で行なう。ただし、参事会員のうち議長及び副議長以外の会員の選挙は、３人連記無記名投票とする。

第 15 条 投票が終わったときは、議員２人立会いのうえ、開票し、各々の得票数を宗会に報告しなければならない。

第 16 条 前条の結果、得票数の多い者から当選人を決める。ただし、議長及び副議長の選挙においては、得票の過半数を得た者を当選人とし、投票の過半数を得た者がないときは、上位得票者２人について、決選投票を行ない、得票数の多い者を当選人とする。

② 得票が同数であるときは、年齢の高い者を当選人とする。

第 17 条 当選人がその当選を辞退したときは､更に選挙を行なわなければならない。

第 18 条 選挙について疑義が生じたときは、議長は宗会に諮り裁決する。

第 19 条 参事会員及び各種委員の選挙ができないときは、宗会の承認を得て、

議長が参事会員及び各種委員を指名することができる。

② 議長が指名するにあたり、推薦委員会を設けて選定することができる。

第5節 動議及び議案の提出

第20条 議員が議案を提出するとき、又は議案について修正の動議を提出するときは、その案をそなえ、宗制第60条の規定による賛成者とともに連署して、議長に提出するものとする。

第21条 既に成立した議員提出議案、及び修正の動議は、宗会の許可なく、撤回することはできない。

第6節 発　　言

第22条 発言をしようとする議員は、挙手して「議長」と呼び、議長の許可を得て発言しなければならない。

第23条 議員が2人以上発言を求めたときは、議長は先と認めた者を指名して発言させる。同時と認められるときは、議長が発言者を指名する。

第24条 議長が議席について発言しようとするときは、副議長を議長席に着かさなければならない。

第25条 発言は議題のほかに渉ってはならない。

第7節 一般質問

第26条 議案の審議に先立ち、宗務方針に対し一般質問を行なうことができる。

第27条 一般質問の順番及び発言時間は、あらかじめ議長が定める。

② 議長は、発言時間を超えて発言する議員があるときは、発言を中止することができる。

第28条 一般質問を行なう議員は、質問の要旨をあらかじめ議長に通告するものとする。

第８節　議　　事

第 29 条　会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

第 30 条　議題とされた議案は、宗務総長、部長及び発議者は、その趣旨を説明しなければならない。

第 31 条　議長は、必要があると認めるときは、議案の朗読を求めることができる。

第 32 条　議員は議案に疑義があるときは、発議者に質疑を行なうことができる。

第 33 条　議長は質疑を終結した議案について、委員会に付託するかしないかを宗会に諮り決めなければならない。

第 34 条　委員会に付託した議案は、その審査の終了をまって議題とする。

第 35 条　委員会が審査した議案が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告するものとする。委員長の報告は自己の意見を加えてはならない。

第 36 条　議員は委員長の報告に対し質疑をすることができる。

第 37 条　議長は問題の表決を採るまえに、賛否の討論の機会を設けなければならない。ただし宗会に諮り省略することができる。

②　討論が終わったとき、又は議長において論旨が尽きたと認めるときは、議長は討論終結の宣言を行なう。

第９節　表　　決

第 38 条　議長は、表決を採ろうとするときは、表決に対する問題を宣告する。

第 39 条　表決のとき、議場にいなかった議員は、表決に加わることができない。

第 40 条　表決には条件を付けることができない。

第 41 条　議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手

させ、その多少を認定して賛否の結果を宣告する。

第 42 条　議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

第 43 条　議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。

第 44 条　議長は修正案を先に表決し、否決されたときは原案について表決を採る。

第 10 節　議決事項

第 45 条　宗会は議決の結果、条項、字句、その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

第 46 条　宗会で議決された事件については、同一会期中は審議することはできない。

第３章　委　員　会

第１節　委　員　長

第 47 条　委員長は委員の互選とし、委員長を決めたときは、直ちにその氏名を議長に通知しなければならない。

第 48 条　委員長は、委員会の会議を整理し、秩序を保持するものとする。

第 49 条　委員長に事故があるときは、委員の互選で、委員長代理を決めなければならない。

第２節　委員会審査

第 50 条　委員会を開くときは、委員長から議長に、議長から宗務総長に通知しなければならない。

第 51 条　委員会では、宗会が付託した事件以外に、審査をしてはならない。

第 52 条　委員会での発言、質疑、討論、表決は、宗会の会議の例によるものと

し、動議は発議者のほか１人の賛成者で成立する。

第 53 条　委員会の審査が終了したときは、委員長から議長に、議長から宗務総長に通知しなければならない。

第 54 条　委員会は宗会の議決を経て、付託された事件について、閉会中も継続審査とすることができる。

第４章　紀　律

第 55 条　すべての議員は、宗会の品位を重んじなければならない。

第 56 条　議員が辞職しようとするときは、理由を添えて議長に届け出なければならない。

第 57 条　議員が事故のために、宗会に出席することができないときは、その理由を添えて議長に届け出なければならない。

附　則

１　この細則は、平成 13 年 11 月 15 日から施行する。

２　この細則の制定により従前の宗会議事細則は廃止する。

僧侶褒賞査定基準細則

第１条　宗制第 314 条から第 319 条までの規定により、僧侶褒賞査定基準細則は、次のとおり定める。

第２条　教師は、宗制第 315 条の規定に該当すると認めた僧侶を、その事由を付して、所轄支所長に、又は直轄寺院の僧侶にあっては宗務総長に推薦することができる。

第３条　支所長又は宗務総長は、前条の申請が妥当であると認めたとき、又は管内に褒賞に該当する僧侶があると認められるときは、推薦状を添付し管長に上申しなければならない。

第４条　宗務総長は、宗派若しくは総本山禅林寺の宗務又は運営事業に関し、功績顕著な者の褒賞を管長に上申することができる。

②　褒賞審査会委員長は、褒賞審査会の同意を得て、宗務総長又は執事長の褒賞を管長に上申することができる。

第５条　前２条の申請者は、次の各号による。ただし、第３号及び第４号にあっては、退任後とし、10 年以上の長期勤続者を除き、在職者は褒賞対象者より外すものとする。

１　一般寺院僧侶　……所轄支所長

２　直轄寺院僧侶　……宗務総長

３　宗務総長及び執事長……褒賞審査会委員長

４　議員、宗務支所長、宗務所及び禅林寺役職員並びに教師養成機関教職員……宗務総長

②　推薦状及び申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

１　寺院新築又は営繕の場合

イ　事業報告書

建築営繕物件名、建築営繕坪数、決算書、資金調達方法、責任役員会議事録、平面図、完成写真等

ロ　該当僧侶の履歴書

教師任命欄は、僧階の現級及び前級を記入し、公職のある者、賞罰のある者は、必ず明記のこと。

ハ　推薦状

2　宗制第 315 条第 4 号から第 10 号の規定による場合

イ　理由書、証明書類等

ロ　該当僧侶の履歴書

ハ　推薦状

3　宗制第 315 条第 11 号の規定による場合

イ　献金願

ロ　履歴書

ハ　藤色法衣着用願（ただし、必要のある者）

ニ　推薦状

ホ　講習証 2 枚以上

第 6 条　僧侶の褒賞は、褒賞審査会の議により行なう。ただし、宗制第 315 条第 11 号に該当する僧侶のうち大僧都に至るまでは、褒賞審査会の審査を省略することができる。

第 7 条　褒賞審査会は、宗会前に開催する。ただし、特に必要な場合は、臨時に招集することができる。

第 8 条　前 2 条の規定にかかわらず宗制第 315 条第 11 号に該当するときは文書をもって、宗制第 317 条に規定する追賞贈位は電話をもって、それぞれ委員の定数の過半数の同意を得、議決に替えることができる。

第 9 条　宗務総長は、必要に応じ支所長に、又は直轄寺院にあっては庶務部長に、僧侶の褒賞該当者の調査及び報告を求めることができる。

第 10 条　宗制第 315 条の規定による僧侶の褒賞査定基準は、次のとおりとする。

1　寺院又は教会を設立し、永続維持の方法を確立した者には、僧階昇進、法服特許又は賞品、賞状を授与することができる。

2　宗派及び総本山禅林寺の役職員にして、維持及び運営事業に関し功績顕著な者は、僧階昇進、法服特許又は賞品、賞状を授与することができる。ただし、２級への昇進は現級にあること５年以上とし、３級以下への昇進は現級にあること２年以上とする。

3　寺院教会の維持及び運営（新築、改築、増築、基本財産の設定等を含む。）に関し功績顕著な者には、僧階昇進、中興号授与、法服特許又は賞品、賞状を授与することができる。ただし、僧階昇進の場合は、現級にあること２年以上、２級への昇進は５年以上とする。

4　学徳秀抜で衆人の師表と仰ぐに足る者には、賞品、賞状を授与することができる。

5　教旨宣布のため有益な著述又は編輯をした者には、賞品、賞状を授与することができる。

6　この宗派の教育に従事し、教師養成に関し功績顕著な者には、僧階昇進又は賞品、賞状を授与することができる。

7　徒弟の養育に従事し、功績顕著な者には、賞品、賞状を授与することができる。

8　この宗派の布教に従事し、功績顕著な者には、賞品、賞状を授与することができる。

9　社会教育又は公益事業に従事し、功績顕著な者には、賞品、賞状を授与することができる。

10　住職就任後 30 年及び 50 年以上に達し、法務を怠らない者には、賞品、賞状を授与することができる。

11　別記第 11 号の規定による教学資金又は特別教学資金を献納し、講習証を２枚以上所持する者には、僧階を昇進させることができる。

第 11 条　宗馴第 264 条に規定する資格に欠ける者並びに前条第２号及び第３号に規定する年数不足の者には、条件具備の後に昇進させることができる。

附　則

この細則は、平成７年４月１日から施行する。

この細則は、平成 22 年４月１日から施行する。

教階審査基準細則

第１条　宗制第 270 条及び第 271 条の規定による教階審査基準細則の教階授与の条件は、次のとおり定める。

１　補　教　布教講究所において所定の全科目を修得した者

２　准讃教　次に掲げる要件のうちのいずれか３要件を具えていること。

イ　具体的教化活動を行なっている者
（テレホン法話、文書伝道、出版物の刊行等を含む）

ロ　自坊での法座と出講を含めて年間 10 席以上の布教実績がある者。ただし、自坊以外での法座出講が年間６席以上あること。

ハ　布教講究所を常に聴講している者

ニ　布教講究所で模範演技を行なった者

３　讃　教　次に掲げるイ及びロ～ホのうちいずれか２要件を具えていること。

イ　布教概要の原稿を提出した者又は布教に関する有益な著述、出版をした者

ロ　自坊での法座と出講を含めて年間20席以上の布教実績がある者。ただし、白坊以外での法座出講が年間 10 席以上あること。

ハ　本山定例法要の説教又は公的巡教師の実績がある者

ニ　五重又は授戒を開筵した者

ホ　布教講究所を適宜聴講している者

４　准司教　次に掲げる要件のうちのいずれか３要件を具えていること。

イ　五重又は授戒の説教の実績がある者

ロ　布教講究所の講師の実績がある者

ハ　自坊での法座と出講を含めて年間50席以上の布教実績がある者。ただし、自坊以外での法座出講が年間 20 席以上あること。

ニ　布教講究所を適宜聴講している者

ホ　教化活動の実績が顕著である者

５　司教輔　布教の実績が顕著で、かつ学徳を併せ持っている者

６　司　教　司教輔であって、本宗派の布教の第一人者と衆目の一致せる者

附　則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成17年7月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成29年7月1[]から施行する。

附　則

この細則は、令和3年7月1日から施行する。

僧正研修会施行細則

第１条　宗制第 264 条の規定により、僧正研修会（以下「研修会」という。）施行細則は、次のとおり定める。

第２条　この研修会は、宗派を取り巻く諸問題の認識を深めることを目的とする。

第３条　この研修会の受講資格は、権少僧正の僧階を有するものとする。

第４条　研修会開催は、３年毎に実施し、その期日の５月前に告示する。

第５条　研修会の講師は、宗務総長の推薦する者を管長が委嘱する。

第６条　研修会は、総本山禅林寺で実施する。

第７条　受講者は、別記第５号－６に規定する学科を受講しなければならない。

第８条　受講を希望する者は、宗務支所を経由し、受講願を提出しなければならない。

第９条　修了者には、受講証を与え、５級教師任命願にそれを添付しなければならない。

附　則

この細則は、平成 27 年４月１日から施行する。

住職研修会施行細則

第１条　宗制第 222 条第４項の規定により、住職研修会（以下「研修会」という。）施行細則は、次のとおり定める。

第２条　この研修会は、新任住職の資質の向上を図ることを目的とする。

第３条　研修会開催日は、その期日の５月前に告示する。

第４条　研修会の講師は、宗務総長の推薦する者を管長が委嘱する。

第５条　研修会は、総本山禅林寺で行なう。

第６条　受講者は、禅林寺に宿泊し、別記第５号－４に規定する学科を受講しなければならない。

第７条　受講資格該当者又は特に受講を希望する者は、宗務支所を経由し、受講願書を出さなければならない。

第８条　この研修会を受講した者には、住職新任のとき受講を免除する。

附　則

この細財は、平成７年４月１日から施行する。

浄土宗西山禅林寺派法事部施行細則

第１条　宗制第 99 条の規定により、浄土宗西山禅林寺派法事部施行細則は、次のとおり定める。

第２条　法事部は、浄土宗西山禅林寺派並びに総本山禅林寺が行なう法要及び儀式又はこれに準ずる法要儀式の式務を掌る。

第３条　法事部は、浄土宗西山禅林寺派宗務所教学部に置く。

第４条　法事部は、次のように構成する。

１　法事部法事司　この宗派の教師で、法階を有する者を宗務総長の推薦により、法事司審査会の議を経て、管長が任命した者。

２　研　修　員　法式講究所に在籍または修了し、宗務総長が推薦した者。

第５条　法事部に次の役員を置き、任期は４年とする。ただし、再任を妨げない。

部　　長　　宗派の教学部長の職にある者
法事司長　　法階を有する者から１名
幹　　事　　法階を有する者から３名
顧　　問　　法階を有する者から若干名

第６条　法事部は法要儀式に出仕し、常に法要儀式の研讃と部員相互の親睦を図らなければならない。

第７条　前条の目的を達成するため、次の事項を行なう。

１　法式講究所への講師派遣
２　宗学院講師並びに法脈相承擁護衆への派遣及び指導
３　その他必要な事項

附則

この細則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成 10 年４月１日から施行する。

附則

この細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

現行の細則の廃止

第１条　この細則は、現行の細則の廃止に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　次に掲げる細則は、廃止する。

宗教法人「禅林寺」管理運営細則

附　則

この細則は、平成 15 年４月１日から施行する。

管長推戴委員会規程

第１条　宗制第13条の規定による、管長推戴委員会規程は、次のとおり定める。

第２条　管長推戴委員会の委員は、選出地域が偏らないよう、次の者をもって充てるものとし、宗務総長が認証する。

１　宗務総長

２　教学部長

３　宗会により推薦された議員　　３名

４　宗務支所長会により推薦された支所長　　３名

５　宗機顧開会により推薦された宗機顧問　　２名

②　管長推戴委員会の委員は、任期満了等の事由により資格を喪失した場合であっても、管長が定まるまでは引き続き委員として在任しなければならない。

③　第１項の規定にかかわらず、自己が管長に推戴された場合は、委員になることができない。

第３条　この管長推戴委員会に次の役員を置く。

１　委員長　　１人　宗務総長

２　副委員長　　１人　委員の互選により選定された者

第４条　委員会の招集は、委員長が行なう。

②　委員会は、管長の任期満了日前30日以内に推載を終えなければならない。

③　委員会は、管長が欠けた場合又は辞任した場合は、事由が生じた日から50日以内に推戴を終えなければならない。

第５条　委員会は、協議により管長候補者を推戴し、委員長はその結果を直ちに本人に通知しなければならない。

②　推戴の通知を受けた者は、直ちに委員長に推戴受諾書を提出しなければならない。

③　推載の通知を受けた者が、推載の通知を受けてから７日以内に推戴受諾書

（第79宗会/第88宗会/第90宗会
第136宗会）

を提出しないときは、推戴を辞したものとみなす。

第６条　この委員会の会議は、すべて秘密会とする。

附　則

この細則は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成 16 年 11 月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 17 年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年３月４日から施行する。

（第 79 宗会/第 88 宗会/第 90 宗会
第 136 宗会）

浄土宗西山禅林寺派慰労及び慶弔等に関する規程

第１条　浄土宗西山禅林寺派慰労及び慶弔等に関する規程は、次のとおり定める。

第２条　この規定は、宗派在籍の住職、副住職、教師及び住職内室等の退任又は遷化若しくは逝去に際し、永年の労苦に報いるため慰労金又は弔慰金を支給すること、及び落慶、晋山、遷化等に際し、慶弔金を支給することを目的とする。

②　前項の規定にかかわらず、住職の慰労金は、住職在住 50 年表彰を受けるときに、これを支給する。この場合において、住職が退住又は遷化のときには、慰労金又は弔慰金は支給しない。

第３条　前条の目的を達成するため、毎年、宗派弔慰金・慰労金支給会計から支給する。ただし、慰労金又は弔慰金の支給額に不足が生じた場合は、参事会の議決を経て、宗派特別会計及び禅林寺特別会計から支給することができる。

第４条　この規程に定める支給額等については、宗令をもって別に定める。

附　則

この規程は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 15 年ｎ月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 17 年４月１日から施行する。

浄土宗西山禅林寺派人権擁護推進規程

第１条　浄土宗西山禅林寺派人権擁護推進規程は、次の通り定める。

（目的）

第２条　この規程は、部落差別を始めとするあらゆる差別を解消し、人権の擁護を確立することをもって目的とする。

（機関）

第３条　前条の目的を達成するため、宗務所内に次の機関を置く。

１　人権擁護推進本部

①　人権擁護推進室

２　人権擁護推進委員会

（事業）

第４条　人権擁護推進本部（以下「本部」という。）は、第２条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

１　人権擁護推進に関する、調整、指導及び調査に関する事項

２　人権擁護推進についての正しい認識の普及及び啓発に関する事項

３　人権擁護に関する調査研究、資料の収集、保存及び整備に関する事項

４　人権擁護に関する教育の振興及び資料の作成に関する事項

５　人権擁護に関する各種研修会及び講習会に関する事項

６　関係諸団体との連絡協調に関する事項

７　その他必要な事項

（本部組織）

第５条　本部は、次の役職員をもって構成する。

１　本部長　　宗務総長を充て、本部を統理し監督する。

２　副本部長　　教学部長を充て、人権擁護推進室を監督する。

３　本部委員　　庶務部長、財務部長及び本山部長を充てる。

４　人権擁護推進室長　　宗務総長の指名により就任する。

５　職員　　宗務総長の指名により就任する。

第 81 宗会/第 85 宗会/第 104 宗会
第 105 宗会

（室長及び職員）

第６条　人権擁護推進室長（以下「室長」という。）は、本部長の命を受け、副本部長の監督のもと、第４条の事業に専念する。

１　室長は、副本部長の監督を受け、人権擁護推進に関する事項について、第７条に定める支部長を補佐し助言する。

２　職員は、本部長の命を受け、室長の監督のもと、業務及び事務に従事する。

（支部）

第７条　宗務支所に、支部を置く。

（支部長）

第８条　支部長は、支所長をもって充て、その任期は支所長の任期によるものとする。

（委員会）

第９条　人権擁護推進委員会（以下「委員会」という。）は、人権擁護推進に関して、本部の諮問に応じて必要な助言等を行う。

１　委員会は、６人以内の委員をもって構成する。

２　委員は宗務総長の推薦により管長が任命する。

３　委員の任期は、４年とする。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

４　委員は、互選により委員長１人及び副委員長１人を選出する。

（開催）

第 10 条　委員会は、必要に応じて開催するものとする。

附　則

この規程は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2012（平成 24）年７月１日から施行する。

浄土宗西山禅林寺派綜合教化センター規程

第１条　この宗派に浄土宗西山禅林寺派綜合教化センター（以下「綜合教化センター」という。）を置く。

第２条　綜合教化センターは、この宗派の教義に基づく浄土の顕現を目指し、教学の振興、普及及び現代の社会に対応することを目的とする。

第３条　綜合教化センターは、所長以下若干名の役職員をもって組織する。

②　所長は、宗務総長をもって充てる。

第４条　役職員は、宗務総長の推薦により管長が任命し、任期は宗務総長の在任期間とする。

第５条　所長は、綜合教化センターを代表し、業務を統理し、運営を図る。

第６条　綜合教化センターは、次の事業を行なう。

1　社会問題に対する取り組み

2　インターネットの活用（国の内外への受発信）

3　社会の変化に応じた教化のあり方を、一般寺院並びに檀信徒に提示

4　その他目的を達成するための事業

第７条　前条の事業を推進するため、学識経験者、専門家又は宗派教育機関の関係者に委嘱することができる。ただし、宗典、宗門典籍及び教義に関わる出版物に関しては、学階審査会委員の中からセンター長が３名以上の査読委員を任命し、その委員の承認により刊行するものとする。

②　企画運営のための委員会を設置することができる。その委員は若干名とし、宗務総長の推薦により管長が任命する。また、その任期は２年とする。

第８条　この規程を施行するために必要な事項は、別に定めることができる。

附　則

この規程は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年７月 1.日から施行する。

第 81 宗会/第 85 宗会/第 104 宗会
第 105 宗会/第 107 宗会

会　計　規　程

第１章　総　　則

（趣旨）

第１条　この規程は、宗教法人浄土宗西山禅林寺派（以下、［宗派］という。）及び宗教法人禅林寺（以下、［禅林寺］という。）の正確な収支状況、財産の状態を明らかにし、合理的かつ適正な運営を行うため、会計に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　宗派、禅林寺の会計処理は、各規則、宗制及び法令によるほか、この規程の定めるところによる。

（会計年度）

第３条　会計年度は各規則に定めるところにより、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

（会計区分）

第４条　会計は一般会計と特別会計に区分する。

１　一般会計

「宗派関係」　浄土宗西山禅林寺派会計

「禅林寺関係」　禅林寺会計

２　特別会計

「宗派会計」　綜合教化センター会計、慰労金・弔慰金支給会計
特別災害対策基金会計
浄土宗西山禅林寺派会計（繰越金管理会計）

「禅林寺会計」　特別信徒会計、禅林寺墓地管理会計、禅林寺会計
（繰越金管理会計）

② 前項のほか特別会計は業務上必要のあるときは設置することができる。

第２章　　組織及び帳簿

（財産管理）

第５条　宗派の財産は宗務総長が、禅林寺の財産は執事長がそれぞれ管理し、財務部長がその取り扱いをする。

（会計責任者）

第６条　会計責任者は、財務部長とする。ただし、会計責任者に事故あるときは宗務総長の指名した者がこれに代わって職務を代行することができる。

（会計事務担当者）

第７条　会計事務担当者は、会計責任者の指示に従って会計事務を遂行するものとする。

（備え付け表簿）

第８条　財務部に収入原簿、支出原簿、収支計算簿及び決算に関する書類を備えて会計責任者がこれを管理するものとする。

（会計伝票）

第９条　すべての取引は、別に定める会計伝票により処理し、会計帳簿は、会計伝票に基づいて記帳する。

② 会計伝票は、その取引が正当であり、計算が正確であることを証する証拠書類に基づいて発行しなければならない。

③ 会計伝票は、取引の主管部で発行し、発行者が捺印、主管部長が確認し、会計責任者の検印を受けなければならない。

（会計記録の保存期間）

第 10 条　会計帳簿、計算書類、会計記録等の文書は、浄土宗西山禅林寺派及び総本山禅林寺の文書並びに事務処理に関する規程による。

第３章　予　　算

（予算の総計主義）

第 11 条　一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に計上しなければならない。ただし、積立金等の果実収入については、第 41 条の定めるところによる。

（予算の作成）

第 12 条　予算は収入及び支出予算とし、款項目ごとに区別し、別に定める科目により作成する。

②　特別会計にあっては事業の規模に応じ、適切な科目を設定し作成する。

③　規則の定めにより、予備費を設ける。

④　あらかじめ年限を定め、宗会の議決及び承認を経て継続費を設けることができる。

（予算の編成）

第 13 条　会計責任者は、各部長より提出された所管に属する収入支出の予算の見積書の審査調整を行ない、宗務総長の査定を受けなければならない。

②　宗務総長は、編成した予算を責任役員会の議を経て、会計年度開始前の宗会に提出しなければならない。

③　予算は宗会の議決及び承認を得て決定する。予算が成立したとき、宗務総長は定めにより派内に告示しなければならない。

（予算の遵守）

第 14 条　予算執行にあたっては、特別な場合を除き予算外支出にならないように注意し、みだりに他の予算科目を流用してはならない。

（予算の流用）

第 15 条　やむをえない場合には、項の科目間及び目の科目間の流用をすることができる。ただし、項の科目間の流用は、責任役員会の承認を求めなければならないし、人件費の流用は認めない。

（予備費の充用）

第 16 条　会計責任者は予備費を使用するときは、宗務総長の承認を得なければならない。

②　予備費を使用したときは、参事会の議決及び承認を受けなければならない。

（予算の変更）

第 17 条　予算の変更は、第 12 条及び第 13 条に準じて補正予算を作成することができる。

（宗務総長専決事項）

第 18 条　前条の規定にかかわらず、宗務総長は販売を目的とする物品の仕入れ経費については、必要により専決で予算の変更をすることができる。

②　宗務総長は、専決した補正予算を次期宗会に報告しなければならない。

（収支予算書の様式）

第 19 条　予算書の様式は、別に定める。

第 4 章　収入及び支出予算の執行

（収入）

第 20 条　収入は会計責任者でこれを行なう。ただし、各部所管に属する収入に関しては、その所管部において証拠書類により収入金と照合のうえ会計伝票を発行し、所管部長押印のうえ財務部に引き継ぐものとする。

（宗費、義納金の収入）

第 21 条　宗費、義納金の収入については、宗制第 338 条から第 351 条に定めるところによる。

②　前項の定めのほか、宗費賦課金の算定基準日は 4 月 1 日として算出する、また、賦課金は 2 分割し 4 月と 10 月の末日とする納期までに納付書の送付により通知し、徴収する。

③　前項の規定にかかわらず、４月の納期までに一括して納付することができる。

（一時借入）

第 22 条　会計責任者は、やむを得ない事由が発生した時に限り、宗務総長の承認を得て一時借入を行なうことができる。

（支出）

第 23 条　支出は会計責任者でこれを行なう。ただし、各部所管に属する支出に関しては、会計伝票の発行で行ない、その所管部長及び決裁者の押印なきものは支出することができない。

（支出負担行為）

第 24 条　各部所管に属する支出の原因となるべき契約、その他の行為（以下、これを「支出負担行為」という。）は、所管部において関係書類を調え、別に定める支出負担行為書をもってこれをしなければならない。

②　支出負担行為の時期、範囲、支出負担行為に必要な書類は別に定める。

（支出負担行為の決裁）

第 25 条　支出負担行為の決裁は、次の区分による。

１　部長の専決事項

ア　一件２万円以下の需用費（食料費については１万円以下）

イ　所属職員の日帰り出張旅費

ウ　手数料及び定期的な通信運搬費

エ　講師及び各種委員の規定額の報償費

オ　一件１万円以下の使用料及び賃借料

２　宗務総長の決裁

前号以外の支出負担行為は、すべて宗務総長の承認を得なければならない。

②　宗務総長は次に掲げる事項については、宗務所会の意見を求め決定するものとする。

ア　３日以上の宿泊を伴う出張旅費

イ　一件 20 万円以上 100 万円未満の委託料、修繕料、什器備品購入費及び印刷製本費

ウ　本項に係る業者の指名及び業者の決定

（契約の締結）

第 26 条　前条以外の支出負担行為をしようとするときは、宗務総長は、その理由、計画及び予算の規模並びに業者の選定等について、宗務所会の議を経て契約を締結しなければならない。ただし、その契約は指名競争契約又は３ヶ所以上からの見積書を徴する随意契約によるものとする。

②　宗派または禅林寺の負担に係る一件２千万円以上の契約は、すべて責任役員会及び参事会の議を経なければならない。

（支出の請求）

第 27 条　支出すべき金額は、支出伝票に債権者の請求書及び支出負担行為審等支出の事由調書を添えて、会計責任者に支払いの請求をしなければならない。

（支出負担行為の確認）

第 28 条　支出すべき金額の請求を受けたときは、会計責任者は、その支出事項を調査し、その支出を正当と認めたときは、支払い命令をしなければならない。

第５章　金銭出納

（金銭の範囲）

第 29 条　金銭とは、現金、小切手、郵便振替証書及び預金、その他随時通貨と交換できる証書をいう。

（金銭の出納）

第 30 条　金銭の出納は、会計事務担当者が証拠書類によってその事由を調べたうえで、会計伝票に会計責任者の承認印を受ける手続きによらなければならない。

②　金銭の受け入れには必ず領収書を発行し、支払いには相手先の受領書をも

らわなければならない。ただし、宣労、法礼、慶弔、その他これに類する支払いについては、この限りでない。

③　支払いは、債権者の申し入れによる現金以外のほか、原則として銀行口座への振込により行うものとする。

（金銭等の保管）

第 31 条　金銭等は、会計責任者によって厳重に管理し所定の金庫に保管しなければならない。

②　手元現金は、小口現金を除き、最低必要額とし、それ以外の現金は遅滞なく銀行に預け入れなければならない。

（小口現金の設置）

第 32 条　事務事業上必要な場合に 10 万円の範囲において、その所管部に小口現金を設定することができる。

②　小口現金の受払いについては、会計責任者の管理のもとで所管部長に移管する。

（現金の過不足）

第 33 条　現金に過不足が生じた場合には、会計事務担当者は、遅滞なくその原因を調査し、その措置について会計責任者に速やかに報告して、指示を受けなければならない。

（金融機関との取引）

第 34､条　取引金融機関の決定については､宗務総長の承認を得なければならない。

②　銀行口座は、宗教法人の名義とする。

③　金融機関との取引に使う印鑑は、会計責任者が保管する。

（金銭の運用及び借入）

第 35 条　金銭の運用方法は、宗務総長の指示により行ない、安全確実なもの以外には運用してはならない。

②　借入を行なう場合には、責任役員会及び宗会で議決された借入限度額の範囲内とし、借入先、借入金額、借入金利等の決定は、すべて宗務総長の承認を

受けなければならない。

（出納の閉鎖）

第36条　会計の出納は、当該会計年度の翌年の4月30日をもって閉鎖する。

第6章　積　立　金

（積立金の区分）

第37条　積立金は、基本財産積立金、特定積立金、基金積立金及び運用財産積立金とし、次に定めるところによる。

1　基本財産積立金は規則で定めるところによる。

2　特定積立金は必要により予算に計上し、積み立てるもの。

3　基金積立金は別に定める基金規程により、積み立てるもの。

②　基金を設置する場合は、その名称、目的、積立額、運用及び処分について定め、責任役員会及び宗会の議決を得なければならない。

（積み立て支出）

第38条　目的の用に供するための特定積立金及び基金積立金への積立支出は、予算に定める項目ごとに行い、積立額は予算額の範囲内とする。

（目的以外の使用禁止）

第39条　前条に定める特定積立金、基金積立金の一部または全部の使用は、その特定された事業または積み立てされた目的以外の目的に使用し、または流用することはできない。

（積立金の使用）

第40条　積立金を取り崩した収入は、全て収入予諒に計上し、支出にあっても、その目的に供するため、支出予算に計上しなければならない。

（積立金等の果実）

第41条　基本財産として積み立てられた預金等の果実は、規則の定めにより当該年度の予算計上収入とする。

②　特定積立金、基金積立金に係る果実及び特別会計の果実は、それぞれの積

立金に直接繰り入れするものとする。

第７章　決　　算

（決算の期間）

第 42 条　決算は規則及び宗制の定めにより、毎会計年度終了後３月以内に作成しなければならない。

（決算の書類）

第 43 条　決算は、次の計算書類を作成しなければならない。

②　決算の書類は別に定める収支計算書､第 47 条の財産目録及び関係調書とし、収支計算書は予算と同一区分、同一科目に取りまとめなければならない。

（決算の調整）

第 44 条　会計責任者は、出納閉鎖後１月以内に決算を調整し、決算書に証書類を合わせて宗務総長へ提出しなければならない。

②　宗務総長は、決算書及び証書類を監査委員会の監査に付さなければならない。

（決算の承認）

第 45 条　宗務総長は、決算書に監査委員会の監査報告書を添え、責任役員会の議を経て宗会に提出しなければならない。

②　決算は、宗会の議決及び承認を得て確定する。決算が確定したとき、宗務総長は定めにより派内に告示しなければならない。

第８章　財　　産

（財産の区分）

第 46 条　財産の区分は、規則で定める基本財産と普通財産に区分のほか、禅林寺の財産については、特別財産に区分する。

② 特別財産は、禅林寺が有する宝物類で、公的に指定された国宝、重要文化財及び責任役員会で指定し什宝台帳に登載した物とする。

（財産目録）

第 47 条 会計責任者は、会計年度末現在の財産を、前条の財産区分のほか別に定める区分及び書式で調整し、財産目録を作成する。

（固定資産の意義）

第 48 条 本会計処理で言う固定資産とは、特別財産以外の固定資産で、宗派及び禅林寺が有する耐用年数が 1 年以上かつ取得価格が 10 万円以上の有形固定資産並びに借地権及び電話加入権の無形固定資産をいう。

② 固定資産は目的により基本財産、普通財産に区分するほか次の各号に定めるところによる。

1 基本財産

基本財産としての有形固定資産で土地、建物、構築物、機械及び装置、基本財産として定めた投資有価証券及び定期預金

2 普通財産

ア 基本財産以外の有形固定資産

土地、建物、構築物、機械及び装置、什器備品

イ 基本財産以外の無形固定資産

借地権、電話加入権

ウ 投資等に属するもの

基本財産以外の、投資有価証券、差入保証金、1 年を越える長期性定期預金及び貸付信託、金銭信託等

（固定資産の取得価格）

第 49 条 固定資産の取得価格は、次によるものとする。

1 購入によるものは、購入価格及びその付属費用

2 建設によるものは、建設費用及びその付属費用

3 交換によるものは、提供資産の帳簿価格

4 無償取得によるものは、取得時の適正な時価評価額

（減価償却）

第 50 条　固定資産（減価償却資産）は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数によって定額法または定率法によって減価償却を行なうものとする。

（物品台帳の作成）

第 51 条　各所管部長は、次に掲げる区分により宗派及び禅林寺の物品台帳を作成し、物品の保管は厳重にしなければならない。

②　物品の出納及び管理は、財務部長が行なわなければならない。ただし、物販用の物品は、所管部長に移管する。

附　則

1　この規程は平成 15 年 11 月 1 日から施行し、平成 16 年度宗派及び禅林寺会計より適用する。

2　第 50 条に規定する固定資産の減価償却は、当分の間適用しない。

附　則

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

役職員退職基金規程

（設置目的）

第１条　浄土宗西山禅林寺派並びに禅林寺の役員及び職員の退職資金を積み立てるため役職員退職基金（以下「基金」という。）を設置する。

（役職員の範囲）

第２条　この規程の役職員は宗制第 18 条に定める者、及び禅林寺規則第 16 条第２項の法主の推薦により充てられた執事とする。

（積立て）

第３条　毎年度基金として積み立てる額は、基本給の合計月額とする。

２　必要により予算の範囲内で、増額して積み立てることができる。

３　役職員の基本給支給割合に基づき、浄土宗西山禅林寺派及び禅林寺の一般会計収入支出予算に区分し定める。

（管理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、前条の会計区分ごとに管理しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生じる収益は、この基金に編入するものとする。

（処分）

第６条　基金は、役職員の退職手当に必要な財源に充てる場合に限り、その全額又は一部を処分することができる。

（委任）

第７条　この規程に定めるものを除くほか基金の管理に関し、必要な事項は宗務総長が別に定めることができる。

附　則

1　この規程は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行日までに「退職積立金」として積み立てられた保管金は、その全部を本基金に引き継ぐものとする。

禅林寺平成大規模改修事業基金規程

（設置目的）

第１条　禅林寺の堂宇及び境内の大規模改修に備え、その資金を積み立てるため「禅林寺平成大規模改修事業基金」（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　毎年度基金として積み立てる額は、禅林寺一般会計収入支出予算に定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生じる収益は、この基金に編入するものとする。

（処分）

第５条　基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

①堂宇の改築及び大規模改修事業として責任役員会議で議決された事業費に充てるとき。

②境内地の整備で、大規模な整備事業として責任役員会議で議決された事業費に充てるとき。

（委任）

第６条　この規程に定めるものを除くほか基金の管理に関し、必要な事項は執事長が別に定めることができる。

附　則

この規程は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、浄土宗西山禅林寺派規則及び宗制により、管長が認証又は任命された宗会議員、その他の機関の委員等（以下「非常勤特別職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第２条　非常勤特別職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

（費用弁償）

第３条　費用弁償による費用は、職務のため旅行した場合の費用とし、その種類は、日当、宿泊料、鉄道（必要により航空、船舶）賃及び車賃とする。

②　旅費の額は、別表のとおりとする。

（支給方法）

第４条　報酬及び旅費の支給方法については、宗派職員の出張手当ての支給方法による。

附　則

この規程は、平成 16 年４月１日から施行する。

別表

区　分	報　酬	旅　費		備　考
		日　当	その他	
宗会議員	1日　　20,000円	5,000円	実　費	
参事会員		7,000円	〃	
監査委員		7,000円	〃	
各種審査会 調査会委員		7,000円	〃	
宗制137条による部長を除く立会人		7,000円	〃	
修学院講師	1時間　8,000円 研究費　53,000円		〃	別に役職手当
宗学研究所講師	1時間　8,000円 研究費　53,000円		〃	〃
布教講究所講師	1時間　30,000円		〃	〃
講師会		1時間 1,500円	〃	

① 特別必要な場合を除き、グリーン車、ビジネスクラス等の利用料金は支給しない。

②　片道600km以上で、且つ4時間以上要する場合は、宿泊料を支給する。

禅林図書館規程

第１条　禅林図書館は、浄土宗西山禅林寺派の教学振興及び教化活動に資すために設置する。

第２条　本図書館は、禅林図書館（以下「図書館」という。）と称し、京都市左京区永観堂町 48 番地に所在する。

第３条　図書館は、浄土宗西山禅林寺派総本山禅林寺に所属する。

第４条　図書館は、次の事業を行なう。

１　蔵書の整備、拡充及び管理に関すること。

２　蔵書の閲覧、貸出、複写及び資料利用に関すること。

３　西山教義の研究並びに振興に関すること。

４　前各号に掲げるもののほか、図書館の設置目的の推進のための調査等に関すること。

第５条　図書館の開館は、原則として毎週月曜日、水曜日、金曜日とし、時間は午後１時から午後５時までとする。ただし、年末、年始やお盆及び特別な事情がある場合は、この限りではない。

第６条　図書館には次の役職員を置く。

役　員

１　館　長　　総本山禅林寺執事長をもって充てる。

２　主　事　　総本山禅林寺執事（教学担当）をもって充てる。

３　主　任　　１名　館長が任命し、管理・業務に従事する。

職　員

１　館　員　　若干名　館長が任命し、業務に従事する。

第７条　館長、主事の任期は執事長、執事の在任中とする。その他の任期は２年（４月１日～翌々年３月 31 日）とする。ただし、再任を妨げない。

第８条　役員会は、館長の招集により、年１回以上開催する。

第９条　図書館を利用しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

1　事前または開館日に利用目的等を記載した書面を図書館長に提出すること。

2　蔵書の貸出期間は、1週間とする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

3　古写本の貸し出しに関しては、保護の立場からこれを認めない。

附　　則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

浄土宗西山禅林寺派及び総本山禅林寺役職員給与規程

（目　的）

第１条　この規程は、浄土宗西山禅林寺派宗務所及び総本山禅林寺(以下、法人という)の役職員に支給する給与について定める。

２　パート・タイマー、アルバイト、嘱託職員等(以下「臨時職員等」という。)の給与に関する事項は、別に定める。

３　宗派役員並びに職員とは、管長及び宗派規則第 14 条に定めるところによる。また、禅林寺役員とは法主、執事長および執事を云い、禅林寺の職員とは、録事、録事補、一般職員を云う。

（受給者の務め）

第２条　給与を受ける者は、給与が浄財に基づくものであるから、常に佛祖の冥加に感謝し、教化の聖務に従事することを自覚して、報恩感謝を全うするように努めなければならない。

（給与の種類）

第３条　給与の種類は、基本給、勤務手当、割増賃金手当、回向出仕手当、当直手当、住宅手当、家族手当とし、別途、通勤交通費を支給する。

（等級号俸による基本給の支給）

第４条　法人の役員に就任したとき、宗務総長(執事長)は別表の特別給甲２号俸を、宗派役員(執事)は同表の特別給甲１号俸を支給する。

２　法人職員の給与は宗派責任役員会(以下、宗務所会という)の議を経て、録事は別表の１等級号俸を、録事補ならびに一般職員は別表の２等級号俸を支給する。

３　２項の職員は３月の試用期間を経て本採用とする。

（給与の支給）

第５条　給与は前月 21 日から当月 20 日までを１月と計算し、当月 25 日に現金を以て支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、順次繰り上げるものとする。

２　役職員の給与から控除すべきものがある場合は、その役職員から控除

すべきものの全額を控除し、その残額を支給する。

（昇　級）

第６条　12 月を下らない期間、その勤務成績優良なる法人の職員には宗務所会の議を経て１号俸昇級させることができる。ただし、他の職員との均衡上必要と認められるときは、12 月の期間を短縮することができる。

２　前項の定めにかかわらず、特に勤務成績優良なる者には、宗務所会の議を経て期間の短縮及び昇級をすることができる。

（就職及び退職者の給与の計算）

第７条　給与の支給を受ける者が月の途中就職、退職の場合の基本給の額は、その月の日数から休日を減じた日数を基準として、日割り計算した額を支給する。

（役員の残務整理の場合の給与）

第８条　法人の役員が任期満了後、残務整理その他やむを得ぬ事由で、その職務を執った場合、その給与は次期宗務総長が宗務所会の議を経て計算する。

（休職者の給与）

第９条　法人が休職を命じた場合の給与は、法人が認めた場合に限り基本給の50％を超えない限度で支給する。但しその期間は６月を限りとする。

（賞与の支給）

第 10 条　賞与は、支給日に在籍する役職員に対し、６月及び 12 月に支給する。配分方法は基本給×2.5 月以内とし、役職員の勤務成績等を勘案して法人が決定する。なお、法人の業績著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は不支給とすることもある。

算定対象期間	支給日
１２月１日より　５月３１日まで	６月１０日
６月１日より１１月３０日まで	１２月１０日

（勤務手当）

第 11 条　勤務手当は役職員の所定労働時間内の実労働時間に応じて、次の計算式により支給する。

計算式

1ヶ月の実労働時間(上限:所定労働時間)×1時間あたりの単価

2　第1項の1時間当たりの額は別記とする。

(割増賃金手当)

第12条　割増賃金手当は、所定労働時間外、休日あるいは深夜時間に労働することを命じられ、または承認を得てその労働に服した職員に支給する。

2　前項の手当の計算式とその定義を次のように定める。

割増賃金算定基礎賃金÷所定労働時間×支給率×対象労働時間数

3　前項の所定労働時間とは、当該賃金計算期間の所定労働時間をいう。

4　割増賃金算定基礎賃金とは、基本給、諸手当の合計とする。ただし、法令上の除外賃金は含めない。

5　支給率　所定労働時間外..... 1.25

休日労働..... 1.35

深夜労働..... 0.25

(回向出仕手当)

第13条　法人役職員が法要回向に出仕したとき、別記の回向出仕手当を支給する。

(宿直手当)

第14条　法人役職員が、当番で午後7時から翌午前7時まで宿直したときは、別記の宿直手当を支給する。

(通勤交通費)

第15条　法人役職員は、公共交通機関を利用し、最短距離で通勤するものとして、その実費を支給する。ただし、通勤距離が1.3キロメートル未満の場合は支給しない。

2　自家用車の使用は原則として認めないが、やむを得ない事由により法人の許可を得たものは、その使用を認める。ただし通勤交通費は前項により支給する。

(住宅手当)

第16条　寺院以外の住居から通勤する者には、別記の住宅手当を支給する。

（家族手当）

第 17 条　家族手当は、給与の支払いを受ける者が扶養する家族について、次により支給する。また、支給の対象となる扶養家族は、健康保険の被扶養家族である配偶者及び子とする。

①　第 1 扶養　金 5,000 円

②　第 2 扶養以降　一人につき金 3,000 円

（出張・旅費）

第 18 条　法人役職員が業務で出張したときは、それに要した旅費、宿泊費及び日当を支給する。

2　旅費、宿泊費及び日当は、浄土宗西山禅林寺派及び総本山禅林寺役職員旅費細則の定めによる。

（退職金）

第 19 条　法人役職員の退職金は、退職した日における基本給に勤務年数を乗じた額を支給する。ただし、5 年以上の勤務については、次に掲げる基準により増額する。

①　5 年以上　5 年を超えた期間に対して　100 分の 10

②　10 年以上　10 年を超えた期間に対して　100 分の 20

③　15 年以上　15 年を超えた期間に対して　100 分の 30

④　20 年以上　20 年を超えた期間に対して　100 分の 25

2　勤務年数が 1 年未満の時は、退職金は支給しない。

3　懲戒解雇の場合は、退職金は支給しない。

4　平成 15 年 1 月 14 日以前より在籍する職員の退職金支給に関する勤務年数開始日は、平成 15 年 1 月 14 日とする。

5　平成 26 年 3 月 31 日以前より在籍する職員の退職金は、第 1 項の規定に拘らず、平成 31 年 3 月 31 日までに退職する場合に限り、下記の増額基準によるものとする。

①　5 年以上　100 分の 10

②　10 年以上　100 分の 20

③　15 年以上　100 分の 30

（施行細則）

第 20 条　この規程を施行するための必要な細則は、別に定めることができる。

附　　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(第 109 宗会/第 112 宗会/第 136 宗会/
第 137 宗会)

別記

1．基本給

録　　事　大学新卒者で、本宗派の宗学院、若しくは西山短期大学を卒業し、権少僧都以上の僧階を有する者を録事として採用した場合、初任給を1等級1号俸とする。既卒者は学歴と過去の職歴を勘案して都度決定する。

録 事 補　高校新卒者で、本宗派の僧籍を有する者を録事補として採用した場合、初任給は一般職員の給与に8,000円を加えた額とする。短大、大学卒者も同等の一般職員の初任給に10,000円を加えた額とし、既卒者は学歴と過去の職歴を勘案して都度決定する。

一般職員　高校新卒者の初任給を2等級1号俸とし、短大卒は2等級3号俸、大卒は、2等級5号俸とする。既卒者は学歴と過去の職歴を勘案して都度決定する。

2．勤務手当

1時間当たり　700円

3．回向出仕手当

1座につき　宗務総長　1,000円　部長800円
録事・随身　600円

4．宿直手当（宗務総長は除く）

平常時	1回につき	6,000円
寺宝展期間	1回につき	8,000円

5．住宅手当

区 分	自　　宅		賃 貸 住 宅		手 当 額
	ローン返済年額		家 賃 月 額		
	以　上	未　満	以　上	未　満	
A		100万円		7万円	5,000円
B	100万円	150万円	7万円	10万円	7,000円
C	150万円	230万円	10万円	15万円	10,000円

C区分の手当は法人が認めた場合に限る。

㊽給与規程

別表　　浄土宗西山禅林寺派及び総本山禅林寺基本給表

特別給　甲		標齢	1等級			2等級			備考
号俸	基本給		号俸	基本給	年差	号俸	基本給	年差	
1	350,000	18				1	139,500		高卒
2	400,000	19				2	141,000	1,500	
3	650,000	20				3	142,500	1,500	短大
		21				4	144,000	1,500	
		22	1	175,000		5	145,500	1,500	大学
		23	2	177,000	1,500	6	147,000	1,500	
		24	3	178,500	1,500	7	148,500	1,500	修士
		25	4	180,000	1,500	8	150,000	1,500	
		26	5	181,500	1,500	9	151,500	1,500	
		27	6	183,000	1,500	10	153,000	1,500	博士
		28	7	184,500	1,500	11	154,500	1,500	
		29	8	186,000	1,500	12	156,000	1,500	
		30	9	187,500	1,500	13	157,500	1,500	
		31	10	193,600	6,100	14	163,600	6,100	
		32	11	195,500	1,900	15	165,500	1,900	
		33	12	197,400	1,900	16	167,400	1,900	
		34	13	199,300	1,900	17	169,300	1,900	
		35	14	201,200	1,900	18	171,200	1,900	
		36	15	203,100	1,900	19	173,100	1,900	
		37	16	205,000	1,900	20	175.000	1,900	
		38	17	206,900	1,900	21	176,900	1,900	
		39	18	208,800	1,900	22	178,800	1,900	
		40	19	210,800	2,000	23	180,800	2,000	

※　基本給表は社会情勢等を勘案して見直すものとする。

標齢	1等級			2等級			備考
	号俸	基本給	年差	号俸	基本給	年差	
41	20	212,800	2,000	24	182,800	2,000	
42	21	214,800	2,000	25	184,800	2,000	
43	22	216,800	2,000	26	186,800	2,000	
44	23	218,800	2,000	27	188,800	2,000	
45	24	220,800	2,000	28	190,800	2,000	
46	25	222,800	2,000	29	192,800	2,000	
47	26	224,800	2,000	30	194,800	2,000	
48	27	227,800	2,200	31	197,000	2,200	
49	28	229,000	2,200	32	199,200	2,200	
50	29	231,400	2,200	33	201,400	2,200	

※　基本給表は社会情勢等を勘案して見直すものとする。

［第109宗会/第116宗会/第134宗会
第136宗会］

浄土宗西山禅林寺派特別災害対策規程

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この規程は、大規模な災害を受けたことにより政府が災害救助法を発令したとき、又は地震・風水害等の天災により本派の僧侶及び檀信徒の生命、身体の保護が必要なとき、並びに本派の寺院の本堂、庫裏等の主要建物及び檀信徒の住居に多大の被害があったときに適用し、寺院の復興と護持運営、教化活動の促進及び檀信徒に対して援助することを目的とする。

（特別災害対策本部の設置）

第２条　前条の目的を達成するため、宗務所に特別災害対策本部（以下「本派対策本部」という。）を設置する。

（被災状況判定基準）

第３条　本派の僧侶及び檀信徒の生命並びに本派寺院の主要建物及び檀信徒の住居に相当数の被害があったとき、特別災害被害状況判定基準は、次の通りとする。

１　人身（住職、僧侶、寺族及び檀信徒）

イ　死　　亡　　死亡が確認された場合

ロ　行方不明　　所在不明及び死亡の疑いがある場合

ハ　負　　傷　　重　傷…１ヶ月以上の治療が必要な場合

軽　傷…１ヶ月未満の治療が必要な場合

２　建物（寺院所有の建物及び檀信徒の住居）

イ　全　　壊　　建物の床面積 70％以上の崩壊

建物主要部の 50％以上の被害

ロ　半　　壊　　建物の床面積 30％以上 70％未満の崩壊

建物主要部の 20％以上 50％未満の被害

ハ　一部破損　　補修可能な損害

（援助の種類）

第４条　本派特別災害対策による援助は、次の４種とする。

1　援　護　　政府の災害救助法発令と同時に発動し、見舞金の処置を講じるとともに、第 14 条の規定により適用範囲内の処置を講じ、本派において義捐金及び救援金の募金活動を行ないボランティア活動を開始するものをいう。

2　救　助　　第３条の規定により本派対策本部の本部長が発動するもので、見舞金の処置を講じるとともに、第 14 条の規定により適用範囲内の処置を講じるものをいう。

3　救　援　　地震・風水害等の天災により本派寺院及び檀信徒に相当数の被害があったときは、当該支所長による本派対策本部への救援の発動の要請に応じて、第 14 条の規定により適用範囲内の処置を講じるものをいう。

4　処　置　　地震・風水害等の天災により本派寺院及び檀信徒に被害があったときは、当該支所長による要請に応じて、見舞い状又は見舞い電報を被害を受けた本派寺院に発送し、第 14 条の規定により適用範囲内の処置を講じるものをいう。

（被害状況の調査及び報告）

第５条　災害が発生したときは、当該寺院又は教会は、第３条の規定によりその寺院若しくは教会及び檀信徒の被害状況を速やかに調査し、宗務支所を経て本派対策本部に報告しなければならない。

②　前項の場合において、当該寺院又は教会は、被害状況の変化をそのつど報告しなければならない。

（被害状況の届出）

第６条　被害を受けた寺院又は教会は、被災後２ヶ月以内に宗務支所を経て、次に掲げる各号について本派対策本部に被害状況を届け出なければならない。

1　被災寺院又は教会の名称

2　被災の日時、原因及び被害状況

3　被災寺院又は教会の被災現場の写真

4　前各号に掲げるもののほか本部長が必要と認めた書類

（特別災害見舞い金の支給及び特別災害復興資金の貸付）

第７条　被害を受けた寺院及び教会は、申請により特別災害見舞い金の支給と特別災害復興資金の貸付の適用を受けることができる。但し、建物の被害への適用は、宗教法人において主要建物とみなされる部分に限るものとする。

第２章　特別災害対策本部

（役職員）

第８条　本派対策本部に次の各号に掲げる役職員を置くものとする。

1　本部長は、宗務総長をもって充てる。

2　副本部長は、教学部長をもって充てる。

3　事務局長は、庶務部長をもって充てる。

4　職員は、宗務所の録事及び職員をもって充て、本部長が任命する。

5　先遣隊及び救援隊は、本部長が任命する。

（役職員の職務）

第９条　役職員の職務は、次の通りとする。

1　イ　本部長は、災害の発生により、本派対策本部が機能したときは、事務について一切の権限を有しかつ統括する。

ロ　本部長は、活動状況を宗会に報告するものとする。

2　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3　事務局長は、事務を執行し、職員を指揮監督する。

4　職員は、分掌事務を掌理する。

5　先遣隊及び救援隊は、被災地に赴き情報を収集し、その任務に当たる。

（役員の任期）

第 10 条　役員の任期は、宗務総長の任期に従うものとする。

（必要事項の決定）

第 11 条　本派対策本部の必要事項は、本部長が定める。

（現地対策本部の設置）

第 12 条　激甚な災害が発生した場合において、当該災害に係る災害救援対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、本部長は、現地対策本部を設置することができる。

第３章　特別災害対策基金

（特別災害対策基金）

第 13 条　災害対策のため、特別災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

②　基金の引き当ては、本派一般寺院、その他の拠出金をもって、積み立て限度額壱億円をこれに充てる。但し、基金積み立て金に係る果実は、積み立て限度額にかかわらず、積立金に直接繰り入れるものとする。

（基金の支出）

第 14 条　基金の支出は、次の各号に掲げるものとする。

1　第４条及び第７条の規定に定める見舞金の支給又は災害復興資金の貸し付け

2　災害対策本部の設置に係る費用及び活動費用

3　被災寺院のための職員派遣費用

4　情報収集及びその発信に係る費用

5　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めた費用

（基金会計）

第 15 条　基金会計は、特別会計とし、この規程の目的以外の目的に使用する

ことはできない。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

浄土宗西山禅林寺派特別災害対策基金使用規程

（目的）

第１条　この規程は、特別災害対策規程第４条の規定により、第13条の規定に定める基金の使用に関し、必要な事項を定める。

（管理）

第２条　基金は宗務総長が管理し、財務部長がその取り扱いをする。

（取崩し）

第３条　基金の取崩しについては、宗会の承認を得なければならない。

（災害時の取り扱い）

第４条　前２条の規定は、災害等の発生により本派対策本部が機能するとき、特別災害対策規程の第３条、第４条及び第９条の規定によるものとする。

②　前項の規定により援助がなされるとき、宗制第85条の規定により、査定は、本派対策本部と参事会の合同にて行なうものとする。

（剰余金）

第５条　基金の取崩しに剰余金が出た場合、又は取崩しがなかった場合、これを次年度に繰り越すものとする。

（会計年度）

第６条　この特別会計の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（決算）

第７条　この特別会計は、常時、監査委員会の監査を受け、宗制第360条の規定により、毎会計年度の決算について参事会の審査を経て、宗会の承認を得なければならない。

附　則

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

准教職規程

第１条　この規程は、宗制第 226 条の規定により、次のとおり定める。

（目的）

第２条　住職が遷化又は病気その他の事由によりその寺務取り扱いができなくなった場合、兼務住職の許可のもと法類寺院の承認を経て、当該寺院の教師補が准教職として法務の執行及び寺務取り扱いができるものとする。

ただし、すみやかに後任住職を就任させるよう努めなければならない。

（資格）

第３条　准教職を取得する者は、本派の僧籍を有しなければならない。

第４条　准教職の資格は僧籍台帳に登載されている教師補で、教師補講習会を５回以上修了しなければならない。

（任期）

第５条　准教職の任期は、３年とし、後任住職の就任までとする。ただし、兼務住職及び法類寺院の意見書があるときは、更新の申請をすることができる。

附　則

この規程は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　記

平成 19 年度以前の教師補講習会の修了証は有効とする

法式講究所施行細則

第１条　宗制第 277 条第２項ただし書の規定により、法式講究所施行細則は、次のとおり定める。

第２条　法式講究所は、教師及び僧侶が法事司にふさわしい素養を修得するとともに、この宗派の教旨を探求し、各自の信仰を高めることを目的とする。

第３条　法式講究所は、総本山禅林寺内に置く。

第４条　法式講究所は、毎年４日間以上開催する。開設期日及び場所は、宗務総長が告示する。

②　法式講究所課程の実技修得のための講習会を、開設期日以外に開催することができる。ただし、単位には加算されない。

第５条　法式講究所に、次の教職員を置き、講師会を組織する。

所　長　１　人
幹　事　１　人
講　師　若干名

第６条　所長は、宗務総長又は宗務総長の推薦する者を管長が任命し、任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

②　幹事及び講師は、所長の推薦する者を毎年管長が任命する。

第７条　法式講究所に関する事務は、所長以下各教職員が取り扱う。

第８条　法式講究所の課程は、宗制別記第５号－５の規定による。

②　課程は２年の学年制とする。

第９条　法式講究所の入所資格は、僧侶とする。

②　前条２項の規定により、入所する者は第１学年の前期講座科目から受講しなければならない

第 10 条　法式講究所履修の者には、そのつど受講証を与え、全単位修得の者には、修了証を授与する。

附　　則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

法階審査基準細則

第１条　宗制第 272 条及び第 273 条の規定による法階審査基準細則の法階授与の条件は、次のとおり定める。

１　殿　司　次に掲げる要件を具えていること。

イ　法式講究所を修了した者

ロ　法式の意義を理解し、最低限の威儀、作法を身につけている者

ハ　荘厳の意味を理解し、整えられる者

ニ　法式講究所に入所後、原則として３年以内に、御忌会もしくは降誕会に出勤したことがある者

２　座　司　次に掲げる要件のうちのいずれか４要件を具えていること。

イ　御忌、降誕会に出動している者

ロ　御忌大会の流れを理解している者

ハ　法式講究所を常に聴講している者

ニ　法式講究所で特殊作法の模範演技を行なった者

ホ　法式講究所で声明の模範演技を行なった者

ヘ　御忌大会の配役の命を受けた者

ト　五重、又は授戒の配役を経験した者

３　知　堂　次に掲げるイ及び口～ホのうちのいずれか３要件を具えていること。

イ　法式に関するレポートを提出した者

ロ　法式講究所を適宜聴講している者

ハ　宗派の定例法要の指導ができる者

ニ　宗派の特殊法要の指導ができる者

ホ　宗派の別時法要の指導ができる者

４　監　事　次に掲げるイ及び口～ニのうちのいずれか２要件を具えていること。

イ　僧階権中僧正以上の者

ロ　法式講究所の講師の実績がある者

ハ　各種講習会の講師となり得る者

ニ　法式に関して実績が顕著である者

5　法　監　監事であって、本宗派の法式の第一人者と衆目の一致せる者

附　　則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 27 年 7 月 1 日から施工する。

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施工する。

檀　林　規　程

第１条　檀林とは、宗議の学問所であり、その地方における中心的寺院として、教学の振興、教化、子弟育成等に努めなければならない。

第２条　宗派、僧侶及び檀信徒は、檀林の護持、発展に寄与しなければならない。

第３条　本派における檀林寺院は、宗制第 197 条②の２力寺とする。

第４条　檀林の住職は、権中僧正以上の教師とし、その選出は管長推戴委員会規程を準用する。ただし、推戴委員の中に当該宗務支所長及び当該寺院の責任役員（檀信徒）の代表１人を加えるものとする。

②　推戴の通知を受けた者が、推戴の通知を受けてから 14 日以内に推戴受諾書を提出しないときは、推戴を辞したものとみなす。

第５条　檀林の住職は、貫主と称し、本規程により選出された者につき管長が任命する。

第６条　檀林の住職は次の権利を有する。

大和尚の称号

授戒会の伝戒師

２級服の着用（宗削第 306 条に準ずる）

萌黄色宗紋袈裟の着用

第７条　檀林の住職の任期は５年とし、再任を妨げない。

第８条　檀林の住職は、毎会計年度終了後３月以内に事業計画書・報告書、予決算書を宗務総長に提出するものとする。

附　則

この規程は、平成 21 年６月 19 日から施行する。ただし、第５条により任命された住職から準用する。

附　則

この規程は、平成 23 年６月 18 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年７月１日から施行する。

一般寺院救済基金規程

第１条　浄土宗西山禅林寺派一般寺院及び教会（以下、「一般寺院」という。）の再建を援助するために「一般寺院救済基金」（以下、「基金」という。）を設置する。

第２条　この基金は、禅林寺と吸収合併された寺院の財産を処分した８割をもって充てる。

第３条　この規程は、一般寺院の境内地の堂宇等が崩壊寸前で、放置すれば周囲に危険を及ぼすことが明らかである場合に適用する。

第４条　この規程を適用するには、宗派規則第 28 条の規定にかかわらず、宗務総長の承認を得なければならない。

第５条　堂宇等の取壊しに要する費用の 300 万円を上限として、支給する。

第６条　該当する一般寺院は、宗務支所長を通じて、宗務総長に申請する。

第７条　申請があった場合は、参事会の議決を経て支給する。

第８条　この規程に定めるものを除くほか基金の管理に関し、必要事項は宗務総長が別に定めることができる。

附　則

この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 23 年４月１日から施行する。

浄土宗西山禅林寺派教育振興基金規程

（基金の設置）

第１条　この宗派に、浄土宗西山禅林寺派教育振興基金（以下「教育振興基金」という。）を置く。

（目的）

第２条　教育振興基金は、教育施設の建設及び教育振興に関する諸事業を実施し、教学の考究、学術研究、法灯護持ひいては社会有為の人材を育成することを目的とする。

（基金の構成）

第３条　教育振興基金の財産は、財団法人浄土宗西山禅林寺派護持会の解散に伴い同財団から移管された残余財産（以下「元金」という。)、毎年献納される教学資金の８割（以下「積立金」という。）及び元金並びに積立金の運用から生じる果実をもって構成する。

（処分）

第４条　第２条に規定する諸事業を実施するための処分は、宗会の議決を経て教育振興基金の全部又は一部をもって充てるものとする。

（保管及び経理）

第５条　教育振興基金の保管及び経理は、会計規程の定めるところによる。

（基金の運用）

第６条　教育振興基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も安全かつ確実な方法により運用しなければならない。

附　則

この規程は、平成 22 年２月 19［I から施行する。

浄土宗西山禅林寺派助成金及び奨学金支給規程

（目的）

第１条　この規程は、浄土宗西山禅林寺派（以下「宗派」という。）の助成金及び奨学金の支給に関する必要な事項を定める。

（助成金の種類）

第２条　宗派の助成金は、次のとおりとする。

１　福祉厚生助成金

２　出版及び学術研究発表に対する助成金

（助成対象者）

第３条　前条第１号の助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

１　住職であって、老衰、病弱、その他交通事故等により長期療養中で、寺務に支障をきたし生活が困難である者。

２　得度を済ませた住職候補者（18 歳以下）が学資金を必要と認められる者。

３　その他の理由により、特に厚生助成を必要と認められる者。

第４条　第２条第２号の助成対象者は、当派の教師であって、宗派の教義をはじめ仏教、宗教、哲学に関わる論文及び教化伝道のための有益な著述をした者及び、日本仏教学会をはじめとする各種学会において仏教、宗教、哲学などの学術研究発表をした者とする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、毎年度定める宗派一般会計収支予諒内で宗務総長が認めた額とする。

（助成金の交付申請）

第６条　第２条第１号の助成対象者で加療中の者は、助成金交付申請書に医師の診断書を添えて、支所経由にて宗務所に申請しなければならない。第２条

第２号の助成対象者は、助成金交付申請書に出版物又は学術研究発表の場合、題目とそれを証明する資料を添えて支所経由にて宗務所に申請しなければならない。

（助成金の交付申請の時期）

第７条　第２条の規定による助成対象者は、毎年３月 20 日までに助成金の交付申請をしなければならない。

（助成金の交付の決定）

第８条　第３条又は第４条の規定により、助成金の交付申請があったときは、宗務総長は、宗務所会においてその内容を審議し、交付額を定め助成対象者に通知しなければならない。

（助成金の交付時期）

第９条　助成金の交付時期は、予算の執行が決定した後、助成対象者に通知するものとする。交付は、毎年度末一括払いとする。

（支給対象者）

第 10 条　奨学金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

１　当派の徒弟で、仏教学、宗教学、哲学を専攻している学生

２　前号の要件を備え、大学院修士課程又は大学院博士課程在学者

（奨学金の額）

第 11 条　奨学金の額は、毎年度定める宗派一般会計収支予算内で宗務総長が認めた額とする。

（奨学金の支給申請）

第 12 条　支給対象者は、奨学金支給申請書に履歴書、学長名発行の在学証明書及び本人在籍の宗務支所長の推薦書を添えて、支所経由にて宗務所に申請をしなければならない。申請後、翌年３月末日までに学長名発行の成績証明書を宗務所に提出しなければならない。

（奨学金の支給申請の時期）

第 13 条　支給対象者は、毎年４月１日から４月末日までに支給申請をしなけれ

ばならない。

（奨学金の支給の決定）

第 14 条　第 10 条の規定により、奨学金の支給申請があったときは、宗務総長は、宗務所会においてその内容を審議し、支給額を定め師僧及び支給対象者に通知しなければならない。

（奨学金の支給時期）

第 15 条　奨学金の支給時期は、予算の執行が決定した後、師僧又は本人に通知するものとする。支給は、毎年度末一括払いとする。

（失格）

第 16 条　奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

1　次の在学年限を越えてなお在学したとき

短期大学　2 年

4 年制大学　4 年

大学院修士課程　2 年

大学院博士課程　3 年

2　第 10 条に規定する支給対象者としての資格を失ったとき

3　休学又は退学したとき

4　懲戒処分を受けて復権しないとき

5　第 12 条に規定する成績証明書を宗務所に提出しなかったとき

第 17 条　この規程に定めるものを除くほか必要な事項は、宗務総長が定めることができる。

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

特別災害対策規程細則

特別災害対策規程第４条、第７条、第 14 条に規定する見舞金、特別災害見舞金、特別災害復興資金の貸付は下記のとおりとする。

（目的）

第１条　この細則は、本派の僧侶、寺族及び檀信徒が浄土宗西山禅林寺派特別災害対策規程に規定する大規模災害により、その生命並びに本派寺院の主要建物及び檀信徒の住宅に相当数の被害があったとき、災害による被災者又はその遺族に対し、特別災害対策規程第４条の見舞金等(以下「見舞金」という。)を支給するについて必要な事項を定める。

（支給対象）

第２条　本派の僧侶、寺族及び檀信徒が、次の各号の一に該当するときは、当該僧侶、寺族及び檀信徒又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を支給する。

(1)寺院にあっては本堂、庫裏、山門、その他主要建物に、檀信徒にあっては自己が所有する住居に相当の被害を受けたとき。

(2)本派の僧侶、寺族及び檀信徒が、大規模災害により死亡したとき。

（支給額）

第３条　見舞金等の額は、次のとおりとする。

（1）本堂、庫裏、山門、その他主要建物の全壊

1寺院当り　500､000円

（2）本堂、庫裏、山門、その他主要建物の半壊

1寺院当り　250､000円

（3）本堂、庫裏、山門、その他主要建物の一部損壊

1寺院当り　50､000円

（4）檀信徒の住居の被害　参事会の査定を経て1寺院当り総額で50万円を超えない額

（5）僧侶又は寺族の死亡　1人当り　100､000円

（6）檀信徒の死亡　1人当り　10､000円

但し（4）項の見舞金と併せて1寺院当り総額で50万円を超えない額とする。

（災害復興貸付金）

第４条　本派寺院の本堂、庫裏その他主要建物が大規模災害により被災したとき、特別災害復興資金を貸付ける事とする。

2　貸付は基金使用規程第４条第２項により査定するが、貸付額は1寺院当り500万円を超えない額とする。

3　貸付資金の返済期間は10年間とする。但し当該寺院の申請により当初3年間その猶予を設けることとする。

4　貸付を申請する寺院は、貸付金の担保を提供する必要はないが、行政機関の罹災証明書、復興計画、資金調達方法、責任役員及び総代の同意書を添えて申請しなければならない。

（受給資格等）

第５条　見舞金の支給を受けることができる者は、災害発生時に本派の僧籍台帳若しくは当該寺院の檀信徒名簿に記載されている者とし、寺族にあっては現に当該寺院に居住する者とする。

2　弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居していた僧侶又は寺族とし、檀信徒にあっては親族又は葬祭を行う者とする。

3　見舞金・弔慰金の申請、または復興貸付資金の申請は所轄支所長を経由して申請するものとする。

（支給の制限）

第6条　檀信徒に対する見舞金等は、支給の原因となった災害について、災害救助法（昭和22年法律第118条）に基づく救助が適用される場合は、これを支給しない。ただし、事情により宗務総長が特に必要と認めたときは支給する。

（見舞金等の返還）

第7条　偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたときは、支給した見舞金等について返還を命ずることとする。

（その他）

附　則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

申請書式は「一般寺院救済基金支給申請書」に準ずる。

禅林寺施設建設改修基金規程

（基金の設置）

第１条　この宗派に、宗派・禅林寺施設建設改修基金(以下「施設建設改修基金」という。)を置く。

（目的）

第２条　施設建設改修基金は、宗派並びに総本山禅林寺の将来を見据えるなか、宗派並びに総本山禅林寺にとって、重要と認められる施設の建設及び改修事業を実施するときに充てることを目的とする。

（基金の構成）

第３条　施設建設改修基金の財産は次により構成する。

１　宗派及び禅林寺からの拠出金

２　宗派及び禅林寺の責任役員会で基金に繰り入れることを決議し、宗会で議決・承認された財産。

３　基金の趣旨に賛同し、寄付された財産。

４　基金の運用から生じる果実。

（処分）

第４条　第２条に規定する諸事業を実施するには、宗派責任役員会及び禅林寺責任役員会の議決並びに宗会の議決・承認を経て、施設建設改修基金の全部又は一部を充てるものとする。

（保管及び経理）

第５条　施設建設改修基金の保管及び経理は、会計規程の定めるところによる。

（基金の運用）

第６条　施設建設改修基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も安全かつ確実な方法により運用しなければならない。

附　則

１　当初基金は、宗祖法然上人 800 回大遠忌記念事業剰余金 126,033,303 円と禅林寺から 75,360,000 円を拠出してこれに充てる。

２　この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

宗教法人「禅林寺」規則

目　次

第 1 章　総則（第 1 条一第 5 条） 5
第 2 章　役員その他の機関（第 6 条一第 18 条） 5
　第 1 節　代表役員及び責任役員（第 6 条一第 10 条） 5
　第 2 節　代務者（第 11 条一第 14 条） 6
　第 3 節　仮代表役員及び仮責任役員（第 15 条） 7
　第 4 節　寺務所（第 16 条一第 17 条） 7
　第 5 節　総代（第 18 条） 8
第 3 章　財務（第 19 条一第 31 条） 8
第 4 章　補則（第 32 条一第 34 条）10

宗教法人「禅林寺」規則

第１章　総　　則

（名称）

第１条　この寺院は、宗教法人法による宗教法人であって「禅林寺」という。

（事務所の所在地）

第２条　この宗教法人（以下「法人」という。）は、事務所を京都市左京区永観堂町 48 番地に置き、これを「寺務所」という。

（包括団体）

第３条　この法人の包括団体は、宗教法人「浄土宗西山禅林寺派」とする。

（目的）

第４条　この法人は、高祖善導大師、宗祖源空上人、派祖証空上人の教旨に基いて、阿弥陀仏を本尊とし、浄土宗西山禅林寺派の教義をひろめ、儀式行事を行ない、檀信徒を教化育成し、その他総本山たるこの寺院の目的を達成するための業務及び事業を行なうことを目的とする。

（公告の方法）

第５条　この法人の公告は、「禅林」に１回掲載し、及び寺務所の掲示場に 10 日間掲示して行なう。

第２章　役員その他の機関

第１節　代表役員及び責任役員

（員数）

第６条　この法人には、12 人の責任役員を置き、そのうち１人を代表役員とする。

（資格）

第７条　代表役員は、この寺院の住職の職にある者をもって充てる。

② この寺院の住職は、「法主」といい、浄土宗西山禅林寺派（以下「宗派」という。)の規程である宗制により宗派の管長の職にある者をもって充てる。

③ 代表役員以外の責任役員は、次の者につき代表役員が任命する。

1 執事長及び執事の職にある者 6人

2 総代のうちから 2人

3 宗会議員から 1人

4 教師補及び特別信徒のうちから 各1人

（任期）

第8条 代表役員その他の責任役員の任期は、それぞれ法主並びに執事長、執事及び宗会議員の在任中とし、総代、教師補及び特別信徒のうちから選定した責任役員の任期は、3年とする。

② 補欠責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

③ 代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行なうものとする。

（代表役員の職務権限）

第9条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

（責任役員の職務権限）

第10条 責任役員は、この法人の事務を決定する。この場合においては、その議決権は各々平等とし、その定数の過半数で決する。可否同数のときは、代表役員の決するところによる。

第2節 代 務 者

（置くべき場合）

第11条 代表役員又は責任役員が次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

1 死亡、辞任、任期満了その他の事由によって欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

2 病気、旅行その他の事由によって3月以上その職務を行なうことがで

きないとき。

（資格及び選任）

第 12 条　代表役員の代務者は、執事長の職にある者をもって充てる。

②　代表役員以外の責任役員の代務者は、代表役員又はその代務者が選任する。

（職務権限）

第 13 条　代務者は、代表役員又は責任役員に代って、その職務権限の全部を行なう。

（退職）

第 14 条　代務者は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

第 3 節　仮代表役員及び仮責任役員

第 15 条　代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、執事長の職にある者をもって、仮代表役員と定めなければならない。

②　責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、他の責任役員の合議により、その議決権を有しない責任役員の員数だけ、仮責任役員を選定しなければならない。

第 4 節　寺　務　所

（役員）

第 16 条　寺務所に執事長 1 人及び執事 5 人を置く。

② 執事長は、宗派の宗務総長の職にある者をもって充て、執事は、宗派の部長及び法主の推薦する者をもって充てる。

③ 執事長及び執事の任期は、それぞれ宗務総長、部長の在任中とし、法主の推薦による執事は、法主の在任中とする。

④　執事長及び執事は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行なうものとする。
⑤　禅林寺役員及び職員の給与並びに服務及び事務処理等に関する規程は、浄土宗西山禅林寺派の規程による。

（職務権限）

第 17 条　執事長及び執事は、資任役員としてこの法人の事務の決定に加わるほか、法主を補佐してその他の寺務を処理する。
②　執事は、執事長の命を受けて、寺務を分掌する。

第 5 節　総　　代

（員数、資格、選任及び任期）

第 18 条　この法人に、3 人以上 10 人以内の総代を置く。
②　総代は、この寺院の檀信徒で衆望の帰する者のうちから、代表役員が選任する。
③　総代の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。
④　総代は、責任役員に協力して、この寺院の興隆に努め、その目的を達成するために財産の管理その他の業務について、勧告及び助言をすることができる。

第 3 章　財　　務

（資産の区分）

第 19 条　この法人の資産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。
②　特別財産は、宝物及び什物のうちから設定する。
③　基本財産は、次に掲げる財産のうちから設定する。
　1　土地、建物その他の不動産
　2　公債、社債その他の有価証券
　3　永遠保存の目的で積み立てた財産
　4　基本財産として指定された寄付金
④　普通財産は、特別財産及び基本財産以外の資産並びに財産から生ずる果実

その他の収入とする。

（基本財産の設定及び変更）

第 20 条　特別財産若しくは基本財産の設定又はその変更をしようとするときは、宗派の宗会の議決を経なければならない。

（基本財産の管理）

第 21 条　基本財産である現金は、不動産又は確実な有価証券に替え、確実な銀行に預け、その他適当に管理しなければならない。

（財産の処分）

第 22 条　次に掲げる行為をしようとするときは、宗会の議決を経た後、その行為の少くとも 1 月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、第 3 号から第 5 号までの行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第 5 号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

1　不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

2　借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。)又は保証をすること。

3　主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

4　境内地の著しい模様替をすること。

5　主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらをこの寺院の主たる目的以外の目的のために供すること。

（財産目録の作成）

第 23 条　財産目録は、毎会計年度終了後 3 月以内に、前年度末現在によって作成し、宗会に報告しなければならない。

（経費の支弁）

第 24 条　この法人経費は、普通財産をもって支弁する。

（予算の編成）

第 25 条　予算は、毎会計年度開始前に編成し、宗会の承認を得なければならない。

（予算の区分）

第 26 条　予算は、経常及び臨時の 2 部に分け、各々これを款項目に区分して、収入の性質及び支出の目的を明示しなければならない。

（予備費の設定）

第 27 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

（予算の追加及び更正）

第 28 条　予算編成後にやむを得ない事由が生じたときは、予算の追加又は更正をすることができる。ただし、次の定期宗会に提出して、その承認を得なければならない。

（決算の作成）

第 29 条　決算は、毎会計年度終了後 3 月以内に作成し、宗派の監査委員会の監査を受け、次期宗会に提出してその承認を得なければならない。

（収支計剰余金及び予算外収入の処置）

第 30 条　収支計に剰余を生じたとき、又は予算外に収入があったときは、これを禅林寺特別会計に繰り入れるものとする。

（会計年度）

第 31 条　この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 4 章　補　　則

（規則の変更及び合併）

第 32 条　この規則を変更しようとするときは、宗会の議決を経て、京都府知事の認証を受けなければならない。この法人が合併しようとするときも、また同様とする。

（包括団体の規則の効力）

第 33 条　宗派の規則及び宗制中のこの法人に関係がある事項に関する規定は、この法人についてもその効力を有する。

（施行細則）

第34条　この規則を施行するために必要な事項は、細則で定めることができる。

②　細則の制定又は変更をしようとするときは、宗会の承認を得なければならない。

附　則

この規則の変更は、京都府知事の認証書の交付を受けた日（平成 9 年 12 月 10 日）から施行する。

附　則

この規則の変更は、京都府知事の認証書の交付を受けた日（平成 15 年 5 月 16 日）から施行する。

附　則 1

この規則の変更は、京都府知事の認証書の交付を受けた日（平成 21 年 11 月 19 日）から施行する。

附　則 2

この規則変更の際、現に責任役員の職にある者は、この規則による責任役員とみなし、その任期は従前就任の日から起算する。

財団法人「浄土宗西山禅林寺派護持会」寄付行為

目　次

第 1 章　総則（第 1 条一第 2 条） 5
第 2 章　目的および事業（第 3 条一第 4 条） 5
第 3 章　資産および会計（第 5 条一第 13 条ト 5
第 4 章　役員および評議員（第 14 条一第 23 条） 7
第 5 章　会議（第 24 条一第 27 条） 8
第 6 章　寄付行為の変更および解散（第 28 条一第 30 条） 9
第 7 章　補則（第 31 条） 9

財団法人「浄土宗西山禅林寺派護持会」寄付行為

第１章　総　　則

第１条　この法人は、財団法人浄土宗西山禅林寺派護持会と称する。

第２条　この法人は、事務所を京都市左京区永観堂町　禅林寺内に置く。

第２章　目的および事業

第３条　この法人は、浄土宗西山禅林寺派（以下「宗派」という。）および宗派の包括する寺院の教化活勤め振興に関する助成を行なうことを目的とする。

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1　寺院施設の維持及び拡充に要する経費の援助。

2　宗派及び寺院の教学ならびに布教の振興に要する経費の援助。

3　宗派の教学研究又は布教活動に従事するものに対する必要経費の援助。

4　宗派及び寺院の社会事業施設に要する経費の援助。

5　その他目的を達成するために必要な事業。

第３章　資産および会計

第５条　この法人の資産は、次のとおりとする。

1　別紙財産目録記載の財産

2　資産から生ずる果実

3　寄付金品

4　その他の収入

窮６条　この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の２種とする。

② 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

③ 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

④ 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

第７条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、郵便官署または確実な銀行に預け入れ、もしくは信託会社に信託し、あるいは国債または確実な有価証券にかえて理事長が保管する。

第８条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただしこの法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第９条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

第 10 条 この法人の事業計画およびこれに伴なう収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会及び評議員会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

第 11 条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後２ヶ月以内に理事長が作成し、その年度末財産目録、事業報告書および財産増減事由書とともに監事の監査を経て、理事会及び評議員会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

② この法人の収支決算に剰余金があるときは、これを積立金に繰り入れ、理事長が保管する。

第 12 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および評議員会のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認をうけなければならない。

借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

第 13 条 この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終る。

第４章　役員および評議員

第 14 条　この法人には、次の役員をおく。

1　理　事　　５人（うち理事長１人および常務理事１人）

2　監　事　　２人

第 15 条　理事は、次に掲げる者とする。

1　理事長　　宗派の宗務総長の職にある者

2　常務理事　　宗派の財務部長の職にある者

3　その他の理事　評議員会において選任された者

第 16 条　監事は、宗派の監査委員の職にある者のうちから、評議員会で選任する。

第 17 条　理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

②　理事長に事故があるとき、または欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。

③　常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の事務に従事する。

第 18 条　理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

第 19 条　監事は、民法第 59 条の職務を行なう。

第 20 条　理事長および常務理事の任期は、それぞれ宗派の宗務総長および財務部長の在任中とする。

②　理事長および常務理事以外の役員の任期は、４年とし、再任を妨げない。

③　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

④　役員は、辞任または任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

第 21 条　役員は、無給とする。

第 22 条　この法人には、評議員 15 人以上 20 人以内をおく。

② 評議員は、宗派の宗会議員のうちから理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

③ 評議員には、前２条（第 20 条第１項を除く。）の規定を準用する。この場合において、前２条の規定中、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

④増員により選任された評議員の任期は、現任者の残任期間とする。

第 23 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行な引まか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第５章 会 議

第 24 条 理事会は、毎年度２回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または、理事の３分の１以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、臨時に理事会を招集しなければならない。

② 理事会の議長は、理事長とする。

第 25 条 理事会は、理事の３分の２以上が出席しなければ、議事を開くことができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。

② 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 26 条 前２条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、前２条の規定中、「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

第 27 条 すべて会議には議事録を作成し、議長および出席者代表２人が署名押印の上これを保存する。

第６章　寄付行為の変更および解散

第 28 条　この寄付行為を変更しようとするときは、理事および評議員現在数おのおのの３分の２以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 29 条　この法人の解散は、理事全員および評議員現在数の３分の２以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第 30 条　この法人の解散に伴なう残余財産は、宗派に帰属する。

第７章　補　　則

第 31 条　この寄付行為を施行するに必要な事項は、理事会および評議員会の議決を経て細則で定めることができる。

財団法人浄土宗西山禅林寺派護持会処務規程

（目的）

第１条　この規程は、財団法人浄土宗西山禅林寺派護持会（以下「護持会」という。）の事務の適正、かつ能率的な遂行をはかるため、寄付行為に定めるもののほか、護持会の組織を定め業務の有効適切な処理をはかることを目的とする。

（組織、職員）

第２条　護持会に事務局を置く。

２　事務局に局長を置き、事務局長は、常務理事があたる。

３　護持会の職員及び護持会の職務を命じられた者は、この規程の定めるところにより適切な処理をしなければならない。

（職務）

第３条　事務局長は、理事長の命を受けて護持会の業務を掌理する。

２　事務局長は、宗教法人浄土宗西山禅林寺派（以下「宗派」という。）との協議に基づき、宗派の職員に護持会の事務を命ずることができる。

（業務の委託）

第４条　理事長が必要あると認めたときは、宗派に対し護持会の業務の一部を委託することができる。

（専決及び代決）

第５条　事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易なものの企画、調整に関すること。

(2) 文書の受理に関すること。

(3) 通知、照会、その他軽易な事務に関すること。

(4) 護持会の業務に係る職員の出張、服務に関すること。

(5) その他軽易な事項の処理に関すること。

２　事務局長の代決事項は、次のとおりとする。ただし、代決をした場合に

は、　事後すみやかに理事長の後閲を受けなければならない。

(1) 登記及び証明に関すること。

(2) 一件 20 万円未満の収入及び 10 万円未満の支出に関すること。

(事務処理)

第 6 条　事務の処理等、その取り扱いについでは、迅速と正確を期するとともに、保管並びに責任の所在を明らかにしなければならない。

2　文書の処理、起案及び発送は、「浄土宗西山禅林寺派宗務所職員並びに禅林寺一般職員の服務規程」第 13 条から第 25 条の規定を準用する。

3　文書はその重要度に応じて永年、10 年、5 年及び 1 年の 4 種別とし、その分類は別表 1 により行うものとする。

(公印)

第 7 条　護持会の印鑑は別表 2 のとおりとする。

2　公印は常務理事が保管するものとする。

(委任)

第 8 条　この規程で定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

別表 1

永年保存	設立許可書。主務官庁の許認可書。寄付行為。諸規程類。理事会に関する書類。財産目録。護持会の歴史資料となる重要なもの。
10 年保存	予算、決算書。会計に関する調書。人事に関する文書。
5 年保存	各種往復文書
1 年保存	上段にあてはまらない文書。

別表２

名　称	寸　法	印影
浄上宗西山禅林寺派 護　持　会　印	27mm	
浄土宗西山禅林寺派 護持会理事長印	27mm	

財団法人浄土宗西山禅林寺派護持会会計規程

第１章　総　　則

（趣旨）

第１条　この規程は、財団法人浄土宗西山禅林寺派護持会(以下「護持会」という。)の予算の執行、現金の出納、保管、並びに資産の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　護持会の経理事務に関しては法令及び寄付行為、その他この規程に定めるもののほか、公益法人会計基準に準ずるものとする。

（会計区分）

第３条　会計区分は、次のとおりとする。

（1）一般会計

（2）特別会計

２　事業遂行上、一般会計から区分することが必要な場合は、特別会計を設けて行なうものとする。

（会計年度）

第４条　護持会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（事業年度所属年度）

第５条　護持会の会計においては、収入及び支出の発生並びに資産、負債及び正味財産の増減又は異動の所属する事業年度は、その原因となる事実の発生した日の属する事業年度とする。ただし、その日が決定しがたい場合は、その原因である事実を確認した日の属する事業年度とする。

（会計責任者）

第６条　会計責任者は、常務理事とする。

（帳簿書類の保存）

第７条　会計に関する帳簿、伝票及び書類の保存年限は、別に定めるところによる。

第２章　勘定科目及び帳簿

（勘定科目）

第８条　会計処理にあたっては、収入勘定及び支出勘定並びに資産勘定、負債勘定及び正味財産勘定を設けて整理しなければならない。

（帳簿等）

第９条　会計帳簿は主要簿及び補助簿とする。

２　予算及び会計に関する帳簿並びに伝票を備え、複式簿記の原則に従って所要の事項を整然かつ明瞭に記録しなければならない。

（帳簿の更新）

第 10 条　帳簿は原則として会計年度ごとに更新する。

第３章　予　　算

（予算の編成）

第 11 条　予算は、事業計画に基づき理事長が定める。

（予算の執行者）

第 12 条　予算の執行者は、理事長とする。

（予算の流用）

第 13 条　予算の執行にあたり、各項目間において相互に流用してはならない。ただし、理事長が予算執行上必要あると認めたときは、相互間において流用することができる。

（予備費）

第 14 条　予算外の支出または予算超過の支出に充てるため予備費を計上することができる。

2　予備費を使用したときは、理事長は使用の理由、金額を明らかにして理事会に報告しなければならない。

（予算の補正）

第 15 条　理事長は、やむをえない理由により予算の補正を必要とするときは、補正予算を編成して理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

第 4 章　収入及び支出

（金銭の定義）

第 16 条　この規程において金鉄とは、現金、預貯金、小切手及び金銭に代わるべき証書をいう。

（収入の調定）

第 17 条　収入の調定は、理事長が行なう。

2　前項の調定をするときは、調定の根拠、所属年度、収入科目、及び収入金額を明確にしなければならない。

（金銭の出納）

第 18 条　金銭の収納、支払いは入金伝票、支出伝票及び証拠書類に基づいて行なわなければならない。

（金銭の保管）

第 19 条　収納した金銭は、遅滞なく銀行へ預け入れするものとする。

（領収書）

洽 20 条　金銭の支払いをする場合は、相手から領収書を受け取らなければならない。

2　前項による領収書を徴することが困難な支払いについては、事務局長の支払い証明書、その他支払いの確認ができる書類によって領収書に代えることができる。

第５章　決　　算

（決算の完結）

第 21 条　毎事業年度の決算は、翌事業年度の５月末日までに完結するものとする。

（決算書類）

第 22 条　会計責任者は、年度決算に必要な手続きを行い、次に掲げる決算書類を作成し理事長に報告しなければならない。

（1）事業報告書

（2）決算書

ア　収支計算書

イ　正味財産増減計算書

ウ　貸借対照表

エ　財産目録

オ　その他付属明細資料

第６章　雑　　則

（委任）

第 23 条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は理事長が定める。

附　則

この規程は、平成 15 年 11 月１日から施行する。

宗教法人「　　」規則

（寺院標準規則）

目　次

第 1 章　総則（第 1 条一第 5 条） 5
第 2 章　役員その他の機関（第 6 条一第 16 条） 5
　第 1 節　代表役員及び責任役員（第 6 条一第 9 条） 5
　第 2 節　代務者（第 10 条一第 12 条） 6
　第 3 節　仮代表役員及び仮責任役員（第 13 条一第 14 条） 7
　第 4 節　総代（第 15 条一第 16 条） 8
第 3 章　財務（第 17 条一第 29 条） 8
第 4 章　補則（第 30 条一第 34 条）10

宗教法人「　　」規則

第１章　総　　則

（名称）

第１条　この寺院は、宗教法人法による宗教法人であって「　　」という。

（事務所の所在地）

第２条　この宗教法人（以下「法人」という。）は、事務所を　　に置く。

（包括団体）

第３条　この法人の包括団体は、宗教法人「浄土宗西山禅林寺派」（以下「宗派」という。）とする。

（目的）

第４条　この法人は、宗派の宗制により、高祖善導大師、宗祖法然上人、派祖証空上人の教旨に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行ない、檀信徒を教化育成し、その他この寺院の目的を達成するための堂宇その他の財産の維持管理その他の業務及び事業を運営することを目的とする。

（公告の方法）

第５条　この法人の公告は、事務所の掲示場に 10 日間掲示して行なう。

第２章　役員その他の機関

第１節　代表役員及び責任役員

（員数）

第６条　この法人には、　　人の責任役員を置き、そのうち１人を代表役員と

する。

（資格及び選任）

第７条　代表役員は、この寺院の住職の職にある者をもって充てる。

②　住職は、この寺院の教師資格がある徒弟のうちから、管長が任命する。

③　住職の任命の申請は、住職又は住職代務者が行ない、ともにないときは責任役員が合議して行なう。

④　代表役員以外の責任役員は、次の各号の一に該当する者のうちから選定した者を、代表役員の申請により、この宗派の代表役員が任命する。

1　この寺院に僧籍を有する者のうちから代表役員が選定した者　　人

2　檀信徒のうちから総代が選定した者　　人

⑤　前項の規定によって責任役員を選定する場合において、この寺院に僧籍を有する者がないとき、又はその僧籍を有する者のうちから選定することができないときは、代表役員は、他の者のうちから選定する。

（任期）

第８条　代表役員以外の責任役員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

②　補欠責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

③　責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行なうものとする。

（職務権限）

第９条　代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

②　責任役員は、この法人の事務を定数の過半数で決定し、その議決権は各々平等とする。

第２節　代　務　者

（代表役員代務者）

第 10 条　代表役員が次の各号の一に該当するときは、代表役員代務者を置きこの寺院住職代務者の職にある者をもって充てる。

1　死亡その他の事由によって欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

2　病気、旅行その他の事由によって3月以上その職務を行なうことができないとき。

② 住職代務者は、宗制により、教師のうちから管長が任命する。

③ 住職代務者の任命の申請は、住職が行ない、住職がないときは、責任役員が合議して行なう。

（責任役員代務者）

第11条　代表役員以外の責任役員が前条第1項各号の一に該当するときは、責任役員代務者を置く。この場合においては、他の責任役員の同意を得て、第7条第4項及び第5項の規定により選定した者を代表役員又はその代務者が申請した者について、この宗派の代表役員が任命する。

（職務権限及び退任）

第12条　代務者は、代表役員又は責任役員に代ってその職務の全部を行なう。

② 代務者は、その置かなければならない事由がなくなったときは、当然退任するものとする。

第3節　仮代表役員及び仮責任役員

（仮代表役員）

第13条　代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、仮代表役員を置かなければならない。

② 仮代表役員は、他の責任役員の合議によって選定する。

（仮責任役員）

第14条　責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、仮責任役員を置かなければならない。

② 仮責任役員は、他の責任役員の合議によって選定する。

第４節　総　　代

（員数、資格、選定及び任期）

第 15 条　この寺院に　　人の総代を置く。

②　総代は、この寺院の檀信徒で、衆望の帰する者のうちから代表役員が選定する。

③　総代の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務権限）

第 16 条　総代は、責任役員に協力して、この寺院の興隆に努め、目的を達成するための財産の維持管理その他の業務について勧告及び助言をすることができる。

第３章　財　　務

（宗費その他の賦課金の負担）

第 17 条　この法人は、宗制その他の規則で定める宗費及び賦課金を納付する義務を負う。

（財産の区分）

第 18 条　この法人の資産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

②　特別財産は、宝物及び什物のうちから設定する。

③　基本財産は、次に掲げる財産のうちから設定する。

１　土地、建物その他の不動産

２　公債、社債その他の有価証券

３　永遠保存の目的で積み立てた財産

４　基本財産として指定された寄付金

④　普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、財産から生ずる果実その他の収入とする。

（特別財産及び基本財産の設定及び変更）

第 19 条　特別財産若しくは基本財産の設定又は変更をしようとするときは、責任役員の同意を得なければならない。

（基本財産の管理）

第 20 条　基本財産である現金は、不動産若しくは確実な有価証券に替え、又は信用がある銀行に預ける等適当な方法で管理しなければならない。

（財産の処分等）

第 21 条　次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員の同意を得て、宗派の代表役員の承認を受け、その行為の少くとも 1 月前に、檀信徒その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、第 3 号から第 5 号までの行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第 5 号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

1　不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

2　借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。)又は保証をすること。

3　主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

4　境内地の著しい模様替をすること。

5　主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらをこの寺院の主たる目的以外の目的のために供すること。

（経費の支弁）

第 22 条　この法人の経費は、檀信徒の醵出金その他普通財産である収入をもって支弁する。

（予算の編成）

第 23 条　予算は、毎会計年度開始 1 月前までに編成しなければならない。

（予算の区分）

第 24 条　予算は、経常及び臨時の 2 部に分ける。

②　特別の法要、著しい営繕その他臨時の経費は、臨時部に計上する。

（追加予算及び更正予算）

第 25 条　やむを得ない事由が生じたときは、予算の追加又は更正をすることができる。

（決算の作成）

第 26 条　決算は、毎会計年度終了後 3 月以内に作成し、総代に報告しなければならない。

（歳計剰余金の処置）

第 27 条　歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れ、又は基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第 28 条　この法人の会計年度は、毎年　月　日に始まり、　月　日に終るものとする。

（財産目録の作成）

第 29 条　財産目録は、毎会計年度終了後 3 月以内に前年度末現在によって作成し、総代の同意を得なければならない。

第 4 章　補　　則

（規則変更及び合併）

第 30 条　この規則を変更しようとするときは、責任役員の定数の全員及び総代の同意を得て、この宗派の代表役員の承認及び　　の認証を受けなければならない。

②　この規則の第 2 条、第 3 条又は第 32 条の規則を変更しようとするときは前項の規定のはかに檀信徒の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

この法人が合併しようとするときも、また同様とする。

（解散の手続）

第 31 条　この法人が解散しようとするときは、責任役員の定数の全員及び総代並びに檀信徒の 3 分の 2 以上の同意を得て、この宗派の代表役員の承認及び

の認証を受けなければならない。

（残余財産の帰属）

第 32 条　この法人が解散したときは、その残余財産は、解散当時の住職が責任役員及び総代の同意を得て、包括する宗教団体又は公益事業のために処分するものとする。

（包括団体の規則及び宗制の効力）

第 33 条　宗派の規則及び宗制のうちからこの法人に関係がある事項に関する規則は、この法人についてもその効力を有する。

（施行細則）

第 34 条　この規則の施行に関する細則は、総代の同意を得て、責任役員が定めることができる。

附　則

1　この規則は、設立登記をした日から施行する。

2　この規則施行当時の代表役員及び責任役員は、次のとおりとする。

代　表　役　員

責　任　役　員

責　任　役　員

宗制による諸書式

宗制による諸書式における押印

下記の宗制による諸書式については「実印の押印を求める箇所」に指示してある箇所には必ず実印を求めます。

なお、書類提出時には印鑑証明も必ず添付してください。ただし、責任役員印の印鑑証明は、初めての就任受諾時以外は不要です。

書式 No.	願書表題	実印の押印を求める箇所	
庶- 4	転宗派加入願	旧所属宗派師僧印	
庶- 5	転宗派承認願	対象者印	
庶-14	僧籍削除願	対象者印	
庶-20	住職任命願	責任役員印	選定された教師本人印
庶-22	副住職任命願	責任役員印	選定された教師本人印
庶-23	退任願	責任役員印	
庶-25	責任役員就任受諾書	受諾した責任役員印	
財- 3	責任役員会議事録	責任役員印	
財-12	一般寺院救済基金 支給申請書	責任役員印	

宗制による諸書式目次

必要事項を空欄または「　」等に入れて、本書式をご使用ください。なお、本書式は、拡大してＡ４判にできるようになっています。

１　庶務部関係書式

●宗　務

宗会議員候補者届　〔庶－１〕 7
供託書　〔庶－２〕 8
宗会議員候補者辞退届　〔庶－３〕 9
転宗派加入願　〔庶－4〕 10
転宗派承認願　〔庶－5〕 11
災害届　〔庶－6〕 12
遷化（死亡）届　〔庶－7〕 13
改名添書下付願　〔庶－8〕 14
副申書下付願　〔庶－9〕 15

●僧侶・教師

度牒授与願　〔庶－10〕 16
履歴書　〔庶－11〕 17
師僧換に付僧籍訂正願　〔庶－12〕 18
改姓（名）に付僧籍訂正願　〔庶－13〕 19
僧籍削除願　〔庶－14〕 20
僧籍復帰願　〔庶－15〕 21
藤色法衣許可願　〔庶－16〕 22
転衣願　〔庶－17〕 23
教師任命願（住職の場合）　〔庶－18〕 24
教師任命願（徒弟の場合）　〔庶－19〕 25

●住職・責任役員

住職任命願　〔庶－20〕26
名誉住職任命願　〔庶－21〕27
副住職任命願　〔庶－22〕28
准教職任命願　〔庶－22－1〕28－1
助成金交付申請書　〔庶一22－2〕28－2
退住願　〔庶－23〕29
責任役員任命書下付願　〔庶－24〕30
責任役員就任受諾書　〔庶－25〕31
表彰願　祝辞願　弔辞願　〔庶－26・27・28〕32

2　教学部関係書式

教師検定願　〔教－1〕33
入学（受講）願　〔教－2－1〕34
各種受講願　〔教－２－２・３〕３４－１・２
法脈相承願　〔教－3〕35
曼荼羅相承願　〔教－4〕36
奨学金支給申請書　〔教－５〕３６－１

3　財務部関係書式

献金願　〔財－1〕37
本堂等改築承認書　〔財－2〕38
宗教法人「　　」責任役員会議事録*　〔財－3〕39
宗教法人「　　」総代の同意書　〔財－4〕40
建築営繕物件名　〔財－5〕41
予算書　〔財－6〕42
資金調達方法（予算）　〔財－7〕43
新、増、改築完成届　〔財－8〕44
決算書　〔財－9〕45
資金調達方法（決算）　〔財－10〕46
宗教法人「　　」責任役員会議事録　〔財－11〕47

＊事業の決定に至るまでの会議議事録

●庶務部関係

宗会議員候補者届	庶－１，庶－２，候補者受諾書
宗会議員候補者辞退届	庶－３，候補者承認書
転宗派加入願	庶－４，庶－11，戸籍抄本。旧所属宗派宗務総長承認書
転宗派承認願	庶－５，庶－11
災害届	庶－６，関係書類
遷化（死亡）届	庶－７
改名添書下付願	庶－８，度牒写，戸籍抄本
副申書下付願	庶－９，本願書
度牒授与願	庶－10，戸籍抄本
師僧換に付僧籍訂正願	庶－12
改姓（名）に付僧籍訂正願	庶－13，戸籍抄本
僧籍削除願	庶－14
離籍願	庶－14－1
転籍願	庶－14－2
僧籍留保願	庶－14－3
僧籍復帰願	庶－15
藤色法衣許可願	庶－16
転衣願	庶－17，教－１
教師任命願（住職の場合）	庶－18，庶－11，講習証書（庶－16），推薦書
教師任命願（徒弟の場合）	庶－19，庶－11，講習証書（庶－16），推薦書
住職任命願	庶－20，庶－11
名誉住職任命願	庶－21，庶－11
副住職任命願	庶－22，庶－11
准教職任命願	庶－22－1，庶－11，教師補講習会修了証

助成金交付申請書	庶－22－2，関連書類
退住願	庶－23
責任役員任命斑下付願	庶－24，庶－25，印鑑証明
表彰願	庶－26，報告書，氏名表，（庶－11）
祝辞願	庶－27
弔辞願	庶－28

●教学部関係

教師検定願	教－１，庶－11，卒業証明書又は修了証明書（写）
入学（受講）願	教－２－１，庶－11
受講願	教－２－２，庶－11
講究所受講願	教－２－３，庶－11
法脈相承願	教－３，庶－11
曼荼羅相承願	教一４，庶－11，許状写
奨学金支給申請書	教－５，庶－11，在学証明書，支所長推薦書

●財務部関係

献金願	財－１
本堂等改築承認願	財－２，財－３，財－４，財－５，財－６，財－７，建物平面図・立体図，契約書（写），見積書
新，増，改築完成届	財－５，財－８，財－９，財－10，財－11，庶－11，完成写真，建物平面図・立体図，承認書（写），保存登記抄本（改築は不要）
一般寺院救済基金支給申請書	財－３，財－４，財－５，財－６，財－12，財産目録，現況写真

【庶－1】

年　　月　　日

宗会議員第　　選挙区
選挙長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞
年　　月　　日生

宗会議員候補者届

宗会議員　　選挙区候補者として、供託書及び供託金を添えて届け出ます。

（推薦届の場合は、次のとおりとする）

住　所
寺住職
推薦届出人　氏名（自署）　　㊞

備考）１．推薦届には、候補者の受諾書を添付すること。
２．宗務総長、正副支所長の選挙の候補者届に関しても、上記の書式を準用する。

書式⑧

【庶－２】

年　　月　　日

宗会議員第　　選挙区
選挙長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

供　託　書

印紙

金　　円也

宗会議員第　　選挙区候補者（候補者　　推薦）届け出に際して、宗制第166条の規定により供託金として供託致します。

（推薦による場合は、次のとおりとする）

候補者（候補者　　推薦届出人）
氏名（自署）　　㊞

備考）宗務総長、正副支所長の選挙の供託書に関しても、上記の書式を準用する。

【庶－３】

年　　月　　日

宗会議員第　　選挙区
選挙長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

宗会議員候補者辞退届

下記の理由により候補者たることを辞退致します。

記

理　由
（推薦による場合は、次のとおりとする）

住　所
寺住職
推薦届出人　氏名（自署）　　㊞

備考）１．推薦候補の場合は、推薦届出人も署名捺印すること。
２．本人の承諾書を添付すること。

書式⑩

【庶－４】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
　宗務総長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

転宗派加入願

下記の者、　　寺住職の徒弟に転派加入致しますから旧所属宗派宗務総長の承認書、履歴書及び戸籍抄本を添え関係者連署のうえ願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
僧階・氏名（自署）　　㊞

旧所属宗派・寺院名
旧師僧
僧階・氏名（自署）　　㊞

備考）旧所属宗派師僧の印は実印を押印し、印鑑証明を添付すること。

【庶－５】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
宗務総長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

転宗派承認願

下記の者、　　県　　市　　番地、　　寺　　住職の徒弟として　　宗に転籍致しますから承認下さいますよう願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
僧階・氏名（自署）　　㊞

備考）１．他宗派へ転籍する者の押印は実印とし、印鑑証明を添付すること。
２．履歴書を添付すること。

⑫書式

【庶－６】

年　　月　　日

浄土宗西出禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
催階・氏名（自署）　　㊞

災　害　届

当寺境内建物別紙記載のとおり、　年　　月　　日（　　災害により）滅失致しましたから、下記の通り責任役員署名押印のうえ届け出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺
責任役員（自署）　　㊞

責任役員（自署）　　㊞

添付書類）①原因、②状況、③滅失建物の種類、名称及び坪数、④応急処置の方法、⑤損害見積り額、⑥その他参考事項

【庶－７】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

遷化（死亡）届

下記の者、　　年　　月　　日遷化（死亡）致しましたから届け出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
僧階・氏名

備考）住職遷化の時は、副住職（徒弟）又は責任役員が届出をすること。

書式⑭

【庶－８】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

改名添書下付願

下記の者、朱書のとおり改名致しましたから、添書を下付下さいますよう願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
氏名（自署）　　㊞

改名（朱書）　　（ふりがな）

備考）度牒写、戸籍抄本を添付のこと。

【庶－９】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

副申書下付願

下記のとおり出願致しますから、副申書を下付下さいますよう願い出ます。

記

１　出願事項　　別紙のとおり

備考）１．所轄庁に認証申請をする時の添付書類として副申書下付出願する時は、必ずその本願書１通を添えて提出すること。
２．次の諸願書は、本願書を添えること。
寺院設立承認願、寺院財産処分承認願、寺院解散承認願、寺院合併承認願、寺院規則変更承認願、寺院所在地移転承認願

⑯書式

【庶－10】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・空号・氏名（自署）　　㊞

度牒授与願

下記の者、　　年　　月　　日　　寺道場で　　について得度を致しましたから、度牒を授与下さいますよう願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
（ふりがな）
氏　名　　㊞
年　　月　　日　生

僧名（朱書）（ふりがな）

上記のとおり相違ありません。
年　　月　　日
証明師　　寺住職
氏名（自署）　　㊞

備考）戸籍抄本を添付すること。

【庶－11】

履　歴　書

住　所

寺院番号（　　）　　寺住職

僧階・空号・氏名

生年月日　　年　　月　　日生

1	本籍		
1	得度	年　月　日	道場において について
1	度牒拝受	年　月　日	
1	改名	年　月　日	
1	加行前研修	年　月　日　受講	
1	法脈相承	年　月　日	禅林寺道場において 大僧正について
1	曼荼羅相承	年　月　日	道場において 大僧正について
1	修学	年　月　日	卒業　修了
1	住職研修会	年　月　日　受講	
1	僧正研修会	年　月　日　受講	
1	法衣	年　月　日	級服着用許可
1	教師拝命	年　月　日	級教師拝命（前級）
		年　月　日	級教師拝命（現級）
1	公職	年　月　日より　　年　月　日まで	
		宗務所・支所役職員等	
1	学階	年　月　日	拝命
1	教階	年　月　日	拝命
1	法階	年　月　日	拝命
1	住職	年　月　日	寺住職拝命
1	退住	年　月　日	
1	賞罰		

上記履歴に相違ありません。

年　　月　　日

本人・氏名（自署）　　㊞

⑱書式

【庶－12】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派

宗務総長　　殿

住　所

寺院番号（　　）　　寺住職

僧階・氏名（自署）　　㊞

師僧換に付僧籍訂正願

下記の者、　　県　　市　　番地、　　寺

住職へ師僧換致しましたから、僧籍を訂正下さいますよう関係者連署のうえ願い出ます。

記

住　所

寺院番号（　　）　　寺徒弟

僧階・氏名（自署）　　㊞

新師僧

寺院番号（　　）　　寺

僧階・氏名（自署）　　㊞

【庶－13】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
宗務総長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

改姓（名）に付僧籍訂正願

下記の者、　　により　　と改姓（名）致しましたから、僧籍を訂正下さいますよう戸籍抄本を添えて願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
僧階・氏名（自署）　　㊞

1　度牒拝受　　年　　月　　日

備考）願い出る本又中に改姓（名）後の氏名を記し、下記に僧籍訂正前の旧姓（名）を自署すること。

⑳書式

【庶－14】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
宗務総長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

僧籍削除願

次の者、下記の理由により僧籍を削除致したいので願い出ます。

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
僧階・氏名（自署）　　㊞

記

理由

備考）１．住職の時は、責任役員が連署すること。
２．本人が押印出来ない時は、その理由を具すること。
３．僧籍が削除される者の印は実印を押印し、印鑑証明を添付すること。

【庶－14－1】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
宗務総長　　様

住所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

離籍願

次の者、下記の理由により師弟関係を解消して離籍したいので願い出ます。

住所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
僧階・氏名　　㊞

理由

備考）
1．離籍する僧侶が僧籍の残留を希望する場合は、次のいずれかの手続きを併せて願い出ること。
①師僧換に付僧籍訂正願（新師僧の在籍寺院へ僧籍を移す）
②転籍願（師僧換は行わず、僧籍だけを一時的に移す）
③僧籍留保願（僧籍の設定または僧籍削除の留保を請う）
2．上記1の②及び③は、徒弟本人からの願い出を認める。

書式⑳-2

【庶－14－2】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
宗務総長　　様

住所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
僧階・氏名（自署）　　㊞

転籍願

所属寺院からの離籍により、下記へ転籍致したいので、ご承認くださいますよう願い出ます。

記

1．転籍先寺院　住所
寺院番号（　　）　　寺
2．転籍期間
年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
3．一時転籍期間中の居住地住所・連絡先

上記転籍期間の終了時または期間内に、宗制第２９６条により僧籍の再設定を行うこととし、申請者の転籍先として僧籍を置くことを承諾致します。

住所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

備考）押印はすべて実印とし、申請者は印鑑証明を添付すること。

【庶－14－3】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
宗務総長　　様

住所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
僧階・氏名（自署）　　㊞

僧籍留保願

所属寺院からの離籍に当たり、下記の理由により僧籍の設定（僧籍削除）を留保していただきたく願い出ます。

記

1．僧籍の留保を願い出る経緯と理由

2．居住地住所および連絡先

備考）押印は実印とし、申請者は印鑑証明を添付すること。

【庶－15】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派

宗務総長　　殿

住　所

寺院番号（　　）　　寺住職

僧階・氏名（自署）　　㊞

僧籍復帰願

次の者、下記の理由により　　寺（院）の徒弟（前住職）として僧籍の復帰をご承認くださいますよう願い出ます。

（僧籍があった寺院と削除された日付）

住　所

寺院番号（　　）　　寺

僧階（　　）　　年　月　日に僧籍削除

本人自署　　㊞

記

理由

備考）１．復帰の理由及び復籍寺院もしくは教会を明記すること。

２．僧籍を削除された年月日を記入すること。

㉒書式

【庶－16】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

藤色法衣許可願

権中僧都任命の出願を致しましたので、宗制第 305 条の規定により、藤色法衣着用を許可下さいますよう願い出ます。

備考）１．住職が申請する場合の書式はこれによる。
２．徒弟の申請をする場合の書式は教師任命願（徒弟の場合）を参照のこと。

【庶－17】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

転　衣　願

下記の者、別紙のとおり教師検定願を提出致しましたから、香衣の着用を許可下さいますよう願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
氏名（自署）　　㊞

1　空号（朱書）　　（ふりがな）

㉔書式

【庶－18】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

教師任命願

別紙履歴書のとおり相違ありませんから、宗制第　　条により、
級教師に任命下さいますよう願い出ます。

備考）１．住職が申請をする場合の書式はこれによる。
２．権少僧正以上への昇進は、支所長又は宗務総長より推薦すること。
３．講習証書を添付すること。
４．10 級教師任命願提出の時は、藤色法衣許可願を同時に提出すること。

【庶－19】

年　　月　　目

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

教師任命願

下記の者、別紙履歴書のとおり相違ありませんから、宗制第　　条により、　　級教師に任命下さいますよう順い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
僧階・氏名（自署）　　㊞

備考）１．徒弟の申請をする場合の書式はこれによる。
２．権少僧正以上への昇進は、支所長又は宗務総長より推薦すること。
３．講習証書を添付すること。
４．10 級教師任命願提出の時は、藤色法衣許可願を同時に提出すること。

㉖書式

【庶－20】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺
住職・代務者又は責任役員
氏名（自署）　　㊞

住職任命願

宗教法人「　　」規則第７条第２項及び第３項の規定により、
　　を住職に選定致しましたから、すみやかに任命下さいますよう履歴書を添え、関係者連署のうえ願い出ます。

責任役員　氏名（自署）　　㊞

責任役員　氏名（自署）　　㊞

就任を承諾致します。

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
僧階・氏名（自署）　　㊞

備考）１．兼務住職、兼務主管者又は代務者の場合も同様とする。
　　２．連署する責任役員の印は実印。
　　３．就任受諾者の印は実印を押印し、印鑑証明を添付すること。

【庶－21】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

名誉住職任命願

下記の者、宗制第222条第３項の規定により名誉住職に選定致しましたから、すみやかに任命下さいますよう履歴書を添え、関係者連署のうえ願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺
氏　名

責任役員　氏名（自署）　　㊞
責任役員　氏名（自署）　　㊞

就任を承諾致します。

住　所
寺院番号（　　）　　寺
氏名（自署）　　㊞

㉘書式

【庶－22】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

副住職任命願

下記の者、宗制第 222 条第３項の規定により副住職に選定致しましたから、すみやかに任命下さいますよう履歴書を添え、関係者連署のうえ願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
氏　名

責任役員　氏名（自署）　　㊞

責任役員　氏名（自署）　　㊞

就任を承諾致します。

備考）１．連署する責任役員の印は実印。
　　２．就任受諾者の印は実印、印鑑証明を添付すること。

【庶－22－1】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺兼務住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

准教職任命願

下記の者、別紙履歴書のとおり相違ありませんから、宗制第222条第８項により、准教職に任命下さいますよう関係者連署のうえ願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺教師補・徒弟
氏　名（自署）　　㊞

法類代表
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

責任役員　氏名（自署）　　㊞
責任役員　氏名（自署）　　㊞

備考）１．申請者は兼務住職とする。
２．教師補は教師補講習会の修了証５枚を添付すること。

㉘-2 書式

【庶－22－2】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

助成金交付申請書

下記の理由により、必要書類を添付して申請しますので、浄土宗西山禅林寺派助成金及び奨学金支給規程第　条により、助成金を交付下さいますよう願い出ます。

記

理　由

備考）1. 福祉厚生助成金の交付対象者で加療中の者は、医師の診断書を添付すること。
2．出版及び学術研究発表に対する助成金の交付対象者は、出版物又は学術研究発表の場合、題目とそれを証明する資料を添付すること。

【庶－23】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

退　住　願

下記の理由により住職を引退しますから、すみやかに許可下さいますよう関係者連署と後任者を推薦のうえ願い出ます。

記

理　由

責任役員　氏名（自署）　　㊞

責任役員　氏名（自署）　　㊞

推薦する後任者
住　所
寺院番号（　　）　　寺（院）徒弟（住職）
僧階・氏名

備考）連署する責任役員の印は実印を押印すること。

㉚書式

【庶－24】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
代表役員　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

責任役員任命書下付願

寺責任役員　　満期（死亡又は辞任）につき、下記の者を宗教法人「　　」規則第７条４項（第５項）の規定により責任役員に選定致しましたから、すみやかに任命書を下付下さいますよう願い出ます。

記

住　所
氏　名

住　所
氏　名

備考）責任役員就任受諾書を添付すること。

【庶－25】

年　　月　　日

責任役員就任受諾書

宗教法人「　　」の責任役員に就任することを受諾致します。

年　　月　　日

住　所

氏名（自署）　　㊞

㉜書式

【庶－26】

年　　月　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

表　彰　願

当寺本堂（庫裡その他の堂宇等）再建につき、当該工事に功績のあった下記の檀信徒に対し、表彰下さいますよう別紙氏名表を添えて願い出ます。

記

1　表彰者氏名　　別紙のとおり

備考）1．氏名及び功績の報告書を添えること。
2．住職に対する表彰は、支所長より本人の履歴書を添えて推薦すること。

書式㉜-1

【庶－27】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
　宗務総長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

祝　辞　願

下記の儀式を挙行致しますので、宗務総長様より宗派を代表して祝辞を戴きたく願い出ます。

記

挙行日　　年　　月　　日
場　所
儀式の内容（晋山式、落慶式など）

㉜-2 書式

【庶－28】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
　宗務総長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

弔　辞　願

下記の者、遷化に伴い　　年　　月　　日に表葬儀を執り行いますので、宗務総長様より弔辞を戴きたく願い出ます。

記

寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名
遷　化　　年　　月　　日
葬儀式場

【教－１】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

教師検定願

下記の者、宗制第250条第　　号の規定による　　を卒業又は修了致しましたので、第　　級教師に任命下さいますよう願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
氏名（自署）　　㊞

備考）１．卒業又は修了証明書（写）を添付のこと。
　　２．検定試験合格者の場合も同様とする。

㉞書式

【教－２－１】

年　　月　　日

宗学院長（宗学研究所長）

殿

住　所

寺院番号（　　）　　寺住職

僧階・氏名（自署）　　㊞

入学（受講）願

下記の者、宗学院に入学（宗学研究所講座を受講）致したいので許可下さいますよう願い出ます。

記

住　所

寺院番号（　　）　　寺徒弟

僧階・氏名（自署）　　㊞

生年月日　　年　　月　　日生

備考）１．いずれの場合も履歴書を添付のこと。

２．宗学研究所の講座受講には、毎回「受講願」を研究所長宛てに提出のこと。

【教－２－２】

年　　月　　目

浄土宗西山禅林寺派
宗務総長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

受　講　願

下記の者、加行前研修（住職研修会、僧正研修会）を受講致したいので許可下さいますよう願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟（副住職）
僧階・氏名（自署）　　㊞
生年月日　　年　　月　　日生

備考）１．履歴書を添付のこと。
２．西山三派中央教学講習会、夏安居についても、この願を参照とし、各講習会の受講ごとに「受講願」を提出のこと。
３．教師補講習会の受講には、この願を参照して初回受講時のみ「受講願」を提出すること。
４．住職研修会会･僧正研修会を本人が受講申請するときは、「下記の者」は不要。

㉞-2 書式

【教－２－３】

年　　月　　日

（布教・法式）講究所長

殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

講究所受講願

下記の者、　　講究所を受講致したいので許可下さいますよう願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
僧階・氏名（自署）　　㊞
生年月日　　年　　月　　日生

備考）１．初めて受講する時は、「受講願」に履歴書を添付すること。
２．講究所受講の２回目からは「受講届」のみでよい。
３．本人が受講申請するときは、「下記の者」は不要。

【教－３】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

法脈相承願

下記の者、法脈相承を許可下さいますよう願い出ます。

記

住　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
氏名（自署）　　㊞
生年月日　　年　　月　　日生

備考）履歴書を添付すること。

㊱書式

【教－４】

年　月　　日

浄土宗西山禅林寺派

管　長　　殿

住　所

寺院番号（　　）　　寺住職

僧階・氏名（自署）　　㊞

曼荼羅相承願

別紙履歴書のとおり相遮ありませんから、曼荼羅相承を許可下さいますよう願い出ます。

備考）１．住職が申請をする場合の書式はこれによる。
２．徒弟の申請をする場合の書式は教師任命願（徒弟）を参照のこと。
３．他派にて相承したいときは、伝灯師の氏名及びその年月日、許状写を宗務所に届け出ること。届出のない場合は相承を認めない。

【教－５】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
管　長　　殿

住　所
寺院番号（　　）　　寺住職
僧階・氏名（自署）　　㊞

奨学金支給申請書

下記の者、別紙履歴書のとおり相違ありませんから、必要書類を添付して申請しますので、浄土宗西山禅林寺派助成金及び奨学金支給規程第10条により、奨学金を支給下さいますよう願い出ます。

記

住　　所
寺院番号（　　）　　寺徒弟
氏　名（自署）　　㊞

備考）１．学長名発行の在学証明書を添付すること。
２．奨学金支給対象者の在籍する宗務支所長の推薦書を添付すること。
３．申請後、翌年3月31日までに学長名発行の成績証明書を提出すること。

書式㊲

【財－１】

年　　月　　日　　

浄土宗西山禅林寺派

管　長　　殿

住　所

寺院番号（　　）　　寺住職

僧階・氏名（自署）　　㊞

献　金　願

教学資金として、金　　円也を献金致しますから、採用下さいますよう願い出ます。

㊳書式

【財－２】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
　代表役員　　殿

所在地
宗教法人「　　」
代表役員　氏名　　㊞

本堂等改築承認願

宗教法人「　　」規則第 21 条第３号並びに宗教法人「浄土宗西山禅林寺派」規則第 28 条第３号により、今般、本堂等改築（新築、増築）を致したいので、必要書類を添付して申請しますから、ご承認下さいますよう願い出ます。

責任役員　氏名　　㊞

資任役員　氏名　　㊞

備考）印は実印をもって押印すること。

【財－３】

宗教法人「　　」
責任役員会議事録

（事業の決定に至るまでの会議議事録）

１．日　時　　年　月　日　時　分　～　時　分

２．場　所

３．出席者　代表役員　氏名

責任役員　氏名

責任役員　氏名

４．議　長　氏名

５，議　事　議案第１号

議案第２号

議案第３号

６，議事の経過

７．議決事項　（１）

（２）

（３）

上記のとおり出席者全員の賛成により決定した。

年　　月　　日

宗教法人「　　」

代表役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

備考）１．印は承認願と同じ。

２．６の議事の経過は簡潔に記入の事。

３．用紙不足の場合は，追加して記入の事。

㊵書式

【財－４】

宗教法人「　　」総代の同意書

下記の事項について同意します。

記

１．宗教法人「　　」本堂・庫裡等改築（新築・増築・解体）すること。

２．その他資金調達に関すること。

以上

年　　月　　日

宗教法人「　　」

総　代　氏名　　㊞

総　代　氏名　　㊞

総　代　氏名　　㊞

上記は原本と相違ないことを確認します。

年　　月　　日

宗教法人「　　」

代表役員　氏名　　㊞

備考）代表役員の印は、個人名の認印ではなく登録された法人代表役員印を押印のこと。

【財－５】

（建築営繕、取壊し）物件名

物件所在地

宗教法人「　　」
代表役員　氏名　　㊞

	物件名	構造	面積
1			
2			
3			

㊷書式

【財－６】

予算書

名　称　　建築工事

収入の部

1

1

1

合　　計

支出の部

1

1

1

合　　計

上記の予算を責任役員会議において議決する。

年　　月　　日

宗教法人「　　」

代表役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

【財－７】

資金調達方法

1

1

1

年　　月　　日

宗教法人「　　」

代表役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

備考）具体的に箇条書をすること。

㊹書式

【財－８】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
代表役員　　殿

住　所
宗教法人「　　」
代表役員　氏名　　㊞

（物件名）新、増、改築完成届

年　月　日ご承認を受けました「　　」工事は　　年　月　日に完成しましたのでお届け致します。

責任役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

注）僧侶褒賞査定基準細則第５条を参照のこと。

書式㊺

【財－９】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
代表役員　　殿

宗教法人「　　」
代表役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

決　算　書

下記のとおりであることを報告致します。

記

収入の部
1
1
1
合　　計

支出の部
1
1
1
合　　計

㊻書式

【財－10】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
代表役員　　殿

宗教法人「　　」
代表役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

資金調達方法

1　積立て基本金

1　寄付金

1　自己資金

1　借入金

合　計

書式㊼

【財一 11】

宗教法人「　　」
責任役員会議事録

1　日　時

2　場　所

3　出席者

4　議　長

5　議　事

議案第１号

議案第２号

6　議事の経過

7　議決事項

上記のとおり出席者全員の賛成により決定した。

年　　月　　日

宗教法人「　　」

代表役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

㊽書式

【財－12】

年　　月　　日

浄土宗西山禅林寺派
代表役員　　殿

所在地
宗教法人「　　」
代表役背氏名　　㊞

一般寺院救済基金支給申請書

一般寺院救済基金規程により、今般、「　　」の取壊しを致したいので、必要書類を添付して申謂しますから、ご承認下さいますよう願い出ます。

責任役員　氏名　　㊞

責任役員　氏名　　㊞

備考）１．印は実印をもって押印すること。
２．申請には、宗教法人責任役員会議事録、総代の同意書、取壊し物件名、予算書、財産目録、現況が分かる写真等を添付すること。

書式㊾

註　記

1．寺院、教会の新築・改築・増築の場合は、宗派規則第 28 条、寺院規則第 21 条により、事前に事業計画・責任役員会議事録を添付し、この宗派の代表役員の承認を受けなければならない。
2．事業が完了したときは、完成写真・決算書・保存登記抄本（新築・増築の場合）を添付し、遅滞なく宗務総長に届け出なければならない。
3．寺院、教会を設立しようとするときは、宗派規則第 27 条、宗制第 208 条により、この宗派の代表役員の承認を受けなければならない。
4．登記を完了したときは、宗制第 209 条により登記簿謄本を添付し、宗務総長に届け出なければならない。
5．一般寺院救済基金規程により、堂宇等の取壊し費用を支給された場合、事業が完了したときは、完成写真・決算書を添付し、遅滞なく宗務総長に届け出なければならない。